

第3次西宮市環境基本計画  
2019～2028

中間改定 素案

西宮市

市長あいさつ



# 計画の改定の背景

本市は、2005年の「新環境計画」（2005年度～2018年度）（以下前計画）策定以降、環境学習都市宣言の理念の下、「学びあい」と「参画と協働」を視点に、様々な環境施策を推進してきました。

市民・事業者・行政・専門家により構成された環境計画推進パートナーシップ会議では、計画全体の進捗管理や環境分野に応じた計画の策定などを行ってきました。

また、環境省の「こどもエコクラブ事業」の基本モデルとなった EWC 事業<sup>\*1</sup>の充実や、環境学習サポートセンターなどの環境学習施設の整備・ネットワーク化を進めるなど、子供から大人までの幅広い世代が日常生活の中で環境学習に取り組めるしくみを構築してきました。

さらに、持続可能な地域づくりを目指して、市内の各地域で自主的に設置されたエココミュニティ会議では、地域の環境特性に応じた様々な環境活動が展開されています。

この間の国内外の動向に目を向けると、東日本大震災を契機としたエネルギーの安全性や安定供給などの問題をはじめ、持続可能な開発目標（SDGs<sup>\*2</sup>）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や脱炭素社会へ大きく舵を切った「パリ協定」の採択など大きな動きがありました。

2018年4月に閣議決定された国の第五次環境基本計画では、「今こそ新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換（パラダイムシフト）していく時に来ている」とし、SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取り組みを進めることとしています。

本市においては、前計画策定以降、様々な環境施策の推進により、一定の成果を挙げてきましたが、こうした社会情勢の変化等により、温室効果ガスの排出量の増加や事業系ごみ排出量が増加傾向にあるなど新たな課題が生じています。

こうした課題を解決するため、前計画において積み

重ねてきた施策や地域活動を発展させ、「環境学習都市宣言」の理念の下、一人ひとりが将来世代の利益を考え、時代に応じた「学びあい」や「参画と協働」のしくみを構築し、環境施策を推進していくため、2019年に「第3次西宮市環境基本計画」（2019～2028）を策定しました。

本計画は、これまで構築されてきたしくみを生かし、さらなる市民・事業者の意識の変革を求めていくため、コラムやイラストを多用し、手に取りやすく、かつ分かりやすい冊子となることを心がけました。

また、前計画策定以降、環境分野に応じた個別計画が策定されてきていることから、計画の進捗状況の評価を実施し、実効性のある計画の進行管理を実現するため、目標ごとに個別計画と連携した数値目標を設定するなど、個別計画とのつながりを意識した計画としていきます。

しかし、本計画の策定以降も、環境問題を巡る情勢は大きく変化し続けています。国際社会全体で気候変動対策が求められる中、国の2050年カーボンニュートラルの表明やプラスチックごみによる世界規模の海洋汚染など新たな課題もより表面化してきています。

こうした状況の中、計画の中間改定年度にあたる2023年度は、これまでの取り組みの点検・評価を行うとともに、2021年に表明したゼロカーボンシティの実現に向けた目標設定や、より多くの世代が関わり、参加することができる環境学習の仕組みづくりについて検討を行いました。

美しい地球を次世代に引き継いでいくためには、あらゆる世代、主体が、人と人、人と自然との共生により、公正で平和な社会を築いていかなければなりません。これまでの市民・事業者・行政などすべての主体による連携・協働を発展させるとともに、すべての世代にわたる環境学習の推進により、一人ひとりの環境力を高め、持続可能なまちづくりを進めます。

<sup>\*1</sup>EWC 事業については、P.22 参照

<sup>\*2</sup>SDGs については、P.21 参照

## 西宮市環境学習都市宣言

いま、地球は危機に瀕しています。これまでの社会経済活動や私たち人間のくらしが、地球温暖化や砂漠化などの問題を引き起こし、自らの生存基盤でもある環境を脅かしています。

西宮市では、市民が主体となって、六甲山系の緑の山並み、武庫川・夙川などの美しい河川、大阪湾に残された貴重な甲子園浜・香櫨園浜をはじめとした豊かな自然を守るとともに、公害問題にも取り組むなど、良好な環境をもつ都市を目指してきました。また、阪神・淡路大震災の体験を通じて、自然の力の大きさとその中で生かされている私たちの存在を改めて学びました。

西宮の環境を、そして地球の未来を次世代に持続可能な状態で引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが社会のありかたやくらしを見直さなければなりません。

環境学習とは、私たちのくらしが自然にどう支えられ、自然をどう利用してきたかを考え、環境に対する理解を深め、自然・歴史や文化・産業・伝統といった地域資源を活用しながら、地域や地球環境との望ましい関係を築いていくために学びあうことです。

私たちは、世代を超えて、家庭・地域・学校・職場などの様々な場所で、市民・事業者・行政の協働によって、人と人との新しい交流を生み出し、環境学習活動を支えるしくみをつくっていきます。

西宮に住み、学び、働くすべての人々が、文教住宅都市宣言（1963年）、平和非核都市宣言（1983年）の精神とあゆみを再認識し、環境学習を軸とした21世紀の持続可能なまちづくりを進めることをここに宣言します。

## 行動憲章

私たち西宮市民は、参画と協働の環境学習を通じて、21世紀の世界に誇ることのできる持続可能な都市を実現します。

1. 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。

2. 私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPO などのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。

3. 私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にした循環型都市を築きます。

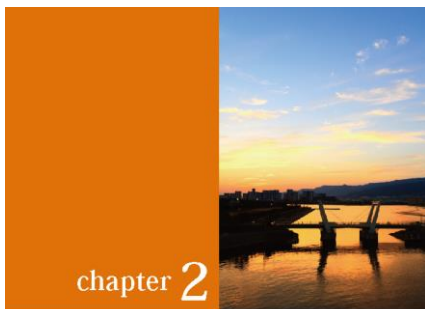
4. 私たちは、健康で文化的なくらしの中で、人と自然、人と人が共生する、公正で平和な社会を実現します。

5. 私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。



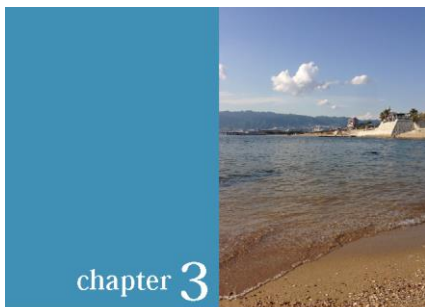
## 第1章 西宮市の目指す環境

- 1.望ましい環境像…7
- 2.まちづくりの目標…8
- 3.環境目標と行動目標…8



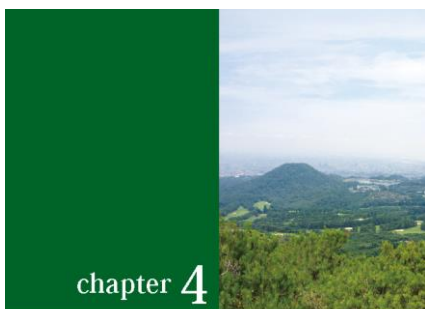
## 第2章 西宮の環境と歴史

- 1.市民・事業者から見た西宮の環境…11
- 2.西宮の自然環境…12
- 3.西宮の環境の歩み…14



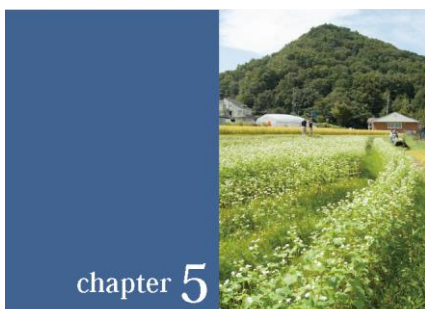
## 第3章 計画の位置づけ

- 1.計画の位置づけ・役割…17
- 2.計画の対象…17
- 3.計画の期間…17



## 第4章 望ましい環境像の実現に向けた目標と取り組み

- 1.施策体系…19
- 2.環境学習の定義と各目標の基礎となる視点…20
- 3.環境目標…23
- 4.行動目標…40
- 5.あらゆる世代が参加できる環境学習の推進…48



## 第5章 計画の推進のために

- 1.計画の進行体制…51
- 2.進行管理…52
- 3.情報公開…53

Contents

目次



西宮市観光キャラクター「みやたん」と「みにゃっこ」

# 計画の構成図

第1章

望ましい環境像

『人を育み、人が育む 環境学習都市・にしのみや』  
～共生と循環のところで次代につなぐ 山のみどりとおおい海～

第1章

まちづくりの目標

環境学習都市宣言

学びあい   参画・協働   循環   共生   ネットワーク

第3章

計画の対象

自然   まち・くらし   人・文化   歴史・国際

計画の期間

10年間 2019年度～2028年度

第4章

望ましい環境像の実現に向けた  
環境目標と行動目標

環境目標

ゼロカーボン   生物多様性  
資源循環   安全・快適

行動目標

学びあい  
参画・協働   国際交流・貢献

第5章

計画の進行体制

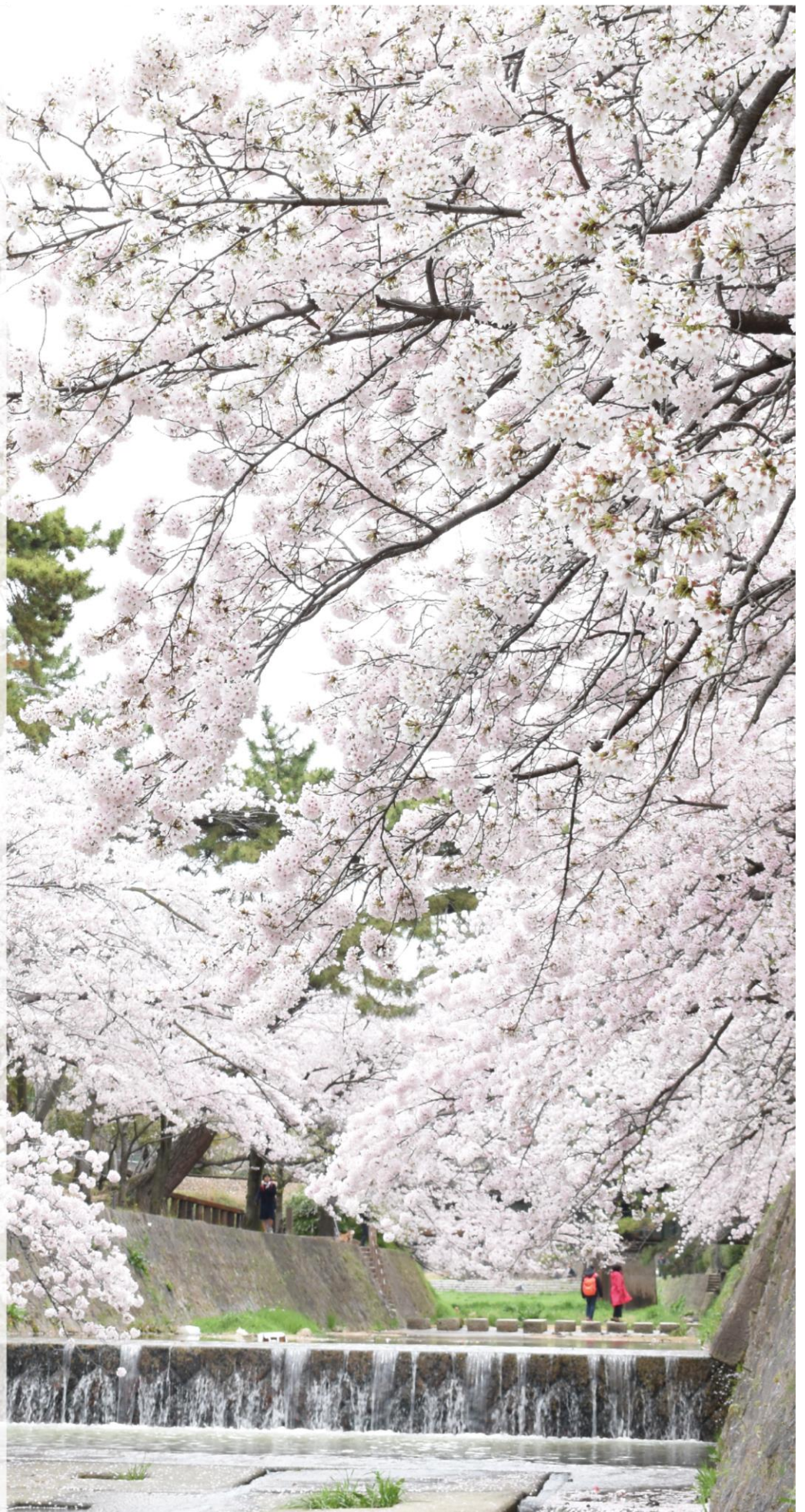
市民・事業者・行政のパートナーシップに基づく計画進行



Environment Nishinomiya

# chapter 1

# 西宮市の目指す環境



上の花: 夙川舞桜  
撮影地: 夙川

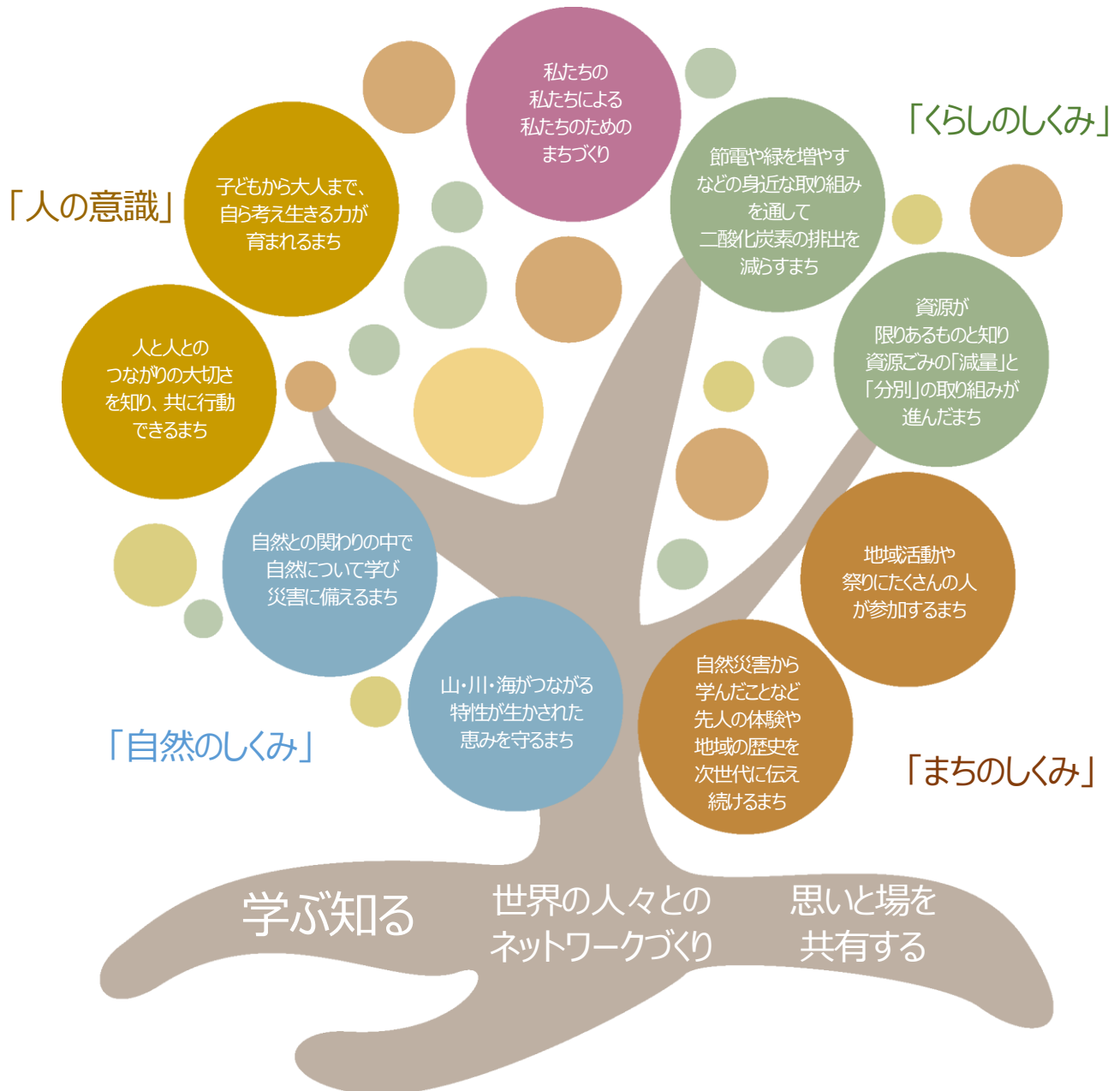


# 1. 望ましい環境像

本計画は、環境学習都市宣言の理念をもとに策定された前計画の基本的な考え方を引き継ぎ、“望ましい環境像”を次のとおり設定します。

## 『人を育み、人が育む 環境学習都市・にしのみや』

### ～共生と循環のところで次代につなぐ 山のみどりとおおい海～



本計画の策定に向けて開催したワークショップでは、市民・事業者・行政が共に集い、環境を通じたまちづくりへの思いを互いに語りあいました。上の木のイラストは、そこでいただいたご意見をもとに作成したものです。

地域活動に携わる人、事業を通して環境活動を実践する人、環境学習プログラムを企画する学生、行政職員、すべての人の思いが望ましい環境像へ向けての原動力となります。

## 2. まちづくりの目標

計画の望ましい環境像の実現に向けて、環境学習都市宣言の5つの行動憲章を基本目標とします。

### 学びあい

私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。

### 参画・協働

私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPO などのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。

### 循環

私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にした循環型都市を築きます。

### 共生

私たちは、健康で文化的な暮らしの中で、人と自然、人と人が共生する、公正で平和な社会を実現します。

### ネットワーク

私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。

## 3. 環境目標と行動目標

基本目標を実現するために、4つの環境目標と3つの行動目標を掲げます。

「ゼロカーボン」「資源循環」「生物多様性」「安全・快適」をそれぞれ分野別に体系的に施策を進めるための環境目標として設定します。

ただし、特定の環境分野に関する課題を直接的に解決するためではなく、それぞれの施策が複数の環境課題を解決していくことを意識して取り組むことも重要です。

国が2023年6月9日に閣議決定した「令和5年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

では、炭素中立（カーボンニュートラル）・循環経済（サーキュラーエコノミー）・自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成の実現の重要性や、気候変動と生物多様性などの環境課題の相互関連性を指摘しています。

こうしたことから、本市が環境学習都市宣言を行ったことを踏まえ、環境に関するすべての分野に共通し、分野横断的に4つの環境目標を達成するため「学びあい」「参画・協働」「国際交流・貢献」の3つを行動目標として設定します。

## 【環境目標】

### 1.ゼロカーボン 二酸化炭素排出量 実質ゼロのまちへ

省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの最大限の導入など、地球温暖化対策に取り組み、「2050年ゼロカーボンシティにのみや」の実現に向けた取り組みを進めます。

### 3.生物多様性 生き物のつながりが 豊かな恵みを育むまちへ

あらゆる主体と連携し、まち、山、川・池沼、海の自然環境を守り、生物多様性を高めるための取り組みを進めます。

### 2.資源循環 ごみを減らし、資源を 有効活用するまちへ

循環型社会の構築に向けて、2R<sup>\*</sup>と分別・リサイクルの推進により、資源を有効活用し、ごみを少なくする取り組みを進めます。

### 4.安全・快適 安全・快適な生活環境を くらしの中で築くまちへ

良好な大気・水質・土壌などを次世代に引き継ぎ、人や環境にやさしい安全で快適な社会の実現に向けた取り組みを進めます。

※リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）

## 【行動目標】

### 1.学びあい すべての人が環境に ついて学びあうまちへ

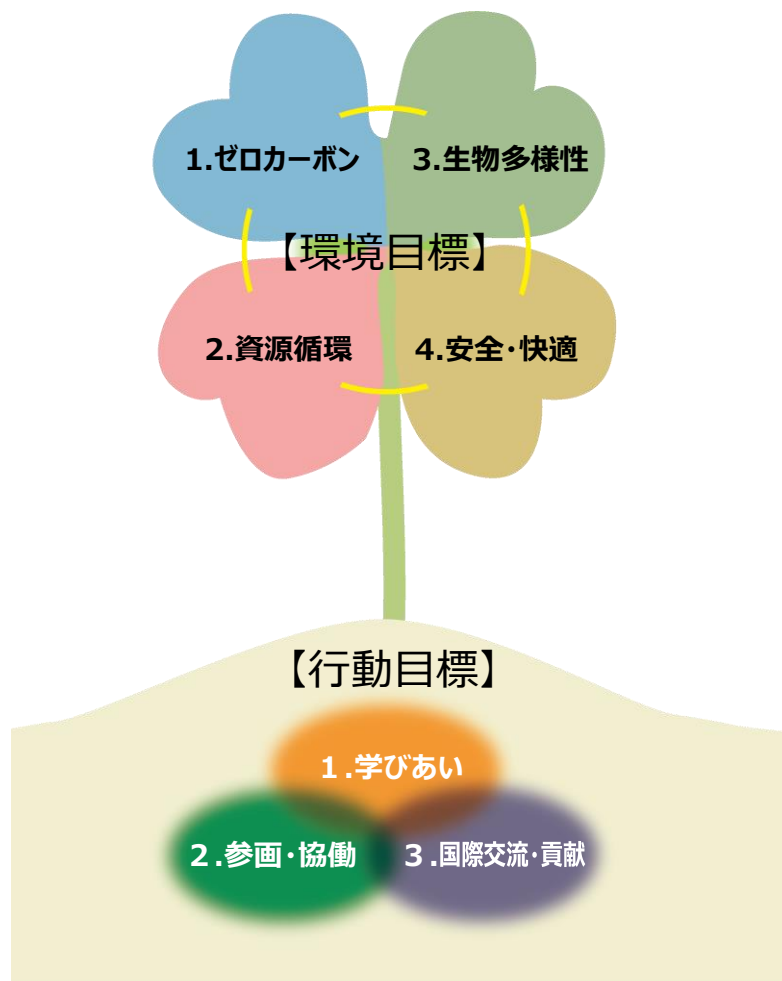
すべての人が、生涯にわたり環境について学びあう社会のしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高めます。

### 2.参画・協働 参画と協働により 環境活動を進めるまちへ

市民・事業者・行政などの各主体、各世代の自律と協働、参画により地域力を高め、環境活動を進めます。

### 3.国際交流・貢献 世界の人々と協力し、よりよい地球 環境を次世代へ引き継ぐまちへ

国際的視野をもち、世界の人々と協力して、より良い地球環境を未来に残すことに貢献します。



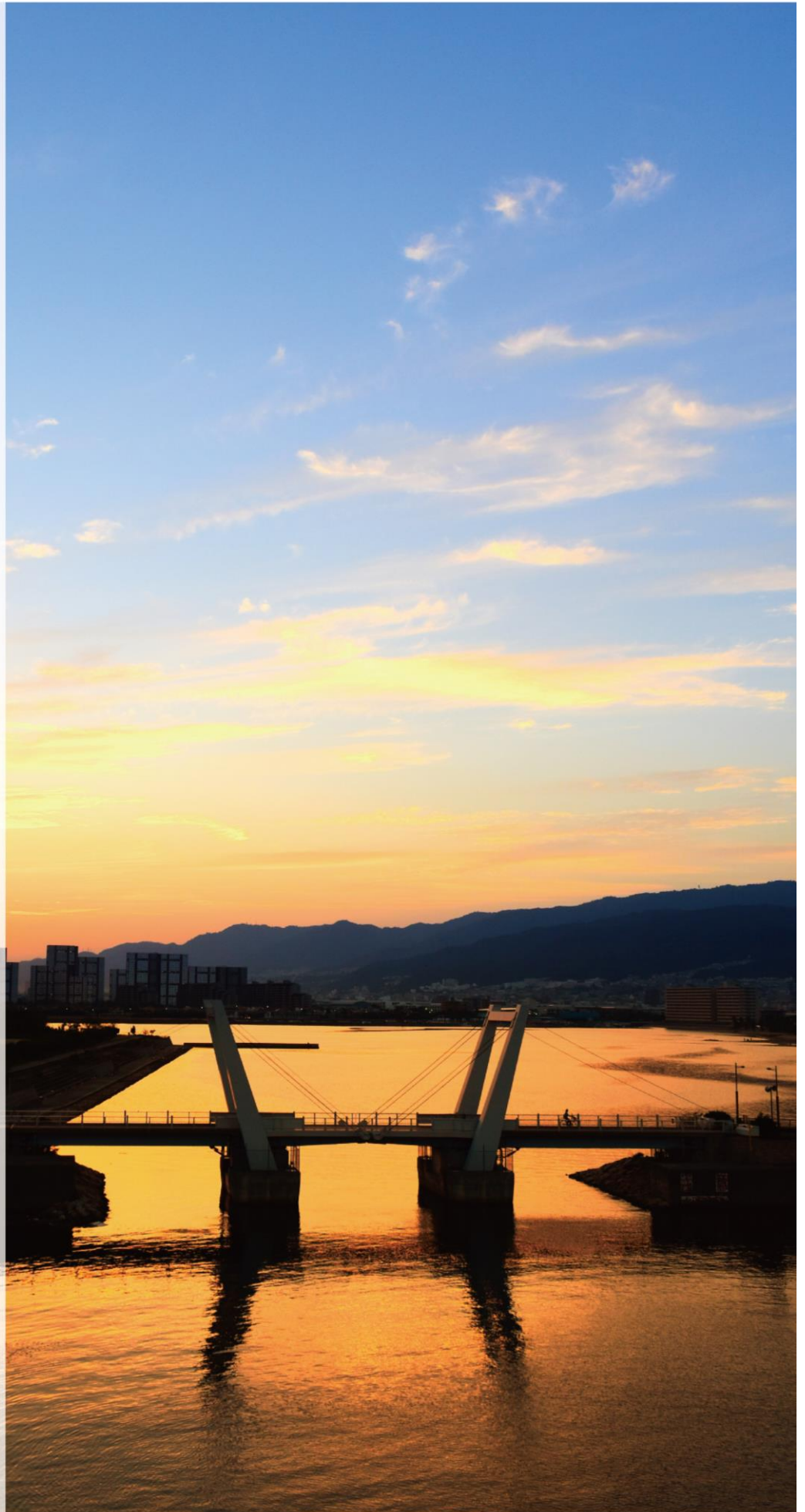


Environment Nishinomiya

## chapter 2

# 西宮の環境と歴史

上の花: ゆめむらさき (ペロニカ)  
撮影地: 御前浜



# 1. 市民、事業者から見た西宮の環境

小学生（5、6年生）・市民（18歳以上）・事業者（市内事業者）へ「西宮市の環境に関する意識調査」を行いました。

小学生・市民ともに、回答者の7割以上が「ごみのポイ捨てをしないようにする」を普段から実践するなど、日常での環境に配慮した行動が根づいています。また、事業者は回答者の約半数が約10年前と比べて「照

明・空調に係る高効率機器等の導入」を行ったと回答しており、経済活動の分野でも環境配慮の意識が高まっていることが伺えます。

一方で、地域での環境活動への参加状況はあまり進んでおらず、環境学習や活動についての情報共有が図られていません。「ゼロカーボン」等の言葉についても、意味を知らない割合が高いことが分かりました。

## 西宮市の環境に関する意識調査

	小学生（5、6年生）	市民（18歳以上）		事業者（市内事業者）
問	日常生活で環境への配慮についてあなたが普段行っていること	日常生活で環境への配慮についてあなたが普段行っていること		約10年前と比べて環境に配慮するようになったと感じること
回答	<b>【2017年度】</b> 1位（72%） ごみのポイ捨てをしないようにする 2位（62%） 使っていない部屋の電気は消す 3位（57%） 水を使う時はむだ使いたないようにする	<b>【2017年度】</b> 1位（75%） ごみ、たばこの吸いがら等のポイ捨てをしないようにする 2位（61%） ごみの分別収集、資源回収に協力する 3位（54%） 詰め替え商品を買う	<b>【2023年度】</b> 1位（83%） ごみ、たばこの吸いがら等のポイ捨てをしないようにする 2位（76%） ごみの分別収集、資源回収に協力する 3位（73%） 余分な包装を断ったり、買い物袋（マイバッグ）を持参する	<b>【2017年度】</b> 1位（49%） 照明・空調に係る高効率機器等の導入（LED、高効率空調等） 2位（31%） 廃棄物の発生抑制 3位（23%） 廃棄物の再資源化

## コラム 2023年度 市民アンケート調査結果より

中間改定に当たり、市民（18歳以上）を対象に「環境に関するアンケート」を行いました。

地域の環境活動の参加状況については、参加したことがないが42%と多く、また、環境学習施設は知らないが52%と多くなっています。「ゼロカーボン」についても意味を知らないが大半を占めており、地域活動や環境学習、ゼロカーボンの実現等について積極的に情報提供を行い、周知していく必要があります。

問	地域の環境活動に参加したことがある	環境学習を進めていくうえで市が重点的に取り組むべきこと	西宮市の山、海、川の各生態系について学べる施設について	「ゼロカーボン、カーボンニュートラル、脱炭素社会」について知っている
回答	1位（42%） 参加したことがない 2位（39%） 地域の資源ごみ回収活動 3位（35%） 公園や道路などの清掃活動	1位（44%） 学校や幼稚園、保育所における環境学習の充実 2位（24%） 市内の環境学習・活動などの情報発信 3位（19%） 学校以外で環境学習が受けられる場所や機会の提供	1位（52%） 知らない 2位（45%） 知っている	1位（42%） 言葉は知っているが意味は分からない 2位（41%） 意味を含め知っている 3位（16%） 言葉自体を知らない

### 【アンケート実施概要】

- \* 小学生アンケート(調査期間 2017年7月7日～7月20日)  
市内の小学5、6年生1,485人を対象に学校を通じて配布・回収を行い、1,404人から回答を得ました。
- \* 市民アンケート(①調査期間 2017年8月3日～8月25日 ②調査期間 2023年6月23日～7月10日)  
①市内の18歳以上の市民1,600人を対象に郵送・インターネット調査により配布・回収を行い、795人から回答を得ました。  
②市内の18歳以上の市民3,000人を対象に郵送調査により配布、郵送・インターネットより回収を行い、1,046人から回答を得ました。
- \* 事業者アンケート(調査期間 2017年9月8日～9月22日)  
市内の事業者224社を対象に郵送調査により配布・回収を行い、73社から回答を得ました。

## 2. 西宮の自然環境

大阪湾に面した西宮市は、南北 19.1 km、東西 14.3 km、総面積 100.18 km<sup>2</sup>の南北に長い市域を有しています。市域の中央部を六甲山系が東西に横断していることで、六甲山系より北部の地域、南部の地

域、それぞれに特色を有する自然環境がそこに住む人々の歴史と関わり、多様な文化や伝統が暮らしの中で育まれてきています。

### 主な環境学習関連施設



#### ① 甲山自然環境センター

甲山周辺の豊かな自然環境を保全し、市民の自然体験活動や環境学習活動を推進する山の学習拠点。



#### ② 北山緑化植物園

都市緑化や家庭園芸のモデルとして、多年草を使った花壇が充実している。植物に関する展示や教室、緑の相談など様々な植物について学べる施設。



#### ③ 甲子園浜自然環境センター

阪神間で数少ない自然の砂浜・干潟・磯があり、カニや貝、ゴカイなどの生物や渡り鳥の観察ができる甲子園浜に面する海の学習拠点。



#### ④ 環境学習サポートセンター

地域・学校・事業者などの環境学習活動のサポート施設であり、津門川がすぐ近くを流れる川の学習拠点。



#### ⑤ 植物生産研究センター花工房

植物生産研究センターで研究・開発したオリジナル植物などを増殖生産し、市内各所に展開し、市民自らによる緑化を支援する施設。



#### ⑥ 貝類館

「見て 触れて 感じて」楽しむことをねらいとして、約 2,000 種、5,000 点の貝を分かりやすく展示した貝類専門の博物館。

### 重要な里地里山



#### 甲山グリーンエリア

- ① ナンオン創造の森
- ② 甲山グリーンエリア
- ③ 社家郷山（コープの森）

「里地里山」とは、人間の集落と周囲の二次林、農地等で構成された、自然と人の営みの中で作られてきた地域であり、環境省では、全国の里地里山から「生物多様性保全上重要な里地里山」として 500 箇所を選定し、西宮市からは 3 箇所が選定されています。

### 自然保護地区・生物保護地区



#### 仁川自然保護地区

- ① 剣谷自然保護地区(剣谷湿原)
- ② 仁川自然保護地区
- ③ 甲山生物保護地区(甲山湿原)
- ④ 甲子園浜生物保護地区

※「自然保護地区」とは、良好な自然環境を維持するために保全が必要な地区。

※「生物保護地区」とは、野生生物の生息地（渡来地及び繁殖地を含む。）又は生育地であって、当該野生生物の保護・繁殖を図るために保全が必要な地区。

基本データ（2023年10月1日現在）

【面積】 100.18km<sup>2</sup> 【世帯数】 220,384 世帯  
 【人口】 483,755 人 【事業所数】 16,392 事業所※  
 【大学数】 10 大学  
 （短期大学含む）

※「2021年 経済センサス基礎調査」より  
 （2021年6月1日現在）



公智神社 社叢  
(西宮市天然記念物)



山口の大カヤ  
(兵庫県天然記念物)

# 川

夙川



ゲンジボタル



イソシギ



甲子園浜



ハマヒルガオ

# 海

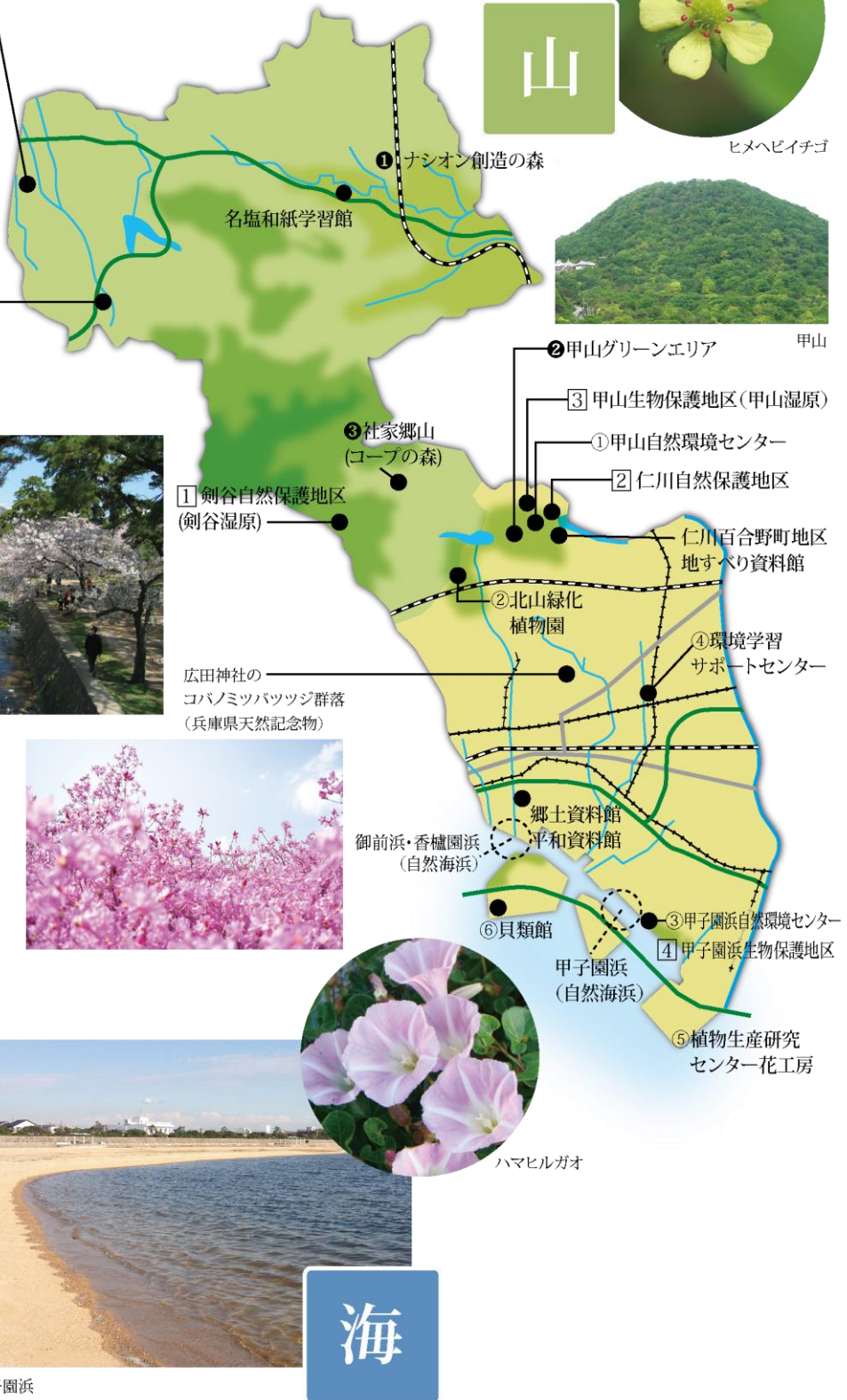
# 山



ヒメヘビイチゴ



甲山



### 3. 西宮の環境の歩み

		1960～1980 年代	1990 年代
西宮市の取り組み	主なトピック	<p>1960 年代 <b>石油コンビナート建設反対運動</b> 西宮の浜を埋め立て、石油コンビナートを誘致する計画に対して反対運動がおこる。</p> <p>1963 年 <b>文教住宅都市宣言</b> 1962 年に石油コンビナートの誘致は中止となり、本市は工業化への道よりも環境との調和・共生の道を選択し、文教住宅都市宣言を行った。</p>   <p>1963～1980 年代 <b>甲子園浜埋立事業反対運動</b> 県の甲子園浜埋立計画に対し、住民の反対により埋立予定地が縮小される。</p>	<p>1992 年 <b>「2001 年・地球ウォッチングクラブ・にしのみや」活動スタート (EWC)</b> EWC とは、1992 年から始めた地球と地域を結ぶ市民のための西宮独自の環境学習システム。子どもを中心とした環境教育・環境学習への取り組みを地域とともに行う活動がスタート。後に全国に広がる環境省の「こどもエコクラブ事業」の基本モデルとなる。</p>  <p>EWC 環境パネル展</p>
	その他	<p>1962 年 <b>安全都市宣言</b> ◆◆◆◆</p> <p>1970 年 <b>西宮市民憲章</b> ◆◆◆◆</p> <p>1983 年 <b>平和非核都市宣言</b> ◆◆◆◆</p>	<p>1992 年 <b>市議会における『環境宣言』に関する決議</b> ◆◆◆◆</p> <p>1995 年 <b>西宮市環境計画策定</b> ◆◆◆◆</p> <p>1998 年 <b>エコカード・エコスタンプシステム開始</b> ◆◆◆◆</p>
国内外の動向		<p>1967 年 <b>公害対策基本法公布</b> ◆</p> <p>1971 年 <b>環境庁発足</b> ◆◆◆◆</p> <p>1972 年 <b>国連人間環境会議<sup>※1</sup>開催(ストックホルム)</b> ◆◆◆◆</p>	<p>1992 年 <b>環境と開発に関する国連会議<sup>※2</sup>(地球サミット) 開催</b> ◆◆◆◆ (リオデジャネイロ)</p> <p>1993 年 <b>環境基本法公布</b> ◆◆◆◆</p> <p>1995 年 <b>阪神・淡路大震災</b></p> <p>1997 年 <b>COP3<sup>※3</sup>開催(京都議定書採択)</b> ◆</p> <p>1997 年 <b>環境影響評価法公布</b> ◆</p> <p>1998 年 <b>地球温暖化対策の推進に関する法律公布</b> ◆</p>

■ 各マークの見方  
 タイトル末尾のマークは主な環境目標を表します  
 ◆ゼロカーボン ◆生物多様性  
 ◆資源循環 ◆安全・快適

※1 **国連人間環境会議**……「かけがえのない地球 (Only One Earth)」をテーマに、国連として地球規模の環境問題全般について取り組んだ初めての会議。  
 ※2 **環境と開発に関する国連会議 (地球サミット)** ……「持続可能な開発」という理念の下に環境と開発の両立を目指して開催された会議。この会議において、持続可能な開発のための教育の重要性とその取り組みの指針を盛り込んだ「アジェンダ 21」などが採択された。  
 ※3 **COP3 (京都議定書採択)** ……気候変動枠組条約第 3 回締約国会議とも呼ばれ、2008 年～12 年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標を約束した「京都議定書」が採択された。



2000 年代	2010 年代	2020 年代
<p>2003 年 <b>環境学習都市宣言</b> 文教住宅都市宣言、平和非核都市宣言の考え方を発展させ、市民・事業者・行政の参画と協働による環境学習を通じた持続可能なまちづくりを推進するため、新たな都市理念として、環境学習都市宣言を行う。</p>  <p>西宮市・バーリントン市共同声明調印式</p>	<p><b>環境関連個別計画の策定（改定）</b> 環境に関する法整備等が進み、環境に関する個別計画を策定（改定）する。</p> <p>2010 年 持続可能な地域づくり ECO プラン◆ -西宮市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)- 策定</p> <p>2012 年 生物多様性にしのみや戦略策定◆</p> <p>2014 年 西宮市再生可能エネルギー・省エネルギー推進計画策定◆</p> <p>2015 年 <b>環境省が「重要里地里山 500 選」を選出</b> 西宮市からは社家郷山・ナシオン創造の森・甲山グリーンエリアの3カ所が選ばれる。</p> <p>2017 年 西宮市一般廃棄物処理基本計画(第6回)策定◆</p>	<p>2021 年 <b>「2050 年ゼロカーボンシティ」及び「プラスチックごみ削減運動の推進」を表明</b></p>  <p>環境大臣からのメッセージを紹介する石井市長</p>  <p>給水スポット（イメージ）</p>
<p>2005 年 西宮市新環境計画策定 ◆◆◆</p> <p>2005 年 西宮市環境基本条例施行 ◆◆◆</p> <p>2006 ~2008 年 西宮市 ESD 推進協議会 ◆◆◆</p>	<p>2017 年 西宮市宮水保全条例施行◆◆</p> <p>2019 年 第三次西宮市環境基本計画の策定◆◆◆ 同時に個別計画の西宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)◆、生物多様性にしのみや戦略◆、西宮市一般廃棄物処理基本計画◆の改定</p>	<p>2022 年 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）目標設定に伴う改定◆</p> <p>2023 年 第4次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定◆</p>
<p>2000 年 循環型社会形成推進基本法公布◆</p> <p>2000 年 資源循環利用促進法公布◆</p> <p>2002 年 持続可能な開発に関する世界首脳会議開催(ヨハネスブルグ)※4◆◆◆</p> <p>2004 年 「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」の閣議決定◆◆◆</p> <p>2008 年 生物多様性基本法公布◆</p>	<p>2010 年 COP10※5（生物多様性条約）開催（名古屋議定書・愛知目標採択）◆</p> <p>2011 年 東日本大震災</p> <p>2015 年 持続可能な開発のための2030アジェンダ※6採択◆◆◆</p> <p>2015 年 COP21※7開催（パリ協定採択）◆</p> <p>2018 年 第五次環境基本計画閣議決定◆◆◆</p>	<p>2020 年 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言</p> <p>2020 年 「2050 年カーボンニュートラル」宣言◆</p> <p>2021 年 改正地球温暖化対策推進法公布◆</p> <p>2021 年 地球温暖化対策計画閣議決定◆</p> <p>2022 年 COP15※8（生物多様性条約）開催（昆明・モントリオール生物多様性枠組採択）◆</p> <p>2023 年 生物多様性国家戦略※9 2023-2030 閣議決定◆</p>

※4 持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ）……地球サミットから 10 年が経過し、アジェンダ 21 の実施促進や課題等について議論を行うことを目的に開かれた会議。この会議において、日本は「持続可能な開発のための教育（ESD）の 10 年」を提案した。

※5 COP10（名古屋議定書・愛知目標採択）……生物多様性条約第 10 回締約国会議とも呼ばれ、2010 年以降の目標となる「愛知目標（愛知ターゲット）」や遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する「名古屋議定書」が採択された。

※6 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ……2016 年から 2030 年までの国際社会共通の目標として、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs(エスディー・ジーズ))」が採択された。

※7 COP21（パリ協定採択）……気候変動枠組条約第 21 回締約国会議とも呼ばれ、「京都議定書」に代わる、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際枠組として、「パリ協定」が採択された。

※8 COP15(生物多様性条約)（昆明・モントリオール生物多様性枠組採択）……P.36 参照

※9 生物多様性国家戦略 2023-2030……P.36 参照



Environment Nishinomiya

## chapter 3

# 計画の位置づけ

上の花:エンジェルス・イヤリング(フクシア)  
撮影地:甲子園浜

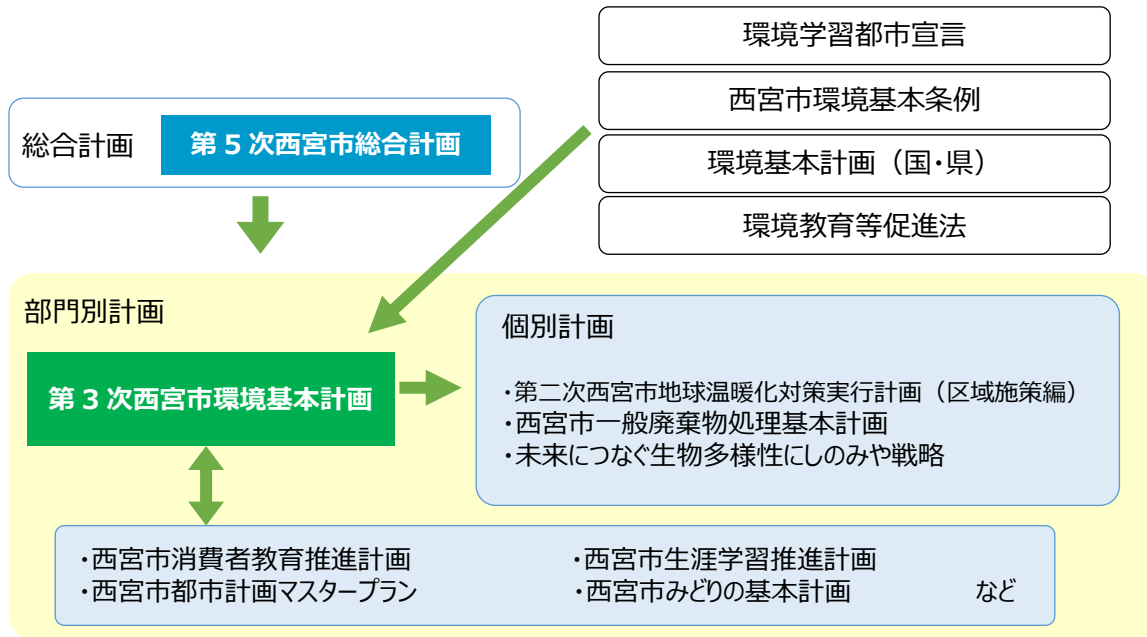


# 1. 計画の位置づけ・役割

本計画は、西宮市環境基本条例に基づく、持続可能なまちづくりに向けた施策を推進するための計画であり、第5次西宮市総合計画と整合を図りながら推進していく部門別計画と位置付けられています。

また、本計画の個別計画である西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）や、西宮市一般廃

棄物処理基本計画、未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略などと整合を図るとともに、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、「環境教育等促進法」といいます。）第8条に基づく行動計画を包含し、具体的な取り組みを推進するものです。



# 2. 計画の対象

対象	要素
自然	地形・地質、生態系（すべての生物・生物群集とそれを取り巻く環境）
まち・くらし	大気・水・土壌、騒音・振動、廃棄物、資源・エネルギー、気候・日照、有害化学物質、経済、住環境
人・文化	地域環境力、環境教育・環境学習、環境保全活動、都市景観、地場産業
歴史・国際	歴史的・文化的遺産、語り部・伝承、国際交流・貢献

# 3. 計画の期間

計画期間は、2019年度～2028年度までの10年間とします。

なお、取り組み状況を毎年把握し、中間年次である2023年に取り組みの点検・評価を実施するとともに、総合計画の改定状況や社会情勢等を考慮し、見直しを行いました。





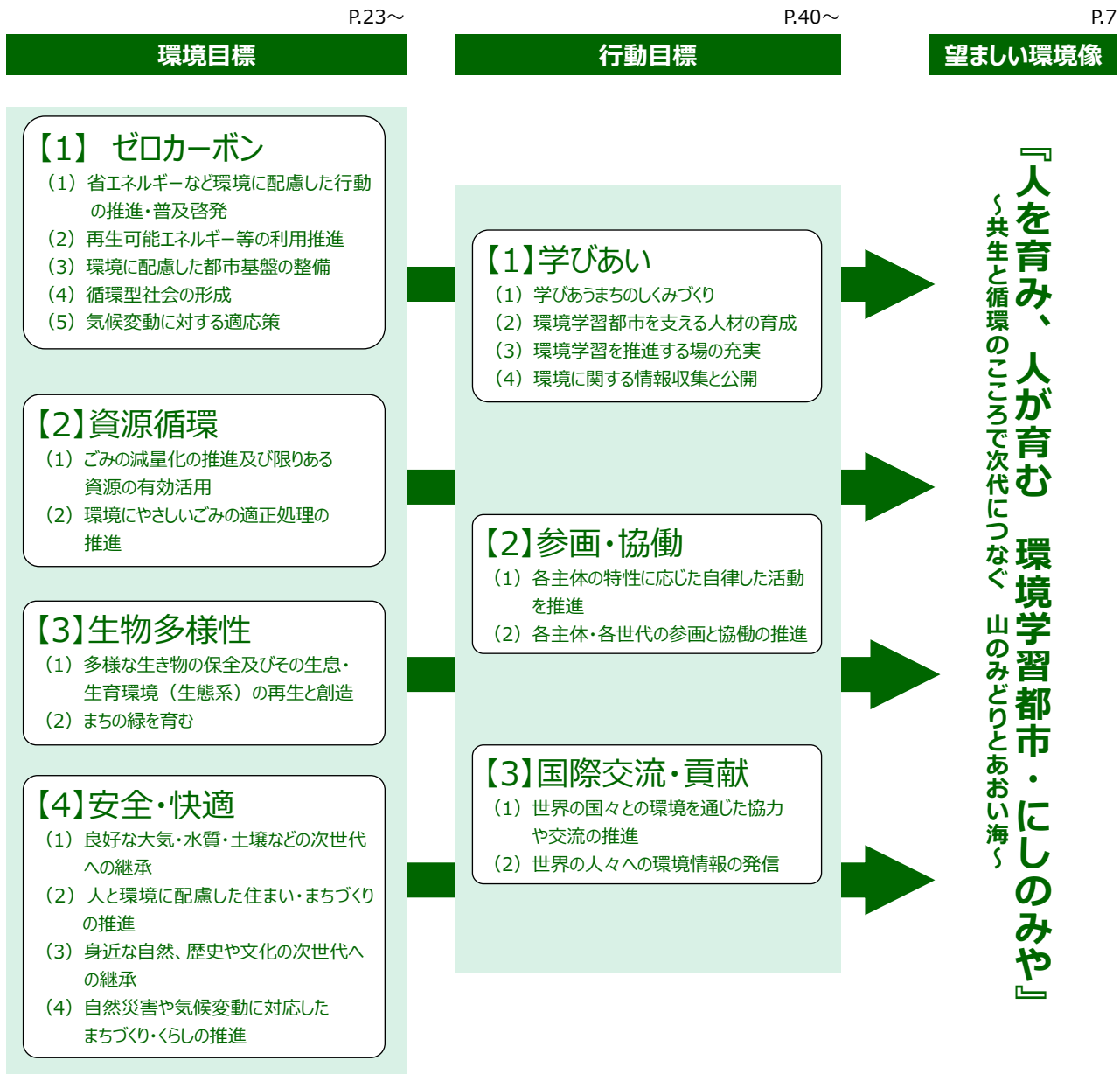
## chapter 4

# 望ましい環境像の実現に 向けた目標と取り組み

上の花: サマー・アメジスト (アガスタケ)  
群撮影地: 甲山



# 1. 施策体系



## 2. 環境学習の定義と各目標の基礎となる視点

環境教育は、1972年の「ストックホルム人間環境宣言」においてその重要性が指摘され、その後、「国際環境教育会議」の「ベオグラード憲章」（1975年）などにおいて内容が明確化され、①環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することであることが明確に示されました。つまり、行動に結びつく人材を育てることが重要な目的とされています。

本市では、「石油コンビナート建設反対運動」「甲子園浜埋立事業反対運動」など地域住民や事業者が地域の自然や子供たちの教育環境を自主的に守ってきた歴史があります。

1992年には環境省のこどもエコクラブの基本モデルとなった「地球ウォッチングクラブ・にのみや（EWC）」

がスタート。子供たちとサポーター（学校や地域団体）の自主性を重視し、地域に根差した環境学習の取り組みを進めてきました。

こういった歴史背景や取り組みを反映する形で行われた環境学習都市宣言では、環境学習都市の理念を述べた「宣言文」の他に、わたしたちの役割を示した5つの「行動憲章」で構成され、行動憲章では「実現」「実践」「行動」などといった言葉が登場します。

本市における「環境学習」とは、単に「教育を受けること」や「学習すること」だけでなく、環境に係る実践活動や体験も含む概念です。「環境学習都市」を実現していくためには、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全など私たちが直面する課題に、市民・事業者・行政といった主体が「学びあい」ながら自発的にかつ連携しながら取り組んでいく必要があります。

### 西宮市が育んできた環境と学びあいの文化

西宮市は、全国初の環境学習都市宣言を行い、「環境学習」をあらゆる取り組みの中心においてきました。私たちは、日々の暮らしの中での気づきをきっかけとして、取り巻く環境に対する理解を深め、自然や歴史、文化、産業、伝統といった地域の資源を活用しながら、学びあいの文化を育んできました。この学びあいの文化を伝

え、広げていくために、市民、事業者、行政などが互いに地域社会に関わりつづけていく参画と協働のしくみが必要です。身近な環境問題は、今や国境を越えて広がる人類共通の課題となっています。人と人のつながりの中で学びあう文化を通して地球環境との望ましい関係を築いていくことが大切です。

### 自ら考え行動できる人材づくり

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）（平成23年6月改正）では、人間性豊かな人づくりにつながる環境教育の充実などが盛り込まれました。環境保全活動のすそ

野を広げていくにあたり、学校等での環境教育の充実はもちろんのこと、地域社会において、市民・事業者・行政などの参画・協働による実践的な人材づくりとその活用が求められています。

## コラム 環境目標と行動目標のつながり



「環境目標は4つあるけど、このうちどれが一番重要なんだろう。」



「“ゼロカーボン”“資源循環”“生物多様性”“安全・快適”の4つの環境目標は、相互に関連し合っていて、どれが一番ってないんだよ。例えば、資源を大切にしておゴミを減らすことは、焼却されるごみの量が減ることで、地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素の排出が抑制されるんだ。それに、地球温暖化の防止は、気候変動による豪雨、土砂災害や動植物の絶滅のリスクの低減にもつながるんだよ。」



「なるほど！じゃあ、3つの行動目標との関係はどうなっているの？」



「3つの行動目標は、環境目標を達成するときの行動指針を示しているんだ。3つの行動目標である“学びあい”“参画・協働”“国際交流・貢献”の視点から、4つの環境目標を統合的に達成していくことで、持続可能なまちづくりが実現されるんだよ。」



「今だけじゃなく、この先もずっと安心して快適に生活していくために、自分たちがどうすればいいか、環境について考えて行動していく必要があるんだね。」

## コラム 持続可能な開発のための教育(ESD\*)とは

「持続可能な開発のための教育(ESD)」は、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇など人類の開発活動に起因する現代社会の課題について、人間性を育み、多様な考え方を尊重しながら、自らの問題として主体的に捉え、問題解決につながる新たな価値観や行動などの変容をもたらす学習・教育活動です。

私たちのくらしは、自然環境を通じた多くの恵みに支えられている一方、自然との関わりの中で、想定外の災害に直面する場合があります。将来起こりうる様

々な事象への備えという観点からも、ESDによる持続可能な社会の担い手を育む教育の重要性が高まっています。ESDが求める身近なところから問題に取り組む姿勢は、一人ひとりが地域づくりの主体であるという意識を育みます。

2019年12月、国連総会で「ESD for 2030」が採択され、ESDがSDGsの全てのゴールの実現への鍵であることが再確認されました。

\* ESD = Education for Sustainable Development

## コラム 持続可能な開発目標(SDGs\*)とは？

2015年に150を超える国連加盟国首脳の参加のもと、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」が採択されました。SDGsでは、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。また、行政・地域・企業・大学・NGO・市民等のあらゆる主体が参画すること、また社

会のすみずみまで手を差し伸べる「誰一人取り残さない」という考え方を明確にしています。これは、環境学習都市として西宮市が掲げる持続可能なまちづくりの考え方、すなわち、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、経済の発展と公正で平和な社会の構築を目指す考え方につながるものとなっています。

\* SDGs=Sustainable Development Goals

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



持続可能な開発目標 (SDGs)

出展：国際連合広報センター

## 西宮市の環境目標と主なSDGsのゴールとの関係

SDGsの17の各ゴールは相互に独立しているものではなく、すべてのゴールに相関関係があるため、総合的に取り組むことが必要です。

ここでは、「環境目標」とSDGsの各ゴールのうち、関

係の深いもののみを掲載していますが、この計画においては、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むというSDGsの視点を取り入れ、様々な取り組みを進めていきます。

### 1. ゼロカーボン 二酸化炭素排出量実質ゼロのまちへ



### 2. 資源循環 ごみを減らし、資源を有効活用するまちへ



### 3. 生物多様性 生き物のつながりが豊かな恵みを育むまちへ




### 3. 安全・快適 安全・快適な生活環境を暮らしの中で築くまちへ





### 3. 環境目標

環境目標	
 <b>【1】 ゼロカーボン*</b>	省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの最大限の導入など、地球温暖化対策に取り組み、「2050年ゼロカーボンシティにのみや」の実現に向けた取り組みを進めます。

※P.25 参照

現在、私たちの生活は電気やガス、ガソリンなどを利用し便利で快適なものとなりましたが、その代償として大量の温室効果ガスを排出した結果、地球温暖化<sup>※</sup>の進行に伴う気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、日本においても、集中豪雨や大型台風などが原因の大規模な災害へとつながっています。

現在、地球温暖化対策は世界的な課題であり、2050年までに世界の温室効果ガス排出量正味ゼロを達成することが世界全体の目標として掲げられています。我が国でも2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、本市においても、2021年2月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、2050年まで

に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指しています。「2050年ゼロカーボンシティ」を実現していくためには、大幅な技術革新とその導入が前提となりますが、各主体が「自分ごと」として、できることから行動を起こし、ライフスタイルや事業活動の転換を図っていくこともこれまで以上に重要となります。

そのため、本市においても市域の二酸化炭素削減のため、地球温暖化対策を計画的に進めるため、「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しています。市民、事業者、行政の参画と協働により中期目標の達成と「2050年ゼロカーボンシティ」に向けて取り組むことを目指しています。

※P.25 参照

#### 指標等



2028年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で46%以上削減します

【参考目標】（国の計画期間による）

2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で48%以上削減します

## ● 取り組み

は取り組みを実施する主体

### 省エネルギーなど環境に配慮した行動の推進

#### ① 省エネルギーなど環境に配慮した行動の推進・普及啓発

市民・事業者・行政

学校・家庭・地域・事業所それぞれにおいて、省エネ製品の購入や節電、エシカル消費や地産地消など環境に配慮した行動の推進・普及啓発ができるよう環境

学習や情報発信・支援を行い、意識と行動の変革を促します。

#### ② 省エネルギー機器等の導入の推進

市民・事業者・行政

ZEB、ZEH<sup>※</sup>など住宅や建築物の断熱化や高効率機器の導入促進や照明・家電製品等の省エネ化、電動車をはじめとする次世代自動車の導入促進や普及啓発を行います。また、公共施設においても照明設備

のLED化等省エネ対策に取り組み、環境に配慮して施設整備等に取り組みます。

※P.27 参照

## 再生可能エネルギー等の利用推進

市民・事業者・行政

市民・事業者等に対し、周辺環境に配慮した、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーや蓄電池の導入促進のため啓発や支援を行います。また、公共

施設においても廃棄物発電の有効活用や太陽光発電設備の設置を推進します。

## 環境に配慮した都市基盤の整備

市民・事業者・行政

### ①公共交通機関など環境に優しい

#### 移動手段の利用の推進・普及啓発

電車やバスなどの公共交通機関の利用を促進するとともに、利用環境の向上を図ります。

また、次世代自動車（電動車等）の普及促進に努めるとともに、ノーマイカーデーやエコドライブなど自動車利用に関する適切な行動の普及啓発を行い、低炭素化や居住環境の改善を目指します。

### ②低炭素型地区・街区の形成及

市民・事業者・行政

#### び都市機能の集約化の検討

建築物の省エネルギー化の促進や、再生可能エネルギーの活用、エネルギーの高度利用などを組み合わせ、街区全体での低炭素化の検討を進めます。

### ③緑化の推進及び森林の保全

市民・事業者・行政

温室効果ガスの吸収源となる緑を増やすため、生物多様性にしのみや戦略に基づく里山整備や都市部の緑化の推進と農地の保全に努めます。

また、住宅や建物の敷地内緑化や屋上緑化などにより市内の緑化を進め、省エネルギーやヒートアイランド対策につなげます。また、防災・減災の役割も果たすグリーンインフラなど、良好な住生活に欠かせない緑化を推進します。

## 循環型社会の形成

市民・事業者・行政

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の総量削減に取り組み、資源の無駄遣いをなくすことで地球温暖化防止を推進します。

## 気候変動に対する適応策

市民・事業者・行政

国の気候変動適応計画で示す「農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活」の7つの分野の気候変動に対する対策のうち、重大性及び緊急性及び本市の地域特性を考慮して、ハザードマップなどの防災関連や、熱中症の予防・対処法などの情報提供に努めます。また、西宮市地域防災計画に基づき、緊急用電源として太陽光発電の利用を推進するなど、災害リスクを考慮したインフラ整備に努めます。

## コラム

### 太陽光パネルで学ぶ再生可能エネルギー

西宮市では、市内の一部の学校に太陽光パネルを設置しています。太陽光パネルの発電量をモニターで表示することで、子供達が再生可能エネルギーの利用を学び、環境意識を高めることにつながります。



甲子園浜小学校の屋上の太陽光パネル



発電量のモニター

#### 【関連計画】

- 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 西宮市総合交通計画 など

## コラム 地球温暖化って何？

### 【地球温暖化とは】

地球全体の平均気温が上がっていくことを地球温暖化といいます。

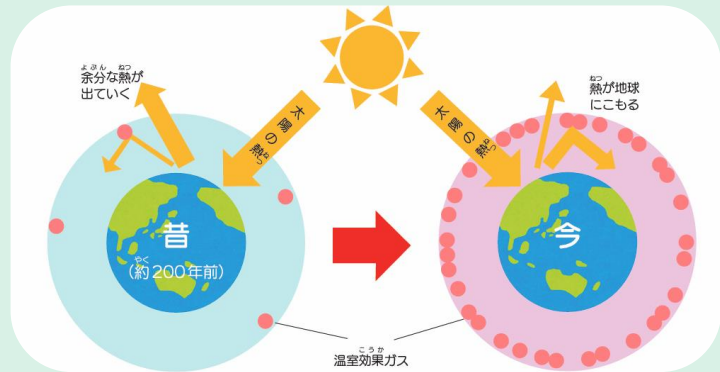
### 【地球温暖化はなぜ起こるの？】

地球の表面は、太陽の熱で温められていて、余分な熱は宇宙に出ていきます。大気中には、地球の熱を宇宙へ逃さない性質を持った「温室効果ガス」という気体があります。これまでは、この温室効果ガスが、地球から宇宙に逃げていく熱を吸収し、温室のように地球を快適な温度にしてくれていました。しかし、温室効果ガスが増えすぎると、熱が地球にこもり、どんどん地球が暑くなってしまいます。

温室効果ガスのうち、私たちの暮らしによって増えている主なものは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）です。

二酸化炭素は、火力発電所などで石炭や石油といった燃料を燃やして発電したり、ガソリンを燃やして自動車を動かしたり、ごみを燃やしたりするときに発生します。

つまり、私たちの暮らしの色々な場面で、二酸化炭素の発生につながっています。

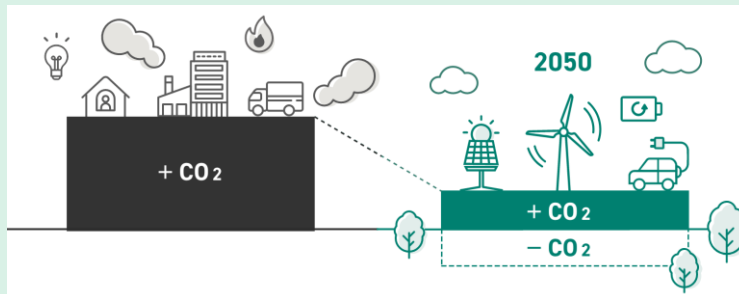


出典：地球のために、考えよう！-地球温暖化とごみ-（西宮市）

## コラム ゼロカーボンとは

「ゼロカーボン」とは、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

ゼロカーボンの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



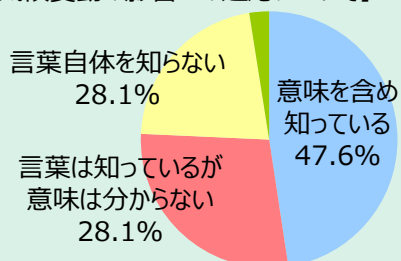
出典：脱炭素ポータル（環境省）

## コラム 2023年度 市民アンケート調査結果より

中間改定にあたり行った市民アンケートの結果では、「気候変動の影響への適応」について、多くの市民が言葉の意味を知らないということが分かりました。一方で、

気候変動による影響については、自然災害や水環境、健康（熱中症等）への影響を感じている割合が高くなっています。

### 【気候変動の影響への適応について】



### 【気候変動による影響として感じていること】

- 1位 自然災害・沿岸域（64%）  
（大雨による水害の発生、強い台風の増加 等）
- 2位 水環境・水資源（39%）  
（水温・水質の変化、大雨の発生 等）
- 3位 健康（36%）  
（熱中症の増加、デング熱等の感染症の増加 等）

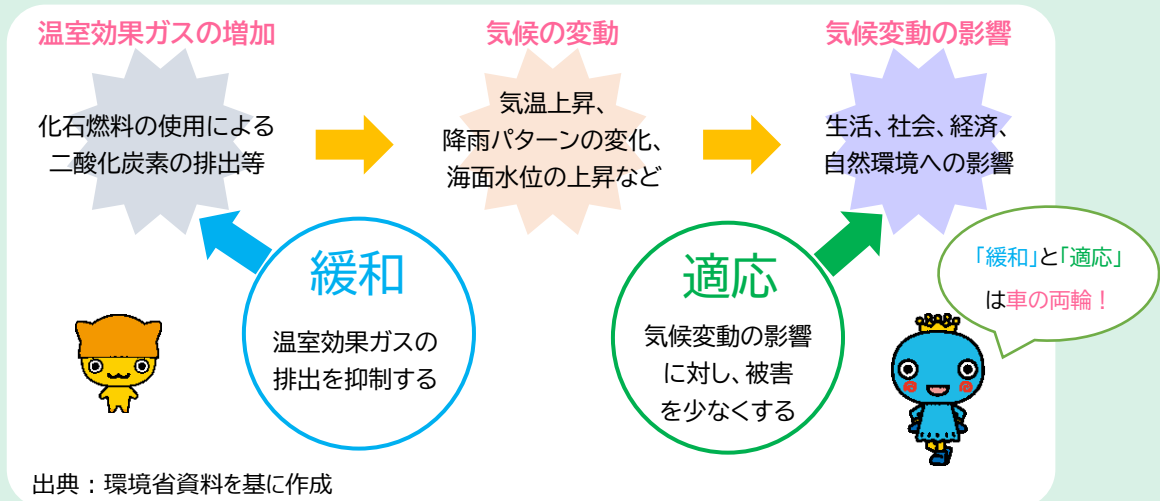
※アンケート実施概要についてはP.11 参照

## コラム 気候変動適応とは ~2つの気候変動対策~

世界各地で気温の上昇などが起こり、異常気象や自然災害の発生などの気候変動の影響が現れています。

気候変動は、私たちの食べるものやみなさんの健康

にも様々な影響を与え、その影響は今後さらにひどくなっていくかもしれません。こうした気候変動の影響に対し、被害を少なくする対策として「適応」が重要になっています。



地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガスを削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（又は気候変動の好影響を増長させる）「適応」の二本柱があります。

気候変動を抑えるためには、緩和はとても重要な対策です。早急に大幅削減に向けた取り組みを開始し、

継続していかなければなりません。ですが、最大限の排出削減努力を行っても、過去に排出された温室効果ガスの大気中への蓄積があり、ある程度の気候変動は避けられません。観測記録を更新するような異常気象が、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠なのです。

### 2つの気候変動対策

#### 緩和とは？

原因を少なく

**緩和策の例**

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす

温室効果ガスを減らす

#### 適応とは？

影響に備える

**適応策の例**

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

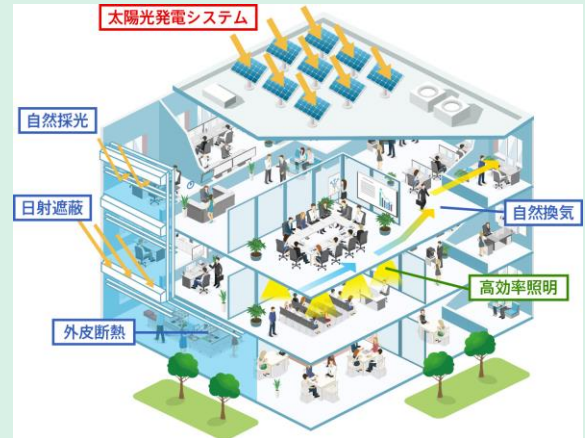
出典：気候変動適応情報プラットフォーム

## コラム ZEB とは？

### ～ZEB を実現するための技術～

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

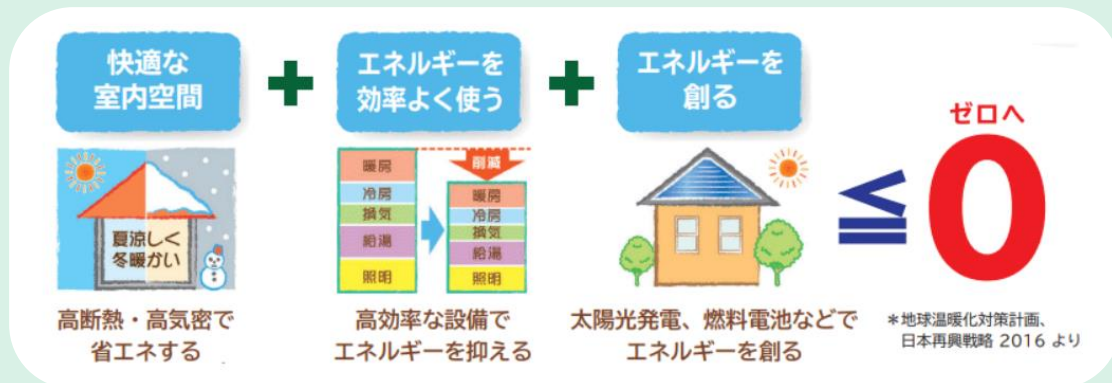


出典：ZEB PORTAL（ゼブ・ポータル）（環境省）

## コラム ZEH って？ ～ZEH がもたらす、人と地球にやさしい生活～

「ZEH（ゼッチ）」とは、「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略で、高断熱・省エネ・創エネによって、太陽光発電などで創るエネルギーを収入、冷暖房や照明のような家で使う

エネルギーを支出と見立てて、年間エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅のことです。戸建住宅だけでなく、マンションやアパートなどの集合住宅のタイプもあります。



出典：「快適・安心なすまい なるほど省エネ住宅」（一般社団法人 住宅生産団体連合会）

### 【ZEH のメリット】

#### ①経済性

高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができます。太陽光発電などによる「創エネ」の効果によって、地球環境にも優しく、サステナブル（持続可能）な社会の実現にも貢献します。

#### ②快適・健康性

高断熱の家は、室温を一定に保ちやすいので、夏は涼しく、冬は暖かい、快適な生活が送れます。さらに、冬は、効率的に家全体を暖められるので、急激な温度変化によるヒートショックによる心筋梗塞等の事故を防ぐ効果もあります。

#### ③レジリエンス

台風や地震等、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができ、非常時でも安心な生活を送ることができます。

## 環境目標



### 【2】 資源循環

循環型社会の構築に向けて、2 Rと分別・リサイクルの推進により、資源を有効活用し、ごみを少なくする取り組みを進めます。

高度経済成長により、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムが進展し、私たちは多くの物に支えられ、便利で豊かな生活を送ってきました。その一方で、地球上の限りある資源を大量に消費することにより、天然資源の枯渇、廃棄物の増加による最終処分場の不足、プラスチックごみによる生物や生態系への悪影響などの問題が発生しています。

地球規模での環境問題となっている廃棄物の問題解決と資源循環を推進するためには、市民・事業者・行政などがこれらの問題を認識し、「循環型社会」の構築に向けて行動していく必要があります。

本市においては、ごみの排出量は全体で減少傾向

となっているものの、事業系ごみについては増加傾向となっており、事業者による廃棄物の排出抑制が喫緊の課題となっています。各主体がそれぞれの役割を果たしながら、2 Rと分別・リサイクルの取り組みを推進するとともに、廃棄物の適正処理を実施していく必要があります。

「西宮市一般廃棄物処理基本計画」では、ごみを発生させない社会の確立や分別の徹底とリサイクルの推進、適正で効率的なごみ処理体制の構築を基本方針として、ごみの排出量の削減と最終処分率の低減などを目標とする取り組みを進め、持続可能な「循環型社会」の構築を目指していきます。

## 指標等



ごみ総排出量  
10.8%削減  
(2016年度比)  
1人1日  
976g → 871g



最終処分率  
13.1%  
→11.9%  
(2016年度比)  
(1.2ポイント改善)



温室効果ガス削減量  
18.8%削減  
(2016年度比)  
(※廃棄物分野に限る)

## ● 取り組み

### ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用

#### ① 廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進 市民・事業者・行政

「ごみ減量等推進員」などを通じた市民啓発やレジ袋削減キャンペーンなどによるマイバッグの普及に取り組み、ごみになるものを作らない、買わないといった、そもそもごみになるものを減らす取り組みを推進します。事業者には、特定事業者等による廃棄物減量化等計画書提出の義務づけや資源化促進ガイドブックの配布な

どにより、廃棄物の発生抑制を推進します。また、手付かずの食品や食べ残しといった「食品ロス」を削減するため、「生ごみ3きり運動」の推進や食べ残しを減らすなどの食育の取り組みを充実させるとともに、フードドライブなどの取り組みを市民・事業者に幅広く呼びかけていきます。

## ②不用品の再利用（リユース）の推進 市民・事業者・行政

図書館で活用できなくなった図書の市民への無料配布や、リサイクルプラザにおいて廃棄された粗大ごみの修理・再利用、また、家庭や飲食店などにおけるリユース食器やリターナブルびんの利用促進により、不用品の再利用を推進します。

また、小規模事業所を対象とした古紙回収システムの構築や、常設リサイクルステーションの設置、びんのリサイクル率の向上を検討するなど、多様な資源回収システムの構築などに取り組み、資源の再生利用を推進します。

## ③資源の再生利用（リサイクル）の推進 市民・事業者・行政

資源の再生利用を推進するため、市民の自主的な集団回収活動への支援や、食品系量販店等による牛乳パック・トレイ・ペットボトル等の店頭回収活動などを促進し、資源化が可能なごみの分別排出を徹底します。

また、小規模事業所を対象とした古紙回収システムの構築や、常設リサイクルステーションの設置、びんのリサイクル率の向上を検討するなど、多様な資源回収システムの構築などに取り組み、資源の再生利用を推進します。

## 環境にやさしいごみの適正処理の推進

### ①各主体による適正処理の推進 市民・事業者・行政

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用について、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むまちを目指します。

生活系ごみについては、市民は 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を理解した上で、2R（リデュース・リユース）に積極的に取り組み、ごみの発生抑制・再使用・分別排出の徹底に努めます。

増加傾向にある事業系ごみについては、全ての事業者が一般廃棄物と産業廃棄物の分別排出の徹底および古紙類等の再資源化に積極的に取り組み、事業系ごみの削減に努めます。

行政は、幅広い年齢層・多種多様な事業者への普及啓発を図るため、ホームページやごみ分別アプリ、ハローごみや適正処理ハンドブック等の広報誌等、各種媒体を活用した情報提供に取り組みます。また、ごみ処理施設に搬入されたごみに不適物が含まれていないかを調べる展開検査や不適正排出事業者等に対する個別指導を実施するほか、関係機関と連携して不法投棄の防止などに取り組みます。

行政は、幅広い年齢層・多種多様な事業者への普及啓発を図るため、ホームページやごみ分別アプリ、ハローごみや適正処理ハンドブック等の広報誌等、各種媒体を活用した情報提供に取り組みます。また、ごみ処理施設に搬入されたごみに不適物が含まれていないかを調べる展開検査や不適正排出事業者等に対する個別指導を実施するほか、関係機関と連携して不法投棄の防止などに取り組みます。

### ②ごみ処理施設におけるエネルギーの有効活用 市民・事業者・行政

#### 及び処理の効率化の推進

焼却施設での発電や熱供給によるエネルギー回収を推進します。

また、破碎選別施設等でのリサイクルの推進など効率的な施設の整備、運用を行います。

#### 【関連計画】

- 西宮市一般廃棄物処理基本計画 など

## コラム 2R の推進

ごみになるものを買わない「リデュース」、ものをそのままの形で繰り返し利用する「リユース」、ものを再び資源として利用する「リサイクル」の3つをあわせて3Rと言います。しかし、リサイクルはその処理の過程で一定のエネルギーを使うことから、特に、ごみの減量には、「リデュース」と「リユース」の2R（マイバッグ持参、必要なものを必要な量だけ買うなど）を進めることが重要です。



## コラム 1人1日に51gのごみを減らすとは、どのくらい？

ごみ総排出量を2016年度比で、10.8%削減することを目標にしています。この目標を実現するためには、生活系ごみは10%、事業系ごみは20%の削減が必要です。生活系ごみを10%減らすためには1人1日に51gのごみを減らす必要があります。

例1：レジ袋1枚（約7g）＋割り箸1膳（約4g）＋紙箱1箱（約40g）＝51g

例2：レジ袋2枚（約14g）＋食品トレイ2枚（約8g）＋ペットボトル1本（約30g）＝52g

●もらわないようにするもの

レジ袋（大1枚）  
約7g

割り箸（1膳）  
約4g

●使量を減らせるもの

食品ラップ  
（30cm幅×20cm）  
約12g

●拠点回収に出せるもの

紙箱（1箱）  
約40g

食品トレイ（1枚）  
約4g

ペットボトル（500mL）  
約30g

## コラム 食べものから考えるごみ減量 ～食品ロス・生ごみ3きり運動～

### 【食品ロス】

日本では、食べられるのに廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」は、2021年度は約523万トンとされています。これは日本人1人あたりに換算すると、「お茶碗約1杯分（約150g）」に近い量の食べ物が毎日捨てられている計算となります。※

※出典：農林水産省 HP より

買い物では買い過ぎず「賞味期限」を正しく理解し、料理は作り過ぎずに余った食品は作り替えるなどの工夫を心がけ、一人一人が「もったいない」を意識しながら食べ物を無駄なく大切に消費していくことが必要です。

### 参考

賞味期限…おいしく食べることができる期限のこと。

（期限が過ぎたら食べられなくなるということではない。）

消費期限…安全に食べることができる期限のこと。

### 【生ごみ3きり運動】

買った食材を使い切る「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、ごみを出す前に水を切る「水きり」、これらの3つの「きり」を実践することです。

使いきり…計画的な買い物で食材を残さない  
食べきり…食べきれぬ量を把握して食べ残さない  
水きり…まずはぬらさない、そしてひとしぼり、さらに乾燥



## コラム プラスチックごみの現状

プラスチックは軽くて丈夫、加工もしやすい素材のため、さまざまな生活用品に使われていますが、その一方で自然界で分解されにくいという特徴があります。

大阪湾に漂着したごみの約 8 割がプラスチックごみと言われており、阪神間で唯一自然の海浜が残っている西宮でも、プラスチックなどの漂着ごみが多くみられます。

自然界で分解されにくい特徴を持つプラスチック製品ですが、不要となり、ポイ捨てなどで捨てられたものが、河川等を通じて海までたどり着き、海洋中に漂流したり、海岸に漂着したりします。特に使い捨てプラスチックが海へと流れ込むことで、海岸の景観が損なわれるだけでなく、海の生き物が間違えて食べて死に至ったり、身体に絡みついて傷つけたりするなど、海洋の生態系に

大きな影響を与えてしまいます。また、プラスチックごみは燃やすと温室効果ガスが発生するため、地球温暖化につながります。これらのことから、プラスチックごみの問題は廃棄物の問題にとどまらず、様々な環境問題に影響を与えると懸念されています。



香櫨園浜の様子（平成 30 年台風 21 号上陸後撮影）

## コラム プラスチック・スマートアクション・にしのみや

本市では、2021 年 2 月、「全市的なプラスチックごみ削減運動の推進」を表明しました。そして具体的に海洋プラスチックごみの削減に向けて取り組みを進めるため、市民・事業者の皆様とともにプラスチックごみの削減に向けた取り組みを進めるため、2022 年 1 月に「プラスチック・スマート・アクションにしのみや」を策定しました。

### 【私たちにできること（4 つの基本方針）】

#### Reduce（リデュース）

マイボトル、マイバッグ、マイカップなどを使ってごみを減らしましょう。

#### Reuse（リユース）

まだ使えるものは、人に譲るなど繰り返し使しましょう。

#### Recycle（リサイクル）

プラスチック製品を捨てる時は適切に分別し、再資源化に努めましょう。

#### No littering（ポイ捨て禁止）

ポイ捨てはやめて、まちを美しくしましょう。

### 【私たちにできる取り組み（抜粋）】

- 市民 ・使い捨てプラスチック製品は買わない、もらわない ・マイバッグやマイボトル、マイカップを使用する
- 事業者 ・リユース食器の利用など使い捨てをなくす ・使い捨てプラスチック製品の製造や販売を抑制する
- 行政 ・公共施設に給水スポットを整備する ・清掃活動や環境学習の場を充実させていく

日々の生活や事業活動の中でプラスチックごみの削減に向けて取り組みを進めていきましょう。



環境目標



【3】 生物多様性

あらゆる主体と連携し、まち、山、川・池沼、海の自然環境を守り、生物多様性を高めるための取り組みを進めます。

生物多様性とは、「すべての生き物の間に違いがあること」と定義されていますが、「生き物の豊かな個性とそれらのつながり」といったように、より広い意味で使われることもあります。現在、地球上には、3,000 万種ともいわれる多様な生き物が、互いに支えあって生きており、この多様な生き物が関わりあう生態系から、私たちは、水や食料、気候の安定などの様々な恵み（生態系サービス）を享受しています。

しかし、資源の過剰な消費や開発に伴う海浜の埋め立てなどの人間の活動、国内外の他地域から持ち込まれた外来生物の増加、気候変動などにより、生態系のバランスが崩れ、現在、日本国内だけでも 3,716 種（環境省レッドリスト 2020）の生き物が絶滅の危

機に瀕しています。また、近年では台風や豪雨による土砂災害が多発し、さらには、放置されて高木化した樹木等による被害の拡大も見られることから、減災・防災と生物多様性を両立させた視点や生物多様性損失と気候危機の「2 つの危機」への統合的対応も求められています。

そのため、本市においても「未来につなぐ 生物多様性にしのみや戦略」を策定し、市民・事業者・行政などの様々な主体の参画と協働により、西宮市の豊かな自然やそこで育まれてきた豊かな心、先人から引き継がれてきた文化・伝統・知恵などを未来へつなぐことを目指しています。



甲山



有馬川



甲子園浜

指標等

長期目標① 市内で種\*の絶滅を招かない。  
392 種 (2019 年 1 月時点)

長期目標② 市内における生き物の  
生息・生育状況を把握する。  
3,637 種 (2012 年 3 月時点)

短期目標① 市内で生息・生育が確認  
されている生き物の種数  
の増加。(在来種が対象)

短期目標② 市民等の生物多様性への  
関わりの拡大。

\* 市内の絶滅危惧種で、兵庫県版 RDB (レッドデータブック)・環境省 RDB (レッドデータブック) 掲載種が対象

# ● 取り組み

## 多様な生き物の保全及びその生息・生育環境(生態系)の再生と創造

### ① 地域活動等を通じた生物多様性の保全 市民・事業者・行政

本市の豊かな自然環境を、地域活動等を通じて、市民・事業者・行政などの協働により再生・保全していきます。また、広田山公園やナシオン創造の森、社家郷山（コープの森）といった都市型里山など、地域住民や事業者等によって支えられている自然環境を広く周知し、生物多様性に対する意識の向上を図ります。



広田山公園のコバノミツバツツジ群落

### ② 生態系ネットワークの保全・形成 市民・事業者・行政

山・川・海などの自然環境のつながり（生態系ネットワーク）を意識し、保全に努めることが重要です。まちの中においては生物の移動経路となる緑地や公園、水辺などを確保するとともに、生物多様性保全上重要な地域を保護地区として保全・再生し、貴重な生態系の維持を図ります。



甲子園浜の干潟で羽を休める渡り鳥の群れ

### ③ 情報共有とあらゆる主体による 市民・事業者・行政

#### 調査体制のしくみづくり

多様な生き物とその生息・生育環境を保全するためには、それらに関する情報を蓄積・更新していく必要があります。そのため、市民自然調査やホームページ等により市内の生き物の生息状況等に関する情報の収集、蓄積・更新及び発信を行います。



市民自然調査ホームページ

### ④ 暮らしや産業の中で 市民・事業者・行政

#### 多様な生態系サービスを育む

生態系は、私たちが生きていく上で欠かすことのできない水や食料などのほか、工芸、芸能などの文化的な利益も与えてくれています。そのため、これら伝統産業を守ることも生物多様性の保全につながるという認識の共有を図るとともに、暮らしや産業の中で多様な生態系サービスを育みます。



名塩和紙学習館

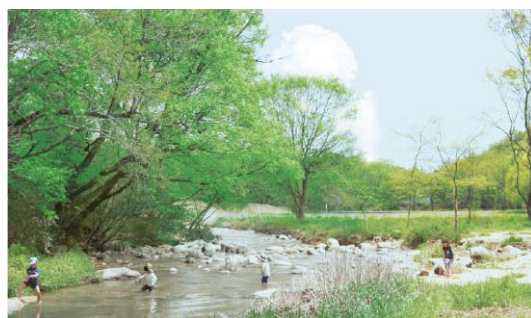
#### 【関連計画】

- 未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略
- 西宮市みどりの基本計画
- 西宮市森林整備計画 など

## まちの緑を育む

### ① 公有地の緑地 市民・事業者・行政

公園緑地や学校園などでは、生物多様性に配慮した緑化を推進するとともに、「甲山・仁川緑地」、「武庫川河川敷緑地」、「夙川河川敷緑地」、「御前浜公園」、「県立甲子園浜海浜公園」など、本市の山・川・海の貴重な生態系を有する緑地は、今後も貴重な市民の財産として自然環境の保全に努め、市民参画と協働による取り組みを行います。



初夏の仁川緑地

### ② 民有地の緑化 市民・事業者・行政

家庭の庭などの身近な場所をはじめとした、住宅地や企業の敷地などの生物多様性の向上を図るため、建築物の屋上や壁面、生垣などの緑化、開発による緑を保全する緑地協定を推進します。また、生物多様性に配慮した緑化手法や植栽する種類の選定など誘導、啓発に努め、民有地の緑化を推進します。



住宅街の緑化

### ③ 市民緑化活動や農との ふれあい支援の推進 市民・事業者・行政

地域緑化や緑化事業の普及・啓発活動を行う人材の育成、住民自らによる花と緑のまちづくり活動の支援、緑化イベントの開催などにより市民緑化活動を推進します。また、農体験などを通じて里地里山のくらしを学び、生物多様性の恵みを体感できる活動を推進します。



市民による花壇活動

## コラム 自然の恵みから生まれた西宮の名水、「宮水」を守る

### 【酒どころの水】

日本有数の酒どころとして知られる西宮ですが、その酒造りを語るうえで「宮水（みやみず）」は欠かせない存在です。古くから西宮の酒造りを支えてきた宮水は、灘五郷酒造組合宮水保存調査会による努力の甲斐もあって、今もキレの良い辛口のお酒を生み出しています。

### 【宮水は自然の恵み】

宮水地帯には、かつて海であった地域を流れる伏流と、六甲山系を起源とする夙川からの伏流がブレンドされることで、ミネラルが豊富で鉄分が少ない、酒造りに適した「宮水」となっています。西宮ならではの自然の恵みの水が「宮水」。この「宮水」を後世に伝えていくため、市は2017年12月に「宮水保全条例」を制定し、宮水の保全に取り組んでいます。



宮水発祥の地碑

## コラム 生物多様性保全上重要な里地里山に選定されました！

平成 27 年（2015 年）12 月に環境省より「生物多様性保全上重要な里地里山」として全国で 500 箇所が選定され、西宮市からも 3 箇所選定されました。



### ナシオン創造の森

（国見台 1 号緑地）

西宮市北部の住宅地に隣接する約 14ha の山林で、地域の市民団体により「創造の森」として整備されています。

市街地にありながら、良好な林地環境が維持されており、トノサマガエル、ニホンアカガエル、ニホンリス、キンラン、ギンランなど里地里山に特徴的な動植物の生息・生育が確認されています。

普段は一般公開されていませんが、地域の小中学生の、自然体験学習の指導や森を活用した観察会などのイベントが開催されています。



### 甲山グリーンエリア

西宮のシンボル「甲山」とその周辺の自然環境を含む地域一帯を指し、山林、河川、池、湿地、農地などに様々な動植物が生育しています。

里地里山に特徴的な種の生息生育が多く確認されているほか、冬場には、豊かな里地里山生態系のシンボルであるオオタカが餌場として飛来します。

西宮市では、「甲山グリーンエリア地域連携保全活動計画」を平成 26 年（2014 年）3 月に策定し、市、NPO、ボランティア、地域住民、企業等各主体の協働により森林の除伐や干ばつ、湿原での落ち葉かきなどにより都市型里山としての機能の維持や、森林、湿原の保全を図っています。



### 社家郷山

六甲山系東端の檜ヶ峰山麓に位置する森林で、コナラなどの里山林、草地、水辺など多様な環境が見られる地域です。トノサマガエル、カスミサンショウウオ、ヒメアカネ、ミヤマアカネなど里地里山に特徴的な種の生息が確認されています。

「企業の森づくり」制度を活用し、森の整備が行われています。また、現地での体験学習なども実施されています。

## コラム 生物多様性の新たな世界目標

### 【昆明・モンリオール生物多様性枠組】

2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において採択された新しい枠組み（ポスト2020年生物多様性枠組）です。

新枠組は、2050年ビジョン、2030年ミッション、2050年グローバルゴール、2030年グローバルターゲット、及びその他の関連要素から構成されています。

2030年グローバルターゲットには、日本が特に重視している30by30や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために8個の数値目標が盛り込まれました。

### 【生物多様性国家戦略 2023-2030】

国は、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえ、世界に先駆けて2023年3月に新たな「生物多様性国家戦略」を策定しました。

本戦略は、「2030年ネイチャーポジティブの実現」に向け、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として策定され、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応や、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調しています。

### 【ネイチャーポジティブとは？】

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味します。

2050年ビジョン「自然との共生」の達成に向けて、生物多様性損失の要因への対応や保全再生の取り組みに加え、気候変動対策や持続可能な生産と消費など様々な分野の取り組みを連携させていくことが必要と指摘されています。

### 【30by30 目標って？】

30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする新たな世界目標です。

### 【OECM の設定等の推進】

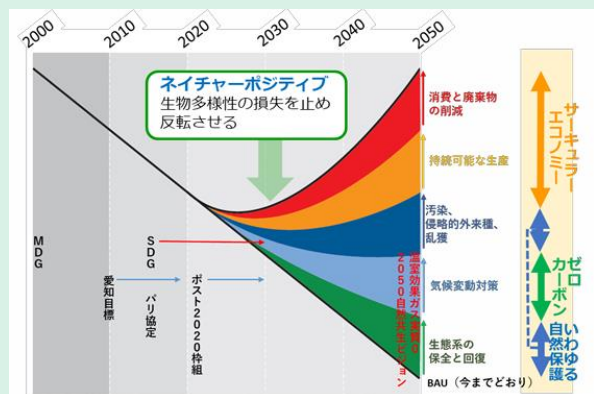
30by30 目標の達成に当たっては、法律等に基づく国立公園等の保護地域に加えて、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定が重要と考えられています。

国では、OECM 設定の推進のため、まずは民間の所有地等を「自然共生サイト」として認定することにしています。

「自然共生サイト」の対象となる区域は、例えば、企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原といった場所です。

生物多様性の価値を有し、企業、団体・個人、自治体によるさまざまな取り組みによって、本来目的に関わらず生物多様性の保全が図られている区域が挙げられています。

### 生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳



資料：地球規模生物多様性概況第5版 GB05  
（生物多様性条約事務局 2020年9月）

## 環境目標



### 【4】 安全・快適

良好な大気・水質・土壌などを次世代に引き継ぎ、人や環境にやさしい安全で快適な社会の実現に向けた取り組みを進めます。

私たちが安心・安全で健康な生活環境を維持するためには、大気汚染や騒音、悪臭などの公害がないことが大切です。その上で、まちの美化や歴史的、文化的資源の保全・活用、魅力のある都市景観の形成など日々の生活を取り巻く環境を快適にするための保全と創造が重要になります。

文教住宅都市である本市には、山・川・海などの自然景観や良好な住宅地を背景とした優れた都市景観に加えて、酒蔵や社寺などの歴史的・文化的遺産も数多く残されています。これらの資源を保全するとともに、

身近な自然や歴史、文化と調和した魅力に溢れた都市空間の形成に努めます。

さらに、近年では地球温暖化に伴い、台風等を原因とした大雨や集中豪雨による水害、土砂災害などが引き起こされており、こうした自然災害・気候変動に対応していくことが求められています。阪神・淡路大震災を経験したまちとして、自然災害への備えの重要性を認識し、地域コミュニティの活性化による共助の考え方を生かしたまちづくりを推進していきます。

## 指標等

わがまち美化活動<sup>\*1</sup>



延べ参加率<sup>\*2</sup>  
20%

- \*1 わがまちクリーン大作戦など、地域・学校等で、まちをキレイにする活動のこと
- \*2 複数の活動の参加者を含むため延べ参加率としています

## ● 取り組み

### 良好な大気・水質・土壌などの次世代への継承

#### ① 大気・水質・土壌などの保全、騒音・振動対策

事業者・行政

大気・水質・土壌などの環境や騒音・振動に関するモニタリングを行い、環境基準等の適合状況を把握するとともに、適切に情報を公開します。また、化学肥料や農薬の使用を抑えた環境保全型農業を推進します。

#### ② 発生源（大気・水質・土壌汚染物質・騒音・振動等）への指導・監視

行政

立入検査などを通じて発生源への指導・監視を行い、規制基準が順守されていることを確認します。

#### ③ 有害化学物質対策による安全な暮らしの確保

事業者・行政

アスベスト、水銀及びダイオキシン類対策、並びにPCB 廃棄物などの産業廃棄物の適正処理に関する指導・助言により、発生源からの漏洩等を未然に防止します。また、新たな環境リスクが発生した場合は、迅速に情報収集するとともに、適切に情報を公開します。

## 人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進

### ①環境に配慮した住まい・

#### まちづくりの推進

市民・事業者・行政

再生可能エネルギーの導入や緑化の推進、省エネ性能をもった住宅の普及、公共交通機関の利用促進などにより、環境に配慮した住まい・まちづくりを推進します。

### ②人にやさしい

#### まちづくりの推進

市民・事業者・行政

公共的な施設におけるバリアフリー化の推進や、福祉のまちづくり条例に基づいた人にやさしい道路整備の促進、また、子どもやお年寄り、障害を持った人にやさしく安全で安心できる公園整備に努めるなど、人にやさしいまちづくりを推進します。

## 身近な自然、歴史や文化の次世代への継承

東六甲、北部地域の緑豊かな山地、自然の砂浜が残る海浜、水と緑の軸を形成する河川を中心とした自然景観の保全に努めます。

### ③ごみのない美しい・住みやすい

#### まちづくりの推進

市民・事業者・行政

西宮市環境衛生協議会、西宮市ごみ減量等推進員会議との共催による「わがまちクリーン大作戦」の実施やごみのポイ捨て、犬のふんの放置禁止など、ごみのない住環境を維持するため普及啓発等を行います。また、風俗営業・性風俗特殊営業対策については、警察など関係機関とも連携して、法令・条例に基づく指導を行います。

市民・事業者・行政

また、伝統を感じさせる酒蔵や社寺などの歴史的施設の保全に努めます。

## 自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進

市民・事業者・行政

阪神・淡路大震災の教訓を次世代に伝えるとともに、市民一人ひとりが住まいの地理的特性を理解し、日頃から自然災害に対する意識を持てるよう防災教育を推進します。

また、近年気候変動の影響による局所的な風水害への対応として、国や県と連携した流域全体での治山・治水を行うとともに、まちなかにおいて、水路・調整池の適正管理を行います。

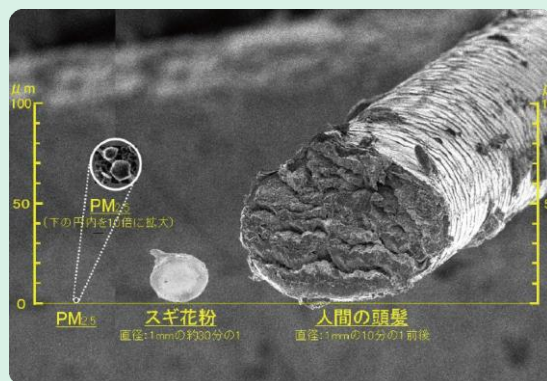
## コラム PM2.5 とは

PM2.5とは大気中にある2.5マイクロメートル※以下のとても小さな粒子（細かいつぶ）状の物質のことです。とても小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、人間の健康に悪い影響をあたえます。

PM2.5は、人間のくらしによって大気中に出された汚染物質が原因となって発生するほか、火山の噴火などの自然現象が原因となっても発生します。

※1マイクロメートルは1ミリメートルの1,000分の1。

人間の髪の毛の太さは、約70マイクロメートル。



東京都ホームページより引用



## コラム まちの美しさを保つ「わがまち美化活動」

普段、私たちが暮らすまちや道路、公園等が美しく保たれているのは、地域の市民の皆さんや事業者による美化活動が行われるなど、自主的な活動によるものです。

「環境衛生協議会」「ごみ減量等推進員会議」と市は、6月と12月の年2回、市民の皆さんや学校、事業所などと協力して、公園や道路の散乱ごみを拾うなどの清掃活動を行う「わがまちクリーン大作戦」を実施しています。

清掃活動は、子供から大人まで幅広い世代の方が参加し、各地域の様々な工夫により進められています。

「EWC エコカード」のスタンプ押印や、ご近所同士のコミュニケーションのきっかけにもなっています。

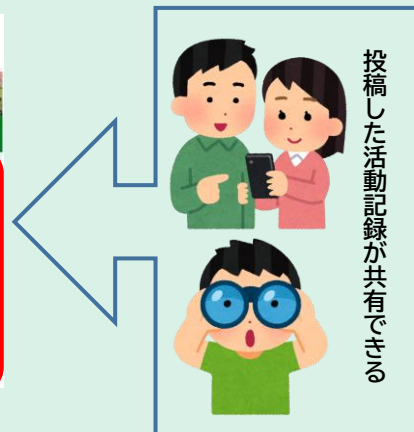
また、西宮市では2021年からごみ拾いアプリ「ピリカ」の導入もスタートしています。

「ピリカ」では、美化活動の様子や活動、きれいになった街の様子や拾ったごみの写真の投稿ができ、アプリを通じて活動する団体や、事業所、個人同士のコミュニケーションの場にもなっています。

個人でも取り組み、コミュニケーションの場にもなっている「美化活動」。皆さんも参加してみませんか。



わがまちクリーン大作戦の様子




ごみ拾いアプリ「ピリカ」

### 【関連計画】

- 西宮市都市景観形成基本計画
- 西宮市都市計画マスタープラン
- 西宮市下水道ビジョン
- 第二次西宮市空家等対策計画 など

## 4. 行動目標

行動目標	
 <b>【1】 学びあい</b>	すべての人が、生涯にわたり環境について学びあうまちのしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高めます。

私たちの生活様式の変化によって、地球温暖化、生物多様性の喪失、廃棄物の増大・資源の枯渇など様々な環境問題が発生し、深刻化しています。

こうした課題を解決するためには、私たちの暮らしと自然とのつながりを理解し、自然、歴史、文化や産業と環境との関わりを学び、私たちの生活行動が環境にど

のような影響を及ぼすかを考え、一人ひとりが社会のありかたや暮らしを見直していく必要があります。

家庭や学校、職場、地域などのあらゆる場において、生涯にわたり環境に関する知識や知恵を学びあうしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高め、環境学習を軸とした持続可能なまちづくりを進めていきます。

指標等	
にしのみやエコ活動 <sup>*1</sup>	 <b>延べ参加率<sup>*2</sup> 50%</b>
	*1 環境学習や環境に関する実践、体験活動のこと *2 複数の活動の参加者を含むため延べ参加率としています

※本指標は、3つの行動目標に共通する指標として設定しました。

### 学びあうまちのしくみづくり

環境保全に関する知識や理解を深め、環境に関して学ぶ力を育成するため、環境学習を幼少期から生涯にわたり、それぞれのライフステージに応じて体系的に

実施するなど、日常的・継続的に学びあうまちのしくみづくりを進めます。

### 環境学習都市を支える人材の育成

市民・事業者などと連携し、地域における環境学習や環境保全活動の取り組みを進め、環境学習の機会

の充実を図ることで、環境に配慮した行動ができる幅広い人材の育成に努めます。

### 環境学習を推進する場の充実

本市には、様々な形で環境について学べる場があります。

自然との関わりでは、環境学習サポートセンターや自然環境センター、北山緑化植物園、保育所や学校園のビオトープ、公園などがあります。また生活の視点では、西部総合処理センターや消費生活センター、歴史・文

化の視点からは、西宮市立郷土資料館、名塩和紙学習館など、環境について学べる施設や場が充実しています。

これら自然、生活、歴史・文化の施設間の連携を進め、市民・事業者による活用を進め、まち全体が体系的な学びの場となるように事業を展開します。

## 環境に関する情報収集と公開

環境に関する情報の提供は、市民の環境行動や参加を促すうえで最も重要です。EWC ホームページや市民自然調査ホームページ、貝類館収蔵貝類標本検索システムなどの情報発信ツールの充実、また SNS

(ソーシャルネットワーキングサービス) 等の情報ツールを活用しながら、地域活動を発信したり、知ることができるしくみを充実させます。

## コラム 西宮オリジナル！ 地球ウォッチングクラブにしのみや(略称:EWC)とは？



ちきゅうとなかよしカード  
(就学前幼児)



EWC エコカード (小学生)



保護者用エコカード

EWCは、単発で行ってきた環境学習・啓発事業をパッケージ化し、地域に根差した継続的な環境学習プログラムとして1992年に始まりました。当初のEWCは、町のことや、地球のこと、自分達と環境のことなどについて、仲間と一緒に楽しみながら取り組み、互いに協力することや理解し合うことを大切にしてほしいとの考えから、グループ単位で参加者を募集し、申し込みのあったグループの活動をサポートするといった仕組みでした。

そして、1998年からは、市内の全小学生が活動に参加できる環境を整備しようと考え、「エコカード・エコスタンプシステム」を導入しました。本システムは、環境について学んだり、地域の清掃活動に参加した時などにカードにスタンプを押してもらおうことができる仕組み(一部、自分でサインを行う箇所あり)で、カードの種類は「就学前の幼児」、「小学生」、「大人(小学生の保護者)」と世代や対象に応じて3つに分かれています。小学生とその保護者が対象の「エコカード」では、学校、保育所、公民館、店舗など、市内の様々な場所や場面でスタンプを押してもらおうことができ、幼児が対象の「ちきゅうとなかよしカード」では、保育園、幼稚園内での活動に対して先生方からスタンプを

押しもらえる仕組みになっているため、学校・園、地域、お店のそれぞれが、このシステムを支えるサポーターとなっています。また、小学生は、エコカードに一定数のスタンプを集めるとアースレンジャー(地球を守る人)に認定されます。この認定制度には、「楽しみながら継続的にエコカード活動を行うなかで、環境に配慮する習慣や考え方を身に付けてもらいたい。」という願いが込められています。その他にも、EWCの活動には、子供向けの環境学習に関する情報やイベントを掲載した「EWCニュース」の発行や、学校・園などが環境学習プログラムを行う際のサポート、一年間の市民・事業者・行政の活動を作品として発表する「環境パネル展」の開催などを行っています。また、学校園における環境学習の充実を図るため、「環境学習サポートガイドブック」を作成しています。

西宮市では、EWCを中心とした環境学習の仕組みを通して、人と人との新しい交流を生み出し、個々の活動を地域へと広げていき、誰もが当事者として自らの意思において環境に配慮した暮らしや社会活動に取り組む「持続可能なまちづくり」を目指しています。



EWC 環境パネル展の会場の様子と展示作品 (一部)



環境学習サポートガイドブック

## コラム 環境学習と地域活動 ～エココミュニティ会議～

### 鳴尾東エココミュニティ会議【ごみ減量化・未利用資源の活用】



野菜屑の裁断



堆肥の切り返し作業

鳴尾東エココミュニティ会議では、未利用資源を活用することでごみ減量化・CO<sub>2</sub>削減に努めるとともに、花と緑があふれるまちづくりを目的に活動をしています。ほとんどが焼却処分されてしまう落葉や近隣小学校の給食で出る野菜切屑を裁断しコンポストに入れ、堆肥

・培養土づくりをすることで焼却処分してしまう資源を有効活用し、ごみの減量化とCO<sub>2</sub>削減を図っています。作った堆肥・培養土は、地域の公園内の花壇に活用しているほか、小学校にも提供を行い、子供達の環境学習にもつながっています。

### 平木エココミュニティ会議【食品ロス削減・地球温暖化対策】



フードドライブ  
回収ボックス

平木エココミュニティ会議では、活動の一環として食品ロス削減のためフードドライブに取り組んでいます。2021年10月からは近隣の小学校や児童館、幼稚園に回収ボックスを設置し、家庭で長く保管されている食品を集めて福祉施設等に届けています。その他にも、小学校の夏休み期間中に環境問題や省エネについて自分たちにできることを考えて取り組んでもらう「エコ



校舎に設置した  
グリーンカーテン

活動ミッションビンゴ」を行っています。ビンゴの中には食品ロス削減や節電、エコバックの持参などが盛り込まれており、ビンゴが出来上がる頃には自分たちが出来るエコ活動が習慣になるような取り組みとなっています。また、地球温暖化対策、環境学習の授業の一環として子供たちとともに「グリーンカーテン」を小学校に設置する取り組みも行っています。

#### エココミュニティ会議とは・・・

より快適な地域環境を次世代へ引き継いでいくために、市民・事業者・行政などのあらゆる主体が同じテーブルに着き、協力して話し合い、地域に根差した活動を行っています。2006年に学文地区で第1号のエココミュニティ会議が発足して以降、現在、市内21地域で発足しています。

## 行動目標



### 【2】 参画・協働

市民・事業者・行政などの各主体、各世代の自律と協働、参画により地域力を高め、環境活動を進めます。

本市では、市民・事業者・行政の参画・協働により環境施策を推進しています。地域においても、市内の環境美化・保健衛生を推進する「西宮市環境衛生協議会」や、「環境」を切り口に地域づくりについて話し合い、活動する場である「エココミュニティ会議」など設置・展開されています。

さらに、各主体の連携にとどまらず、地域での課題を

共有し、統合的に解決していくためには、様々な世代とともに、環境施策を推進する取り組みを継続的に進めることが大切です。

これまでの取り組みを充実させ、各主体・世代が参画・協働できるしくみを構築し、その中で、互いの立場を考慮し、人と人との絆を育むことで、地域で生じる様々な課題解決につながることを目指します。

### 各主体の特性に応じた自律した活動を推進

全市的また各地域において環境施策を推進するにあたり、市民・事業者・行政などの各主体に応じた役

割を明確にするとともに、責務を果たすための自律した活動を推進します。

### 各主体・各世代の参画と協働の推進

市民・事業者・行政などの各主体、また子どもから大人までが日々の生活の中で活動に参画できる「しくみづくり」を行います。

また、昨今の解決の糸口が見えにくい複合的な環境問題に対しては、単に個別に活動しているだけでは、対

処が難しくなっています。過去から現在、将来を見据えて、地域における課題の共有化を図り、互いに相手の価値観や立場への理解を深めながら協働の取り組みを促進する「場づくり」を進めます。

### コラム 地域の学習の場としての巡回相談会

西宮市環境衛生協議会では、各地区環境衛生協議会向けに環境衛生事業の一つとして、巡回相談会を実施しています。相談会のテーマは3種類あり、健康管理等をテーマとした「健康巡回相談会」、ごみの分別・処理等をテーマとした「ごみ巡回相談会」、身近な害虫の駆除や対策等をテーマとした「害虫巡回相談会」です。それぞれ各地区環境衛生協議会と市の担当者が相互に連携し実施しています。また、この事業は、各地区の役員のみならず、一般の方にも参加を呼びかけ、地区の学習の場として利用されています。

※西宮市環境衛生協議会とは

1957年に「蚊や蠅のいない住みよいまちづくり」を目的として作られました。現在は、市内の小学校を基準に38地区の地区環境衛生協議会で構成されています。



巡回相談会の様子

## コラム 連携・協働のしくみ:パートナーシッププログラム

「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム」は、市民団体・事業者・NPO などの参画と協働による環境学習・保全活動を促進する仕組み（認定制度）です。

本プログラムに認定された取り組みの中には、外来生物が及ぼす問題を取り上げているものがあります。具体的な活動としては、在来生物の保全のために地域住民とともに実施する定期的な駆除活動や、現状の周知のために地元の中学生や企業を対象にした観察会の実施などがあります。こうした地域に即した参画・協働の取り組みが西宮市の各種施策の推進を担っています。

(※)オオキンケイギク：特定外来生物

北米原産の外来植物です。繁殖力が強く、在来の生態系に影響を及ぼすことから、人為的に拡散させる原因となる行為(栽培や運搬等)は原則禁止されています。



オオキンケイギク(※)の花や種子の駆除活動



地元の中学生などを対象とした観察会

## コラム 市民・事業者アンケートを通して見えてきたこと

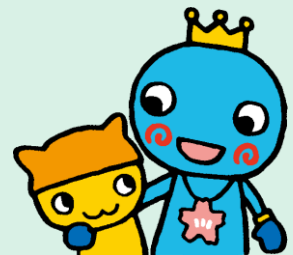
	■小学生アンケート	■市民アンケート	■事業者アンケート
問	普段の生活の中で環境を良くするために今後なるべくしたいこと（回答上位項目）	日常生活で環境への配慮について今後なるべくしたいこと（回答上位項目）	事業者の地域の環境活動に関する考え方
回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境問題について家族と話し合う <b>(33%)</b></li> <li>●地域で自然観察会などの環境保全活動やイベントに参加する <b>(29%)</b></li> </ul>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>(2017年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●環境保全のための寄付に参加する <b>(33%)</b></li> <li>●日用品において、エコマーク、グリーンマークなどの環境に配慮した製品を購入する <b>(29%)</b></li> <li>●地域で自然観察会などの環境保全活動やイベントに参加する <b>(42%)</b></li> </ul> </div> <div style="width: 48%;"> <p>(2023年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●環境保全のための寄付に参加する <b>(50%)</b></li> <li>●地域で、講演会や自然観察会などの環境保全活動やイベントに参加する <b>(44%)</b></li> <li>●日用品において、エコマーク、グリーンマークなど環境に配慮した製品を購入する <b>(39%)</b></li> </ul> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政からの働きかけがあれば可能な範囲で参加したい <b>(60%)</b></li> <li>●周辺地域の市民または団体と協力して環境保全に貢献したい <b>(36%)</b></li> </ul>



「アンケートの結果、市民・事業者ともに、環境への関心がある割合が高くなっていて、何らかの行動につなげたいという考えを持っているということがわかったよ。」



「4割以上の市民が『環境保全のための寄付や活動、イベントに参加したい』、また、4割近くの事業者が『周辺地域の市民または団体と協力して環境保全に貢献したい』と回答しているよ。今後、様々な主体が環境活動に参加できるようなしくみや、活動につながる機会を作っていく工夫が必要だね」



※アンケート実施概要については P.11 を参照

## コラム 西宮の環境・地域について考えるワークショップ

本計画の中間改定にあたり、様々な主体や世代にリラックスした雰囲気であらゆる世代に交流してもらいながら、西宮の環境や地域活動について自由な意見交換をしてもらい、今後の参考にするを目的に「西宮の環境・地域について考えるワークショップ」を2023年8月に開催しました。

当日は、地域で環境活動を実践されているエココミュニティ会議の皆さんや大学生の方に参加していただき、参加者同士で、事前にお伝えしていた「自慢したい西宮の環境」、「地域活動への若者の参加を高める方法」、「ゼロカーボンに向けて、私たちにできること」の3

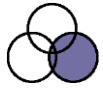
つのテーマについて、活発な意見交換を行った後、グループごとに発表していただきました。参加者から出た意見の中には、「（西宮市は）地域と行政のつながりが強い。」「学校での行事として地域活動への参加を募り、活動から地域に関心を持ってもらうと良いのでは。」「宅配ボックスを設置しやすくし、再配達のエネルギーを削減する。」「ゼロカーボン等難しい言葉が多く、意味を知らない人が多い」など、アンケートでは得ることが難しい具体的な提案や中間改定の参考になる意見が多くありました。

※ワークショップの詳細は、本計画資料編 P.83 参照



ワークショップの様子

## 行動目標



### 【3】 国際交流・貢献

国際的視野をもち、世界の人々と協力して、より良い地球環境を未来に残すことに貢献します。

現在、環境問題は地球規模へと広がりを見せており、身近な問題から地球全体の環境を考え、対処していくためには、国際的な視点が欠かせません。そのため、食料、衣料、エネルギー等、海外の様々な資源を利用する中で生じる国際的な環境問題に対しても、自らのこ

ととして意識をすることが大切です。

本市では、学びあいと参画・協働による地域活動を展開する中で、国際的な視点が育まれるよう世界の人々をつなげる場を活用した多様な取り組みを推進します。

## 世界の国々との環境を通じた協力や交流の推進

西宮市は海外の4都市と姉妹・友好都市提携を結び、市民レベルでの交流を深めています。また、市内には教育施設も多く、大学をはじめとした各教育機関において留学生と交流できる機会があります。環境とい

う切り口からも多様な価値観について理解を深められるよう、交流の促進や海外からの視察受け入れを行い、環境学習を通じた国際交流・貢献を推進します。

## 世界の人々への環境情報の発信

市民・事業者・行政との参画と協働による環境に対しての取り組みの充実を図る中で、環境情報について広く発

信していく役割を果たしていけるよう、環境活動に関する情報ネットワークのすそ野を広げる取り組みを進めます。

## コラム 環境パネル展で国際交流！？

EWC 環境パネル展は、生きもの、自然、ごみ減量など、身近なまちのことから平和、福祉、国際、防災、産業など、市民・事業者・行政の持続可能な社会に向けた取り組みを発表する催しです。市内の小学生などの作品も学校を通して数多く出展され、毎年2,000名以上が参加しています。

また、近年は、西宮市の姉妹・友好都市との交流に関する展示なども加わり、広域的な視点を育む機会にもなっています。



環境パネル展の様子



## コラム 渡り鳥は、なぜ西宮に来るの？

西宮市には、阪神間で数少ない干潟や自然海浜を有する甲子園浜、御前浜・香櫨園浜があり、春にはシギ・チドリ類、冬にはカモメ・カモ類などの多くの渡り鳥で賑わいます。

特に旅鳥であるシギ・チドリ類は、繁殖活動を行うために東南アジアやオーストラリアなどの南国からシベリア・アラスカへ向かう渡りの途中で、餌場として立ち寄ります。干潟に生息する底生生物（アサリやゴカイ、カニ等）は、これら渡り鳥の命をつなぐ貴重な餌となっています。戦後、日本では埋め立てや護岸工事で干潟の面積が減少し、渡来する渡り鳥の数も少なくなっています。西宮市の沿岸部の干潟は、地球規模で移動する渡り鳥を保護するために重要な役割を担っています。



干潟で生き物観察をしている様子（甲子園浜）

## 渡り鳥と渡りのルート



## コラム 西宮市・バーリントン市の共同声明とは

西宮市と米国バーモント州バーリントン市は、それぞれが協力して持続可能な地域づくりに向けた取り組みを進めることを表明し、2003年10月に共同声明調印式を行いました。その後10周年記念シンポジウムにおいて、10年前に行われた両市の共同声明を継承し、今後、さらに両市が持続可能な社会に向けた取り組みを発展させていくことを約束した共同声明を調印しました。



コンポストやリサイクルについて学んでいる様子

西宮市の「エココミュニティ会議」の取り組みのモデルは、バーリントン市の「レガシープログラム」であり、また、バーリントン市の小学校で行われている「レガシー・カード」は、西宮市の「エコカードシステム」をモデルに導入されたものです。西宮市とバーリントン市は、このようにお互いに連携しながら持続可能な社会に向けた取り組みを進めています。



## 5. あらゆる世代が参加できる環境学習の推進

環境基本計画を体系的に推進していくため、4つの環境目標と3つの行動目標を設定していますが、各目標は相互に関連し合う部分も多く、総合的に捉える視点や考え方も必要になります。そこで、本市では、身近

な暮らしと環境との関わり合いへの気づきを促し、広い視点で環境問題を捉えられる人材の育成やあらゆる世代が環境活動に取り組めるよう様々な主体と連携しながら環境学習の機会や場の創出に取り組んでいます。

### 環境学習の現状と課題

本市の環境学習事業の特徴は、「地球ウォッチングクラブ事業」を中心に、小学生を中心とした子どもたちの環境に関する学びや活動を、学校や地域の身近な大人たちがサポートし、お互いの環境意識を高め（学びあい）、環境へ配慮した考え方や行動を地域に定着させようとするところにあります。こうした次世代の育成を地域ぐるみで行う仕組みを学校教育と連携しながら

全市的に構築し、長年に渡って継続しているような事例は他に例がなく、全国的にも高い評価を受けています。

しかしながら、現状の仕組みは、小学生とその周囲の大人たちを主な対象としている点から、中高生以上や大人などに環境学習や環境保全活動の機会を提供するという面では課題があります。

### 【環境学習の取り組みの様子】



グリーンカーテン用の苗の植え付け



大池での生き物・自然観察会



地域の人に教わるしめ縄作り



松ぼっくりや木の枝を使ったエコクラフト



農業体験会での作物の育て方の説明



地域のイベントでのエコクイズ



廃材を活用したワークショップ



魚の飼い方教室



生き物とのふれあい体験

## 今後の取り組みの方向性

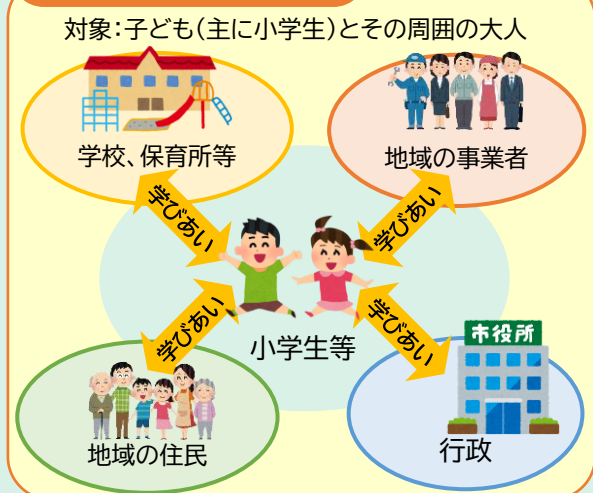
現行の環境学習の仕組みの中で十分に捉えることが難しい世代や対象を捉えていくためには、新たな環境学習の機会を創出していくとともに、それらの情報を広く周知していくことが重要です。そのためには、生涯学習の観点から展開されている各種事業や活動との連携や、新たなステークホルダーとの協働の促進など、環境学習の仕組みをさらに発展させていく必要があります。

また、家庭に向けた取り組みは、同居する他の世代にも影響を与え、幅広い世代や対象を捉えていくことにつながることから、あらゆる世代が参加できる仕組みを構築していくにあたっては、重要になるものと考えます。

これらのことを踏まえて、これまで長年に渡って実施してきた環境学習の取り組みに加えて、次のような取り組みを展開していきます。

### 今後の取り組みの方向性(バージョンアップのイメージ)

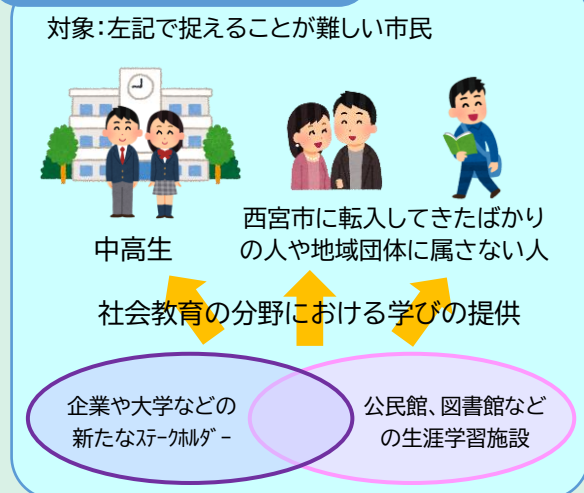
#### 現行の環境学習の仕組み



+

プラス

#### バージョンアップの概要



### 現行の仕組みに加えて実施する取り組み(バージョンアップの概要)

#### ① 中高生に向けた環境学習プログラムの開発

中学生や高校生に適した環境に関する学習プログラムを開発し、希望する中学校等へ提供します。

#### ② 家庭内で実践するエコ活動の実施

環境へ配慮した行動が家庭内で実践されていくような仕組みを検討、実施します。

#### ③ 事業者と協定締結などによる環境学習・環境保全活動の推進

事業者や大学などと協定を締結するなど、環境学習や環境保全活動の機会、場の創出を推進します。

#### ④ 生涯学習事業との連携の強化

公民館や図書館を活用することなどにより、生涯学習事業との連携を強化し、学びの機会や場を広げます。

#### ⑤ 情報発信の強化

より幅広い世代(対象)への情報を届けるため、有効な情報発信の手法等について検討し、実施します。

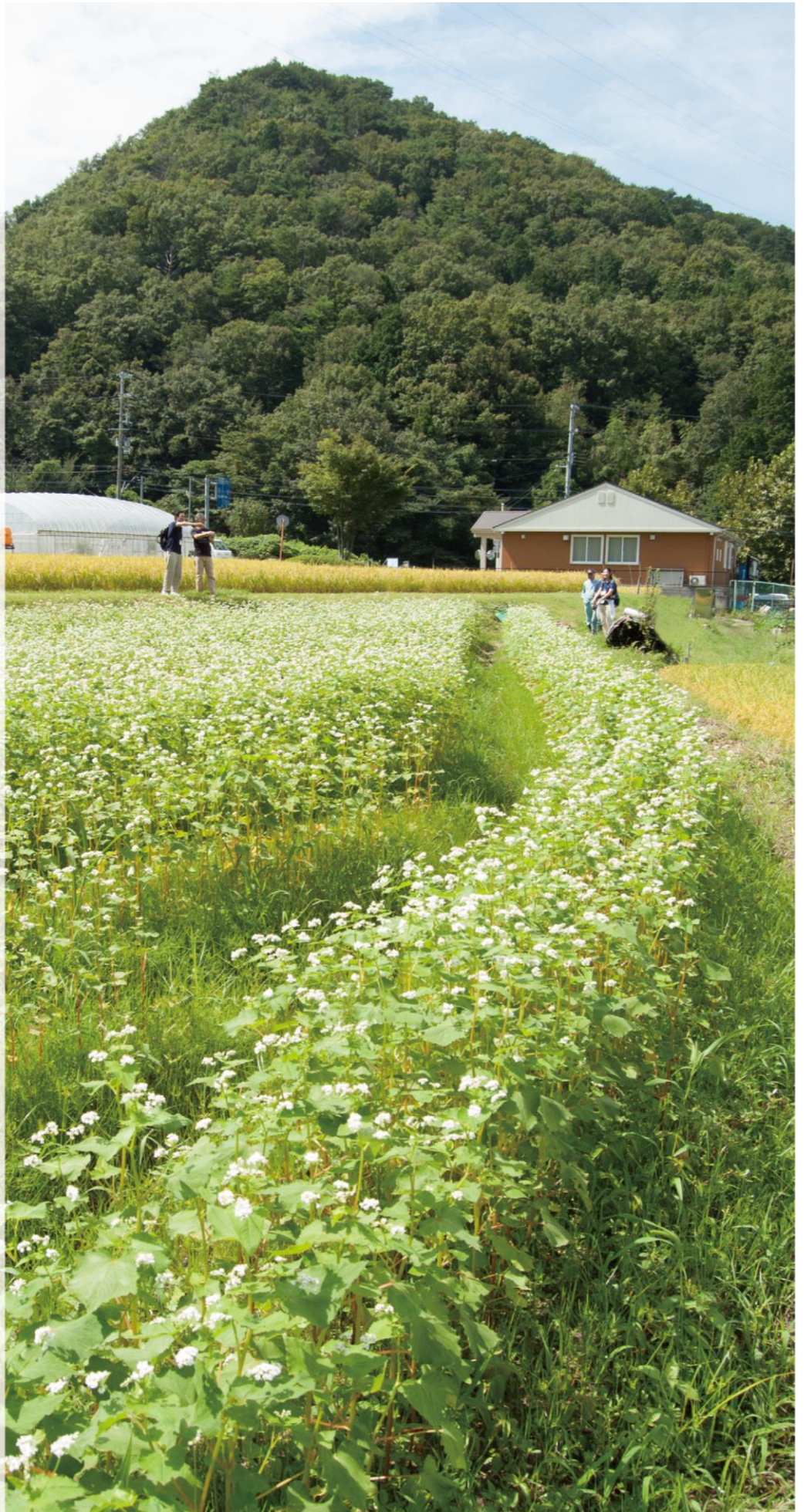


Environment Nishinomiya

## chapter 5

# 計画の推進のために

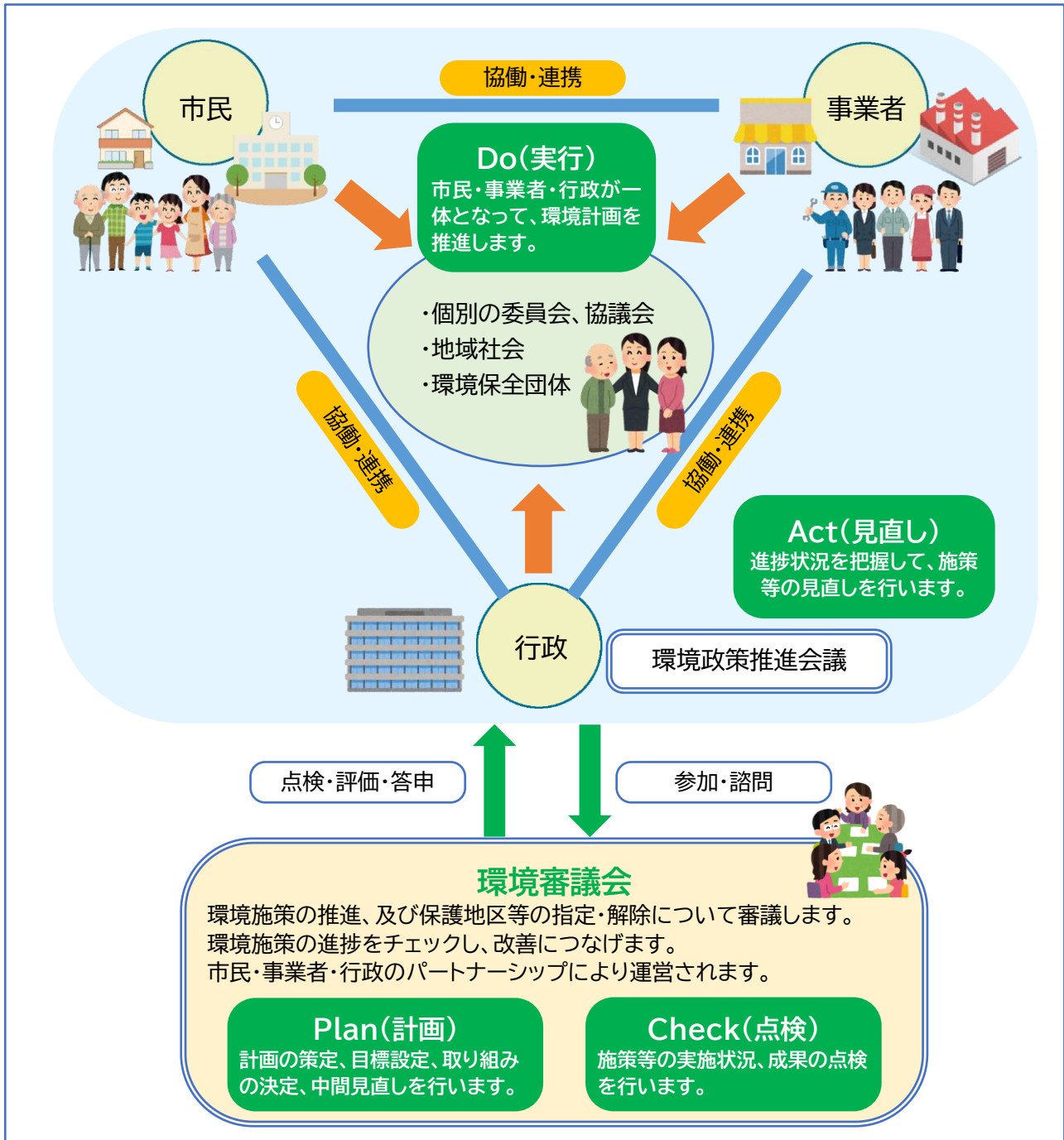
上の花: プレランサ (プレクトランサス)  
撮影地: 船坂



# 1. 計画の進行体制

本市では、行政の主導ではなく、市民・事業者自らが環境について考える姿勢を重視しています。計画の進行にあたっては、市民・事業者・行政の協働で行います。

## 持続可能なまちづくり 計画の進行体制

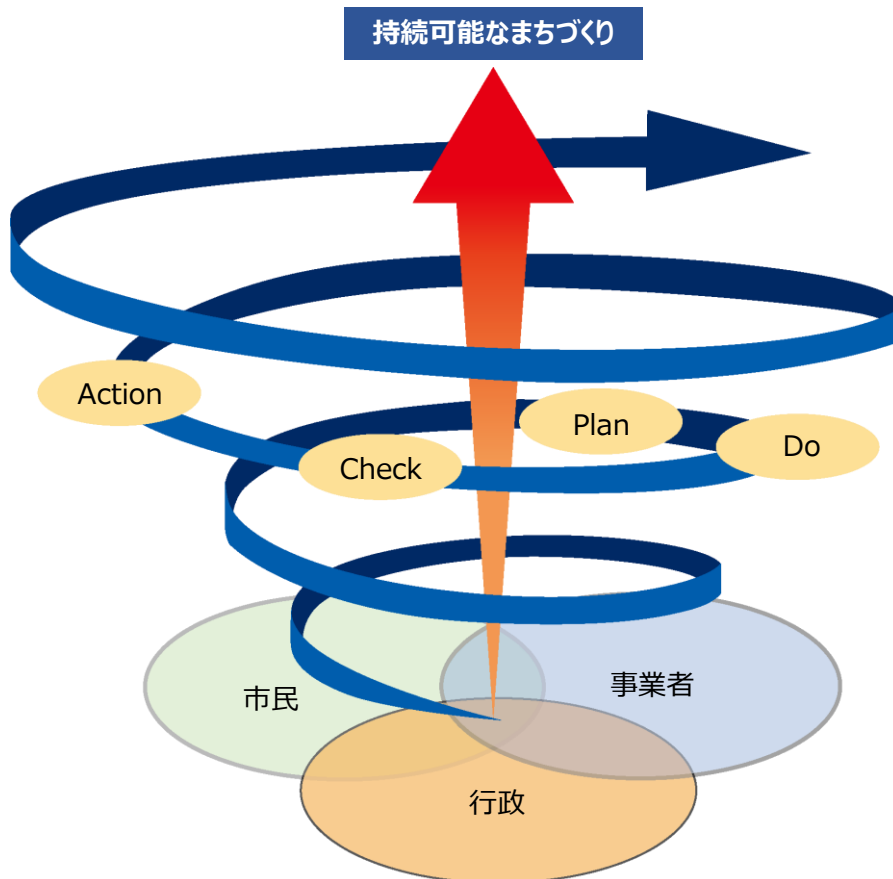


## 2. 進行管理

進行管理を行う上で、PDCA サイクルを活用し、改善していくことが重要です。

各年度や計画の中間期に環境審議会の外部チェックも受けながら、取り組みを進めていきます。

Plan (計画)	各年度の目標設定、取り組みの決定、中間見直しの実施 など
Do (実行)	市民・事業者・行政による計画に基づく取り組みの実施 など
Check (点検)	環境審議会による施策等の実施状況、成果の点検 など
Act (見直し)	施策、取り組みの見直し、目標の見直し、新たな施策・取り組みの検討 など



# 3. 情報公開

毎年の取り組み状況や環境審議会からの助言について、年次報告書やホームページなどで情報を公開します。



環境報告書



環境計画推進パートナーシップ会議（ホームページ）

## 西宮市環境学習都市宣言

### こども版行動憲章

～今日から始めること～

私たちは、環境学習にすすんで参加し、  
さまざまな人たちと力をあわせ、  
環境を大切にする西宮市を  
100年後も世界中の人に誇れるまちにします。  
そのために、次のことから始めます。

- 1 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史・文化・産業やくらしと環境との関わりについて学びます。
- 2 私たちは、自分ができることから行動し、身近な人たちと協力しあいます。
- 3 私たちは、「もの」をくり返し使い、限りある「エネルギー」を大切にするまちづくりに参加します。
- 4 私たちは、人と人、人と自然が共に生き、公正で平和な社会をめざします。
- 5 私たちは、世界中の人と手をとりあって、かけがえのない地球を未来に引き継いでいきます。







## 資料編

# 1. 西宮市の環境の現況

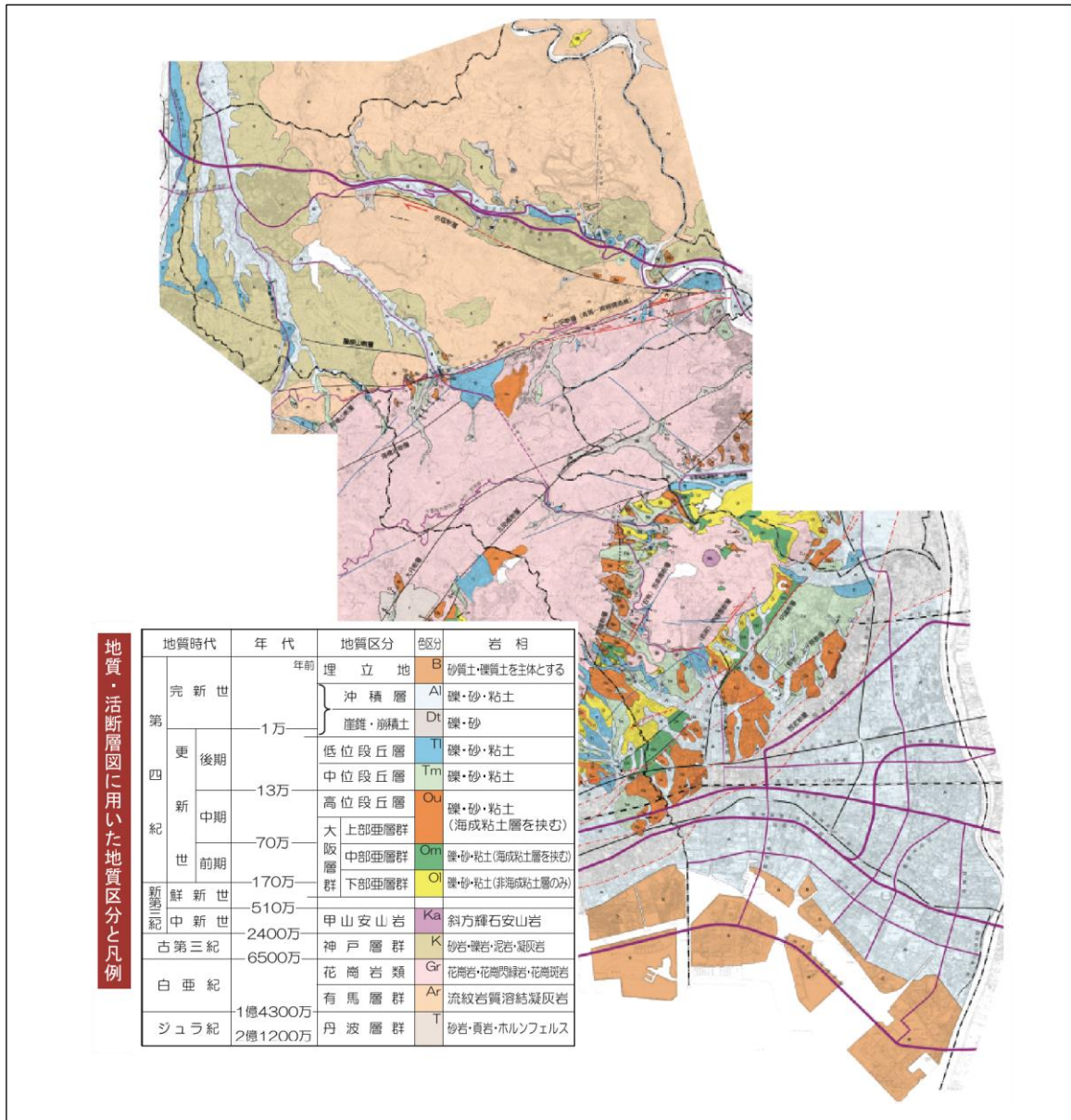
## (1)地形・地質

本市は、南北 19.1km、東西 14.3km にわたり、ひょうたん状の形をなしています。

その中央部を東西に六甲山系が横断し、これを境にして南部地域は東西につながる市街地が広がり、また北部地域は従来農村地区として発展してきました。

2023 年現在、西宮市の面積は 100.18 平方 km です。このうち、六甲山系以南の本庁・鳴尾・瓦木・甲東地域が 51.75 平方 km、以北の塩瀬・山口地域が 48.43 平方 km を占めており、六甲山系によって西宮市は南部地域と北部地域にほぼ二等分されています。

地形は、海拔-0.6m（東鳴尾町 1 丁目 97 の 1）から、標高 898.6m（山口町船坂・後鉢巻山山頂）に及ぶ高低差があり、起伏に富んでいます。また市域総面積の 7 割あまりが中北部一帯に展開する山地であり、阪神間の貴重な緑地ゾーンとなっています。西宮市の河川は、東六甲山地を中心として放射状に流れ、夙川、東川、新川などの小河川を除けば、すべて武庫川水系に属しています。また、地質系統は、中世代の六甲花崗岩及び石英粗面岩類の古い系統と、新生代における神戸層群、大阪層群、段丘れき層及び沖積層といった比較的新しい系統の 2 つに大きく分けることができます。

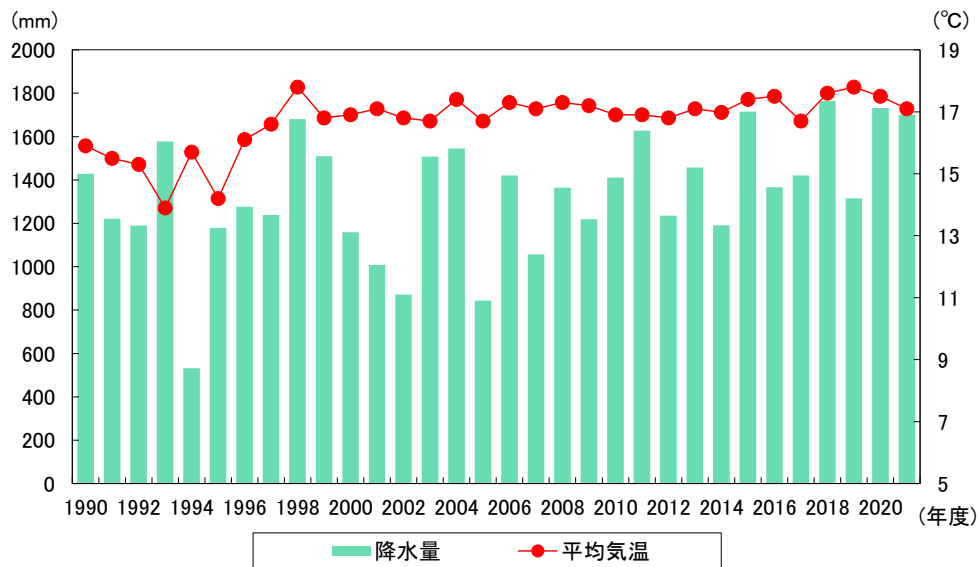


## (2)気候

本市は、地形状南北に長く、その中央を六甲山系が横断しているため、気象条件は、山間部に属する北部と、大阪湾に臨む南部とではやや異なりますが、その特性は、おおむね瀬戸内海性気候を示し、晴天が多く、気候は温暖です。また、南部地域では、顕著な海陸風が見られます。南部と北部では年間平均気温は 1～2℃程度異なり、南部地域では雨となっても北部地域では雪が降っていることもあります。

ここ数年間の市内の平均気温の推移をみると横ばい傾向にありますが、観測開始からみると平均値および最高値は上昇傾向にあります。降水量については、夏季は多雨、冬季は少雨の傾向があります。近年では、夏季にゲリラ豪雨と呼ばれる短時間に数十ミリの猛烈な雨を観測することが多くなっています。

気温・降水量経年データ



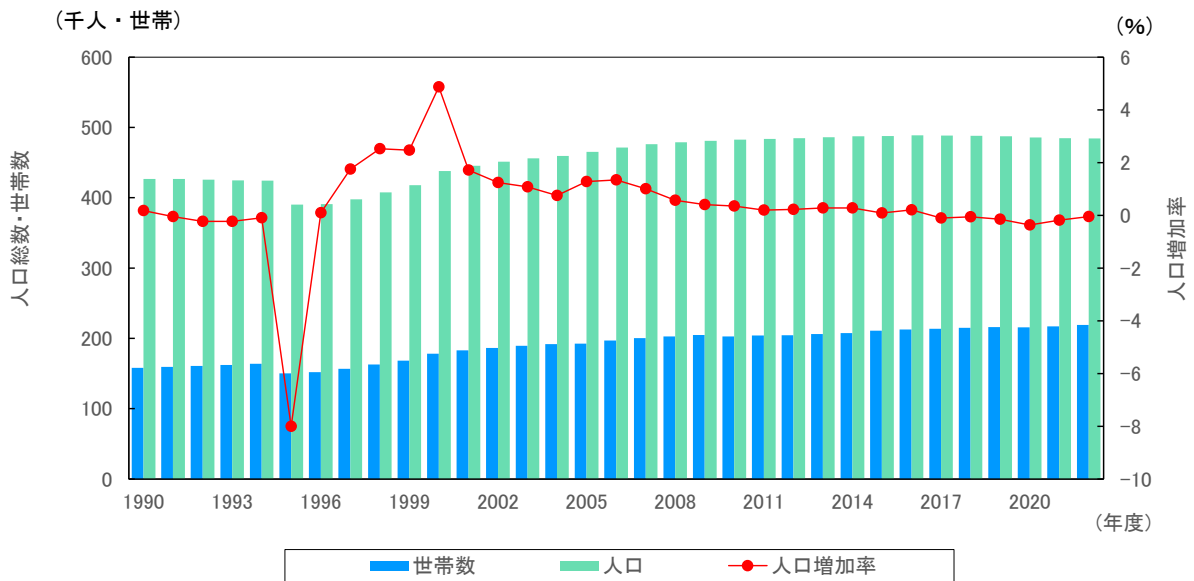
### (3)人口

2023年10月1日現在の西宮市の人口は483,755人(220,384世帯)です。1995年1月の阪神・淡路大震災前の人口は約42万人でしたが、震災後は一時約39万人まで減少しました。震災復興と共に人口は回復し、2000年10月の国勢調査では438,105人と震災前の人口を上回ることとなりました。2020年10月の国勢調査では、若い世代の増加に伴

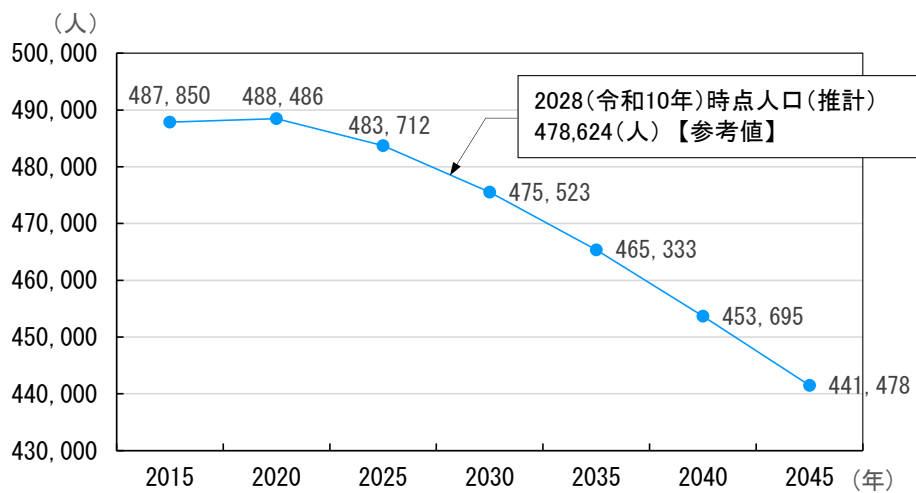
い、485,587人まで増加しています。

また、「第5次西宮市総合計画」(2019年11月)によれば、本市の人口は2020年度まではほぼ横ばいで推移しますが、それ以降は減少し、第3次西宮市環境基本計画の目標年次である2028年度では478,624人になると見込んでいます。

人口・世帯数・人口増加率の推移



将来人口推計

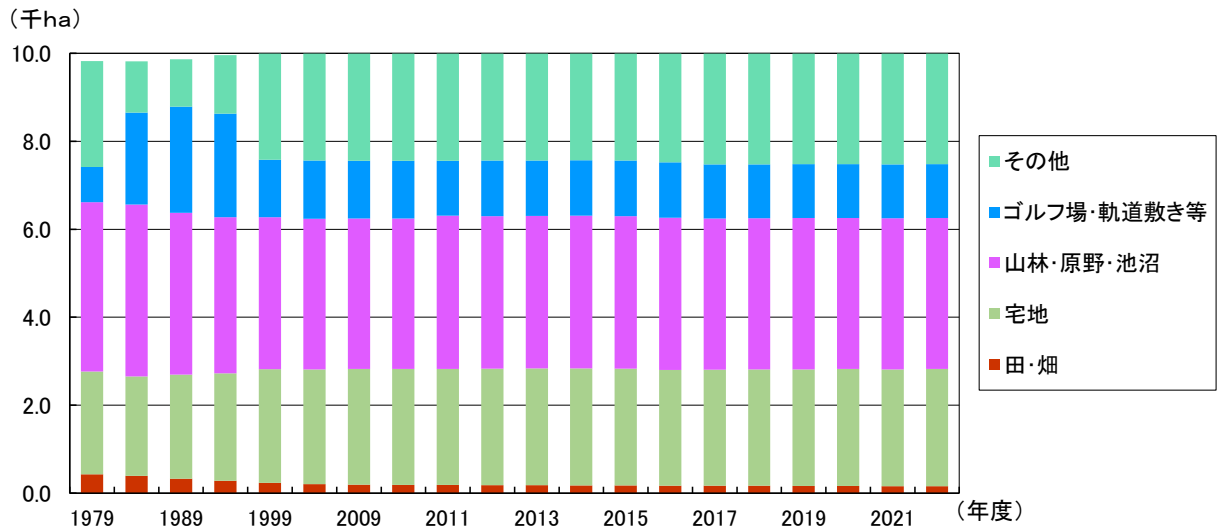


#### (4)土地利用

本市の市街地は、戦前には阪急電鉄神戸線以南の駅周辺地域に限られていましたが、戦後、特に1950～1960年代に、戦災復興の土地区画整理事業により阪急電鉄神戸線以南地域が全面的に都市化す

るとともに、以北地域においても農地が著しく減少し、住宅地が拡大されました。以前は、農地が減少し、宅地は増加する傾向にありましたが、近年は農地が微減傾向にあるものの土地利用状況に大きな変化はみられません。

西宮市の土地利用の状況の推移



「固定資産概要調書（西宮市）」より

## (5) 農業

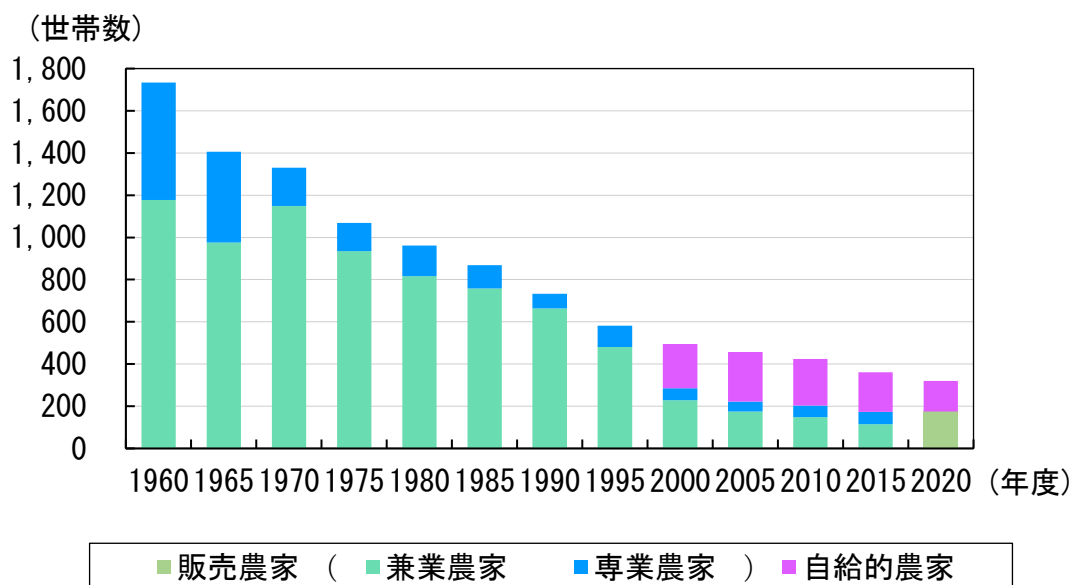
大阪・神戸の消費地をひかえる本市の農業は、軟弱野菜の栽培を中心に行っています。2020年農林業センサスによると、市内の2020年度の自給的農家および販売農家は合わせて総数319世帯となっており、2010年度と比べ、10年で約25%減少しています。近年では高

齢化や後継者不足等の影響により、自家消費的性格の強い農家が過半数を占めています。

販売農家は175世帯あり、近年横ばいとなっています。

また、経営耕地面積は113haで、農家戸数の減少に比例して、経営耕地面積も減少傾向にあります。

農家数の経年変化



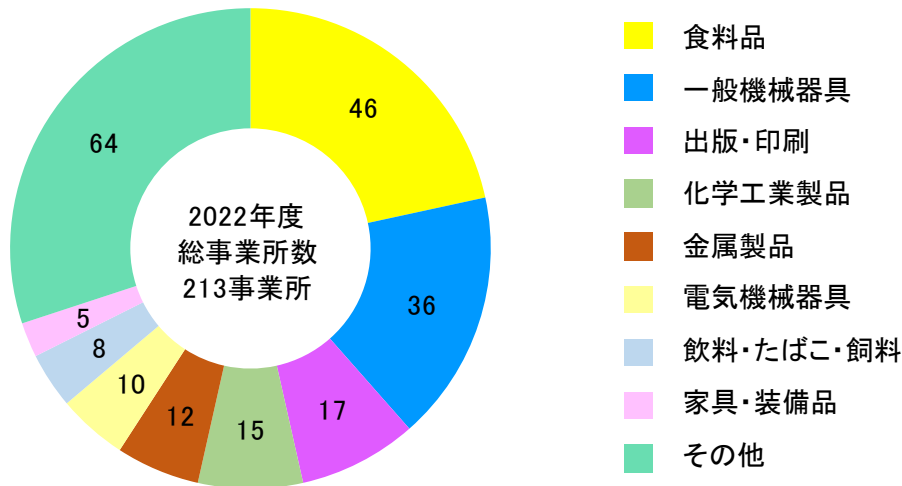


## (6)工業

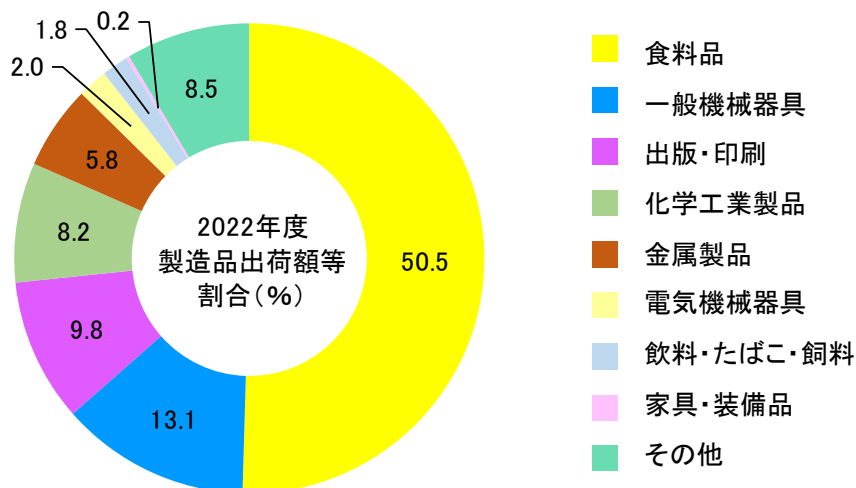
2022 年経済構造実態調査によると、市内の製造業事業所数は 213 事業所(4 人以上の事業所)、従業者は 9,266 人、製造品出荷額等は約 2,797 億円です。そのうち飲食料品製造業は、本市の大きな特徴を示

すものであり、年間製造品出荷額等における飲食料品製造業は全市の約 64%を占めています。また、西宮市の地場産業である清酒製造業は、2021 年度において、全国の課税移出高の約 7.6%を占めています。

市内事業所 分類別内訳数



製造品出荷額等割合



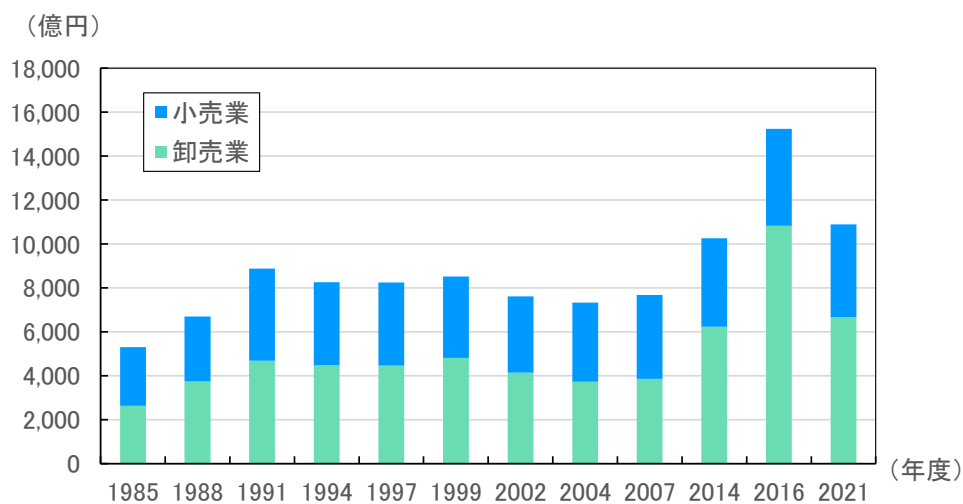
## (7)商業

令和 3 年経済センサス-活動調査によると、本市の商店数は卸売業 495 店、小売業 2,077 店となっています。年間商品販売額は約 10,896 億円となっています。

また、卸売業の年間商品販売額が、小売業の販売額

を上回っています。本市は、大阪、神戸の商業集積地の中間に位置することなどから、購買力の市外流出が見られます。

商品販売額の推移



## (8)公害

### ①大気汚染

大気汚染とは、大気中に様々な有害物質が存在し、人の健康や生活環境に影響を及ぼすような状態を言います。大気汚染の原因となる物質は、火山の噴火などの自然的要因により発生するものもありますが、工場や事業場、自動車などから排出される人為的に発生したものがほとんどです。

大気汚染物質のうち環境基準が設定されているものとして、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質があります。これらの発生源としては、工場や事業場からの固定発生源と自動車や航空機等の移動発生源があります。また、中国大陸等からの越境汚染も要因の一つです。

本市では、地域の代表的な大気の状態を把握するための一般環境大気測定局 6 局と、自動車排出ガスを対象とした自動車排出ガス測定局 5 局を設置し、常時監視測定を行っています。

二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）と浮遊粒子状物質（SPM）は、全測定地点で環境基準を達成しており、減少もしくは横ばいの傾向にあります。

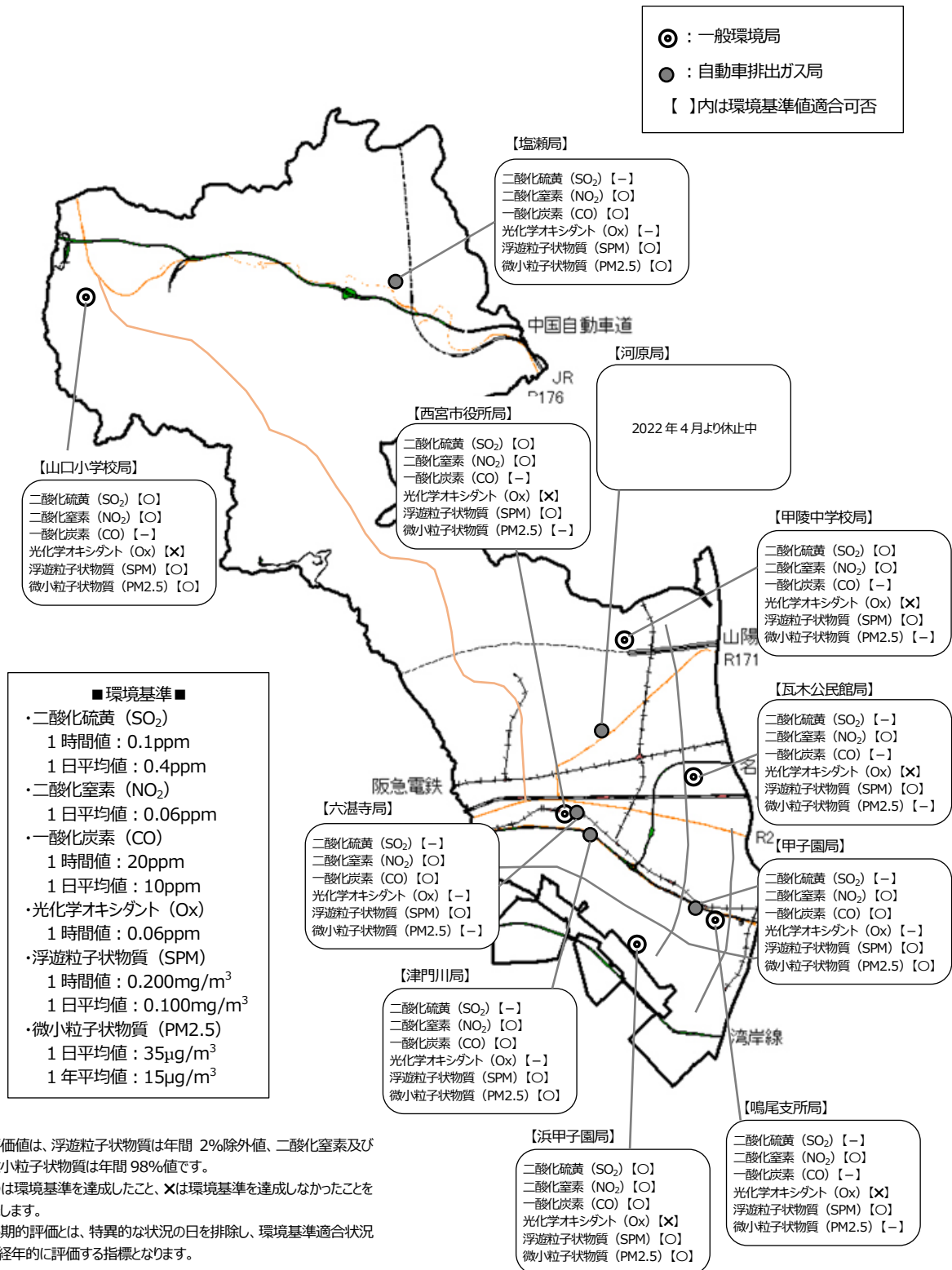
微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）は観測を始めた 2011 年度以降、減少傾向にあり、2022 年度は全測定地点で環境基準を達成しました。

光化学オキシダント（Ox）の経年変化をみると、近年緩やかな増加傾向にあり、全測定地点で環境基準を超えています。近年の光化学オキシダント濃度の上昇の原因として、中国など大陸から光化学オキシダントの生成原因物質が日本上空に流れ込んでくる問題などが考えられ、全国的に見ても環境基準をほとんど達成できていない状況です

#### ◇環境基準達成状況（2022 年度）

		二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	光化学オキシダント (Ox)	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )
一般環境 大気測定局	西宮市役所	適合	適合	適合	未測定	不適	未測定
	鳴尾支所	未測定	適合	適合	未測定	不適	未測定
	瓦木公民館	未測定	適合	適合	未測定	不適	未測定
	甲陵中学校	適合	適合	適合	未測定	不適	未測定
	山口小学校	適合	適合	適合	未測定	不適	未測定
	浜甲子園	適合	適合	適合	適合	不適	適合
自動車排出 ガス測定局	六湛寺	未測定	適合	適合	適合	未測定	未測定
	津門川	未測定	適合	適合	適合	未測定	適合
	河原	2022（令和 4）年 4 月より休止中					
	甲子園	未測定	適合	適合	適合	未測定	適合
	塩瀬	未測定	適合	適合	適合	未測定	適合

大気環境の状況（二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・二酸化窒素・  
一酸化炭素・光化学オキシダント・微小粒子状物質）



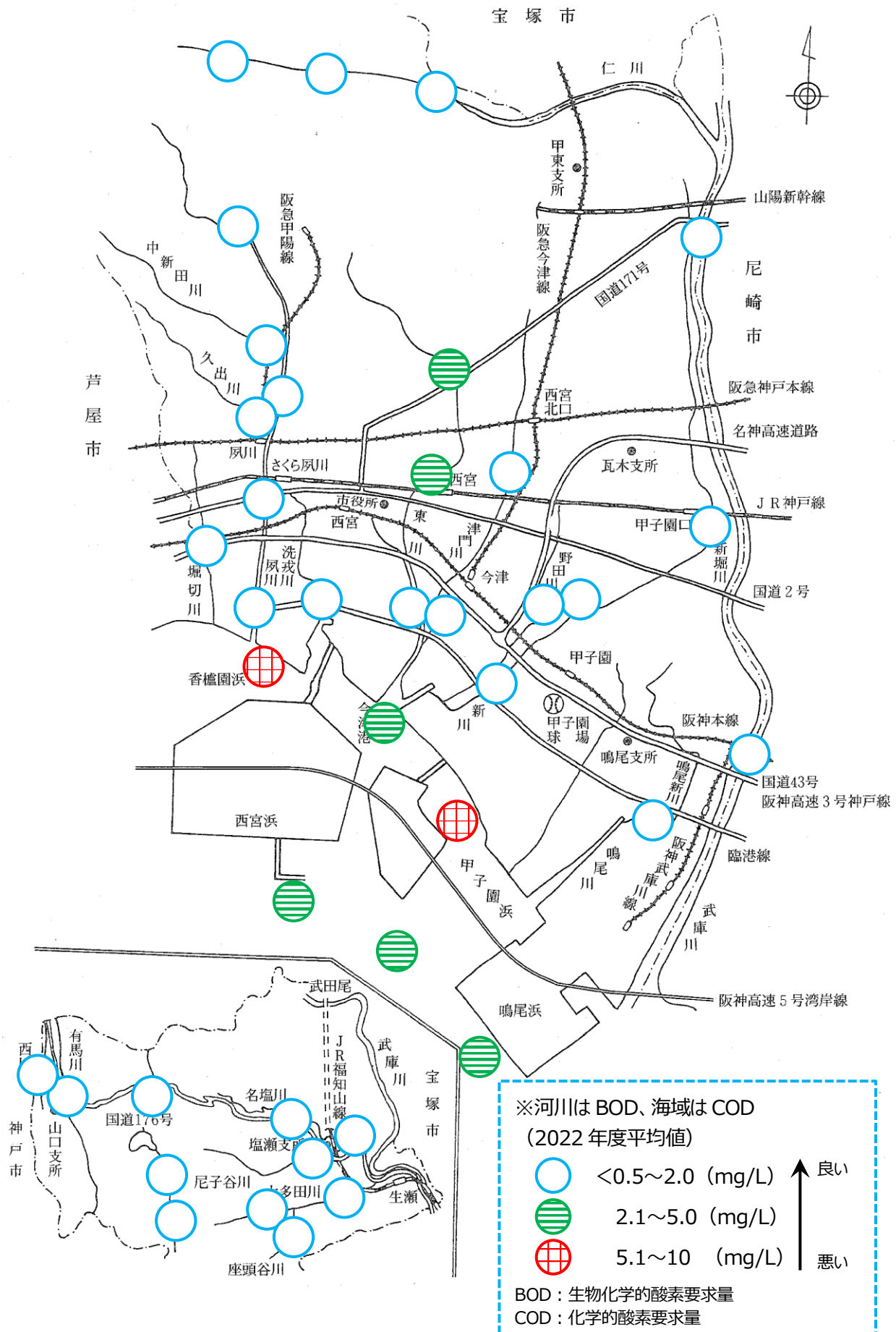
## ②水質汚濁

本市の公共用水域は、市街地を流下して大阪湾に注ぐ河川及び大阪湾の沿岸地域から成っています。河川や海域といった公共用水域の水質保全と水質汚染の監視のため、武庫川や夙川を含む市内の主要 20 河川で 34 地点、海域において甲子園浜や香櫨園浜など 6 地点のほか、新池や甲陽大池などのため池 4 地点で定期的に調査を実施しています。

かつては工場・事業場からの排水や家庭から出る生活排水によって公共用水域の水質は芳しくありませんでした。しかし、水質汚濁防止法などの施行によって工場・事業場からの汚濁物質の排出が規制されるとともに、公共下水道の整備・普及が進んだため、環境基準点である夙川橋において河川における代表的な有機汚濁の指標である BOD(生物化学的酸素要求量)の改善率が、2005 年から 2007 年までの 3 年間とその 10 年前の 3

年間との比較で全国 1 位になるなど、市内の河川の水質状況は著しく改善されました。

その一方で、流入する河川水の水質が改善されたにも関わらず、海域の水質についてはあまり改善が進んでいません。COD(化学的酸素要求量)は 6 地点すべて環境基準値を満足していますが、依然として春夏季には赤潮(富栄養化に伴うプランクトンの大量増殖)が発生したり、秋冬季には青潮(貧酸素状態)が発生したりする場合があります。その主な理由としては、本市の海域は瀬戸内海(大阪湾)の中の一文字防波堤の内側のさらに埋立地の周辺という強い閉鎖性水域に位置するために、海水の入れ替えが進みにくいこと、過去に排出された汚濁物がヘドロとなって海底に分解されずに沈んで蓄積されていることなどがあげられます。



### ③騒音・振動

本市は、主要幹線道路による自動車公害、大阪国際空港による航空機騒音、山陽新幹線による鉄道公害

と、市域の広範囲にわたり、交通騒音・振動による影響を受けています。

#### ◇自動車騒音、振動

本市の主要幹線道路である国道 2 号（六湛寺町 10）、43 号（久保町 1）、171 号（河原町 1）、176 号（山口町上山口）での自動車騒音、振動の結果は下表のとおりです。

騒音については、一部の地点で環境基準を上回っていますが、振動については、全ての地点で要請限度以下の値となっています。

##### 自動車騒音、振動（国道 2 号・六湛寺町 10）

昼・騒音 (dB)	夜・騒音 (dB)	昼・振動 (dB)	夜・振動 (dB)	交通量 (台)	測定日
69	66	42	37	23,424	2023 年 3 月 14 日

##### 自動車騒音、振動（国道 43 号・久保町 1）

昼・騒音 (dB)	夜・騒音 (dB)	昼・振動 (dB)	夜・振動 (dB)	交通量 (台)	測定日
67	64	49	47	55,318	2022 年 6 月 7 日

##### 自動車騒音、振動（国道 171 号・河原町 1）

昼・騒音 (dB)	夜・騒音 (dB)	昼・振動 (dB)	夜・振動 (dB)	交通量 (台)	測定日
74	72	39	36	34,662	2023 年 2 月 14 日

##### 自動車騒音、振動（国道 176 号・上山口）

昼・騒音 (dB)	夜・騒音 (dB)	昼・振動 (dB)	夜・振動 (dB)	交通量 (台)	測定日
68	64	37	31	22,434	2022 年 5 月 10 日

騒音に関する環境基準（昼※1）70dB（夜）65dB

振動に関する要請限度【国道 2 号(六湛寺町 10)、43 号(久保町 1)】(昼※2) 70dB（夜）65dB

振動に関する要請限度【国道 171 号(河原町 1)、176 号(山口町上山口)】(昼※2) 65dB（夜）60dB

※1・・・昼は AM6:00~PM10:00

※2・・・昼は AM8:00~PM7:00

#### ◇航空機騒音

大阪国際空港(伊丹空港)は内陸部の住宅の密集した市街地に位置し、利用する際の交通の便は良いものの、離陸のコースは西宮市・尼崎市境界上空を飛行するため、騒音について対策の必要な空港でもあります。

本市においては、毎年 10 月、定点で 2 日間、航空機騒音の有人測定を行っています。環境基準値は 57dB 以下で、2018 年度~2022 年度において、環境基準を達成しています。

##### 航空機騒音 測定結果（単位 dB）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
測定結果（2 日平均）	53	53	50	50	52

測定地点：西宮市立共同利用施設段上センター

◇新幹線騒音・振動

山陽新幹線は、1972年3月15日新大阪～岡山間が開通し、1975年3月10日には博多まで延長されました。本市の通過距離は高架部分約1.6km（武庫川から上甲東園6丁目まで）、トンネル部分約4.7km（上甲東園6丁目から芦屋市境まで）の計6.3kmです。

騒音の環境基準は70dB以下です。一方、振動に係る環境基準はありませんが、指標として70dBの指針値（昭和51年環境省勧告）があります。2022年度は騒音、振動ともに前年度とほぼ同程度の結果でした。

2022年度 騒音測定結果（単位 dB・パワー平均値）

測定地点	側道端	25m※	50m※
上大市5丁目南	66	64	62
上大市5丁目北	67	65	60
上大市1丁目南	67	65	58
上大市1丁目北	67	67	66
松籟荘南	68	63	61
松籟荘北	68	66	61

2022年度 振動測定結果（単位 dB・算術平均値）

測定地点	側道端	25m※	50m※
上大市5丁目南	55	55	52
上大市5丁目北	59	57	56
上大市1丁目南	56	55	52
上大市1丁目北	55	55	52
松籟荘南	55	55	51
松籟荘北	59	55	51

※測定地点の25m・50mは、軌道中心からの距離。但し、上大市5丁目北は37m、上大市1丁目北は43m、松籟荘南は41mです。

※連続して測定した20本のうち、上位10本の騒音パワー平均値、振動算術平均値が評価値になります。



## ④ 土壌汚染

土壌は、水や大気とともに環境の重要な構成要素であり、人をはじめとする生物の生存基盤として、また、農作物を育てる物質循環の要として重要な役割を担っています。

土壌汚染とは、揮発性有機化合物や重金属類、農薬等といった有害物質によって土壌が汚染された状態をいいます。原因としては、工場・事業場の操業時に有害物質を不適切に取り扱ってしまった場合や、有害物質を含む液体を地下に浸透させてしまった場合などといった事業活動による人為由来によるものと、もともと自然にその土地の土壌に含まれている自然由来によるものがあります。

す。本市の場合、六甲山系の地質により蛍石（主成分はふっ化カルシウム）が多く含まれている土壌ではふっ素、海域に近い、または近かった場所では、鉛、砒素、ふっ素などが、自然由来により土壌に多く含まれています。

土地の土壌汚染を把握するため調査契機や調査方法、また、土壌汚染がある土地が見つかったときに健康被害が生じないように適切な土地の管理の仕方を定めた土壌汚染対策法が施行されています。本市としては、同法の事務を取り扱うとともに、土壌汚染に関連の深い地下水について、概況調査や継続監視調査を定期的に実施し、汚染の把握に努めています。

## ⑤ 悪臭

悪臭については、悪臭防止法で 22 物質が規制されていますが、規制物質以外の多数の物質からなる複合臭気による悪臭苦情があります。2022 年度に本市に寄せられた苦情のうち、悪臭に関するものは 14 件あり、苦情総数の約 20%を占めています。本市では、これらの苦情につい

での原因調査、発生源への立入り調査などを行い解決に努めていますが、同じ臭いでも人によって感じ方の違いがあることや、発生源が小規模事業場 や個人住宅の場合が多く、完全な対策が困難なこともあり、抜本的な苦情解決に至らない場合もあります。

## ⑥ 地盤沈下

地盤沈下の主な原因は、地下水の過剰な汲み上げによって帯水層の水圧が低下し、粘土層に含まれている水が絞り出され、粘土層が収縮することにより地表面の沈下が起こるためです。こうして起きた地盤沈下は、地下水位が回復しても元に戻ることはほとんどなく、建造物の損壊や大雨による浸水などの被害をもたらすことがあります。

地盤沈下の観測には定期的な水準測量が有効であり、国土地理院および近隣府県市で構成する阪神地区

地盤沈下調査連絡協議会の測量計画に合わせて、本市においても市域南部に設置している約 100 個の標石に対して約 110km の観測網を構築して、一級水準測量を定期的実施しています。

近年の状況を見ると、大阪平野を縦断する上町断層の東側で若干隆起、本市を含む西側で若干沈降の傾向がみられます。ただし、本市南部地域において最も変動の大きい埋立地においても、最大で年 1cm から 2cm までの沈降に留まっています。

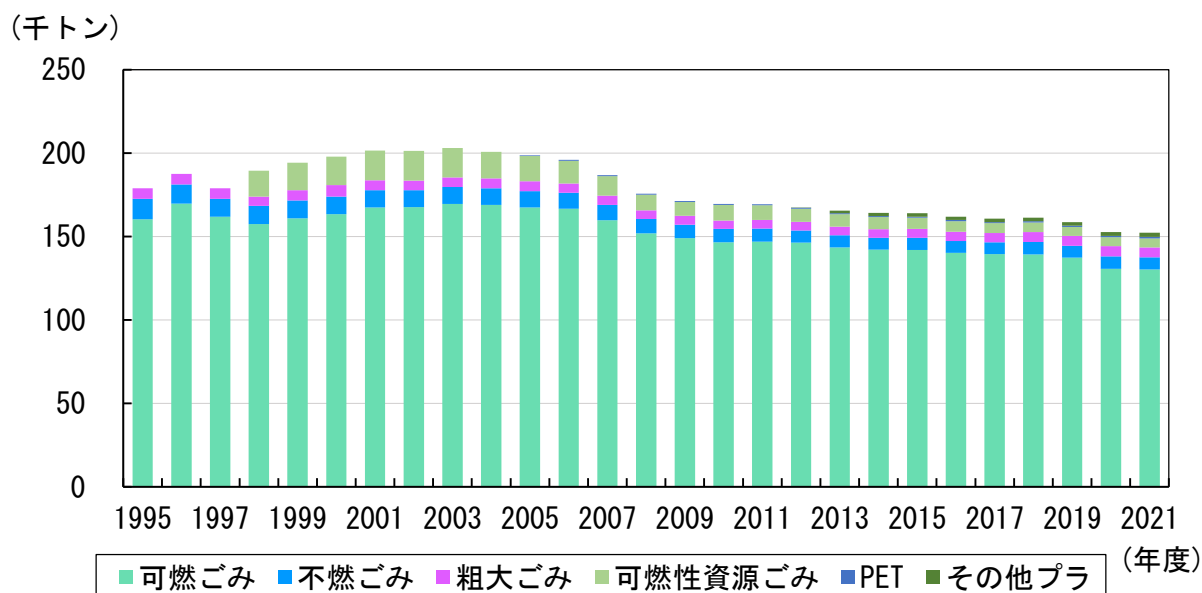
## (9) 廃棄物

### ① 一般廃棄物

家庭や事業所等から排出される一般廃棄物は、西部総合処理センターと東部総合処理センターの2か所の処理施設で処理しています。2007年度の「チャレンジにし

のみや25」策定以降、本市が処理しているごみの量は、2021年度では、年間152,257トン、1人1日あたりのごみの排出量は863gとなり、減少傾向にあります。

ごみの状況



### ② 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により事業者の処理責任が定められています。

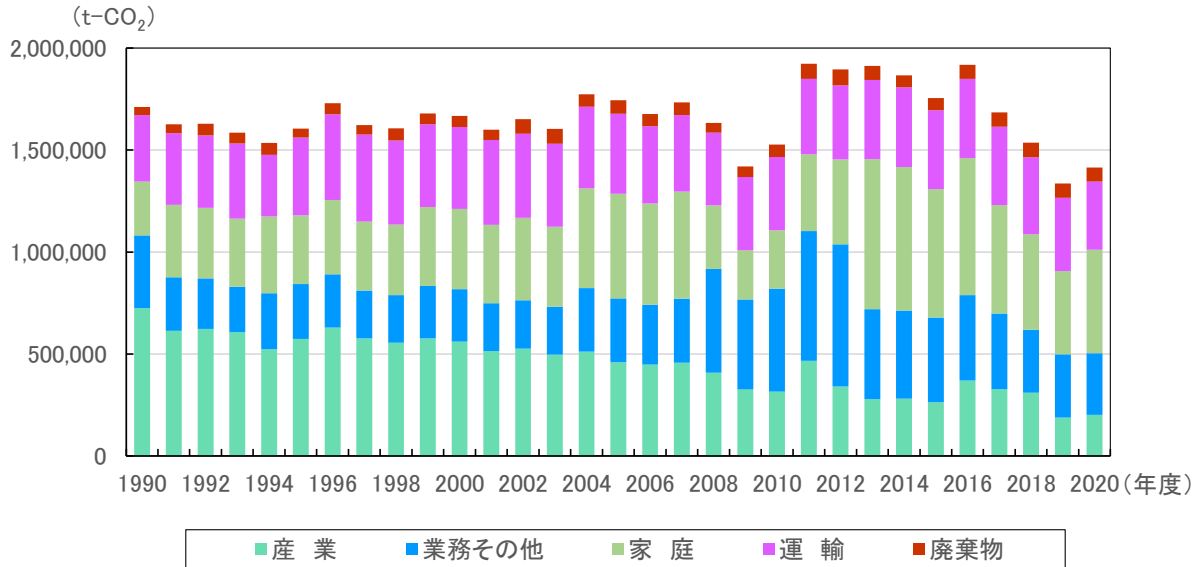
本市では、産業廃棄物処理業者や排出事業者の指導、産業廃棄物の不法投棄等の監視、苦情処理などを行っています。

### ③温室効果ガス排出量

西宮市域から排出された 2020 年度の温室効果ガスの総排出量は 1,414,821 t-CO<sub>2</sub>となっています。東日本大震災以降、原発停止等により電力排出係数が増

加したため、総排出量は増加しましたが、近年は省エネの取り組みが進んだことや、電力排出係数の低減により減少傾向にあります。

温室効果ガスの部門別排出量の推移



## (10)都市基盤

### ①上水道

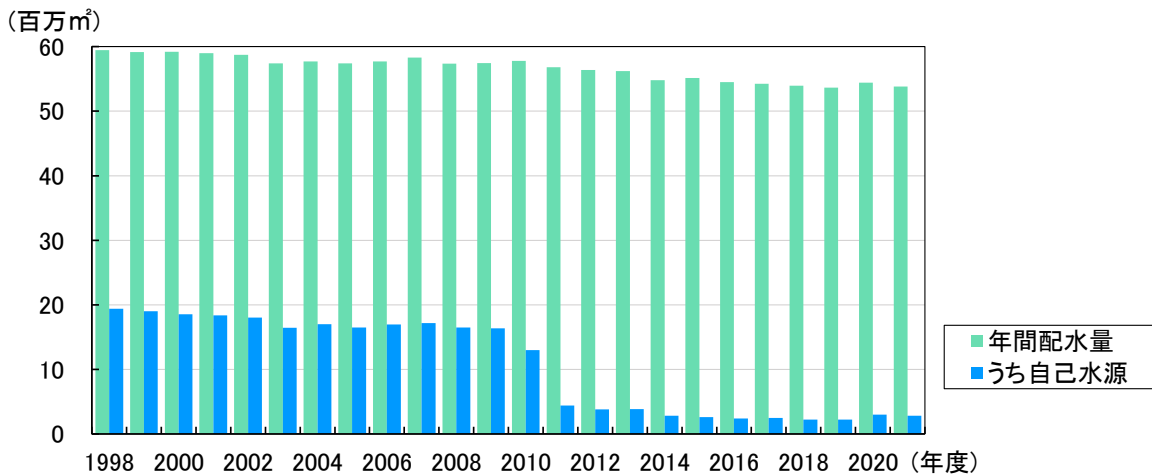
市制施行前の 1922 年に着工した本市の上水道は、2021 年度においては人口普及率は 99.9%になっています。

2021 年度の年間配水量は 53,814,342 立方メートルとなっており、うち他団体からの受水が 50,965,012

立方メートル、自己水源が 2,849,330 立方メートルとなっています。

自己水源を浄水処理していた越水浄水場が 2010 年から、鯨池浄水場が 2011 年から処理を停止したため、自己水源での配水量が以前と比較して減少しています。

上水道の概況



## ②下水道

本市の下水道事業は、1951 年より始まり、順次整備が進められました。当初は、浸水対策事業として雨水排水中心に開始されましたが、1970 年に枝川浄化センターが完成し(一部)、汚水排水の浄化が始まりました。

その後、市内に複数の浄化センターが整備されるなどして、西宮市内の大部分の汚水を処理できるようになり、夙川の水質改善率(10 年前と比較)が 2007 年度の環境省の調査で全国 1 位になるなど、下水道整備に

よる環境改善の効果がはっきり出ているといえます。

2022 年 3 月末における全市人口に対する下水道の人口普及率は 99.9%となっています。

河川の水質などの環境改善に寄与してきた下水道は、現在、大雨が降ることによって発生する市街地での浸水被害を少しでも軽減できるようにするために、市内の学校や公園などに雨水を一時的に貯める施設を整備するなど、雨水浸水対策にも取り組んでいます。

下水道の普及状況

	行政区域	処理区域
面積	10,018 ha	4,824.80 ha
人口	483,537 人 (a)	483,257 人 (b)

人口普及率 (b/a) 99.9%

## ③都市緑化

都市公園は、市街化された地域において緑地空間(オープンスペース)を確保し、過密化した都市の防災や緊急時の避難場所、あるいは身近なレクリエーションやコミュニティの場としての役目と、アスファルトとコンクリートで固められた都市のクーラーや空気浄化装置の役目も果たしています。

2020 年 3 月末現在、都市公園は 523 か所、489.09ha で、市民 1 人あたり面積は、10.03 平方 m となっています。

## (11)交通

本市は、兵庫県の東南部、大阪湾北部沿岸にあり、東は武庫川・仁川を境に尼崎・宝塚両市に、西は芦屋市に、北は六甲山系北部で神戸市にそれぞれ接し、阪神地域の中央部に位置しています。西宮市の道路交通を見てみると、南部は国道 2 号・43 号・171 号、名神

高速道路、阪神高速神戸線・湾岸線があり、北部は国道 176 号、中国自動車道、阪神高速北神戸線といった主要な道路が整備されています。また、西宮市では、鉄道駅は 23 駅あり、鉄道の利便性が高いと言えます。

## 2. 計画策定の体制

【西宮市環境審議会】

2023年10月1日現在（敬称略）

選任区分	氏名	職業等
市民代表	池永 浩一郎	公募
市民代表	藤原 春善	公募
市民代表	中村 堯夫	西宮市環境衛生協議会 副会長
学識経験者	上田 萌子	大阪公立大学大学院農学研究科 准教授
学識経験者	○大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科 教授
学識経験者	◎岸川 洋紀	武庫川女子大学 生活環境学部 准教授
学識経験者	能登 康夫	西宮自然保護協会 会長
産業界代表	松原 茂	兵庫六甲農業協同組合（西宮地区） 理事
産業界代表	山本 真作	西宮商工会議所 副会頭
労働者代表	小山 珠次	西宮労働者福祉協議会 理事

※任期：2025年6月30日まで

（氏名欄の◎は「会長」、○は「副会長」を示す。）

## 【西宮市環境計画推進パートナーシップ会議】

2023年10月1日現在（敬称略）

選任区分	氏名	職業等
市民	内田 宏美	西宮市青少年愛護協会 平木地区会長
市民	○清水 明彦	社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 副理事長
市民	達川 明久	公募市民
市民	津高 絵美	公募市民
市民	畑田 良昭	西宮コミュニティ協会 副理事長
市民	樋口 賢一	西宮市環境衛生協議会 会長
市民	山崎 由美	甲東エココミュニティ会議 代表
学識経験者	石川 雅紀	叡啓大学 特任教授
学識経験者	石丸 京子	園田学園女子大学 非常勤講師
学識経験者	北詰 恵一	関西大学 教授
学識経験者	◎狹間 恵三子	大阪商業大学 教授
学識経験者	花田 眞理子	大阪府立環境農林水産総合研究所 客員研究員
学識経験者	張野 宏也	神戸女学院大学 教授
学識経験者	平井 規央	大阪公立大学大学院 教授
事業所	贄田 祥有	生活協同組合コープこうべ 第2地区本部 マネージャー
事業所	鈴木 暁	西宮労働者福祉協議会 副会長
事業所	曾我 浩	日本盛株式会社 専務取締役
事業所	藤田 邦夫	西宮商工会議所 専務理事

※任期：2025年6月30日まで

（氏名欄の◎は「会長、部会長」、○は「副会長、副部会長」を示す。）

### 3. 計画策定の経過

日程	会議名	議題
2017年 5月 24日 (水)	第1回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 西宮市の環境施策について (2) 専門部会委員選出
2017年 7月 26日 (水)	第1回 環境計画策定部会	(1) 新環境計画の改定方針について (2) アンケート案について (3) ワークショップ案について
2017年 10月 11日 (水)	第1回庁内委員会	(1) 現計画の各目標の評価及び事業一覧
2017年 10月 18日 (水)	第2回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 新環境計画の改定について (2) 各部会の報告について
2017年 10月 30日 (月)	第1回環境審議会	(1) 新環境計画の改定について (諮問)
2017年 11月 21日 (火)	第2回 環境計画策定部会	(1) 計画改定の振り返りについて (2) 第1回環境審議会等の報告について (3) 施策体系の検討について
2017年 12月 21日 (木)	第3回 環境計画策定部会	(1) 素案の検討について
2018年 2月 7日 (水)	第3回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 素案の検討について (2) 各部会の報告について
2018年 5月 31日 (木)	第1回環境審議会	(1) 素案の検討について
2018年 7月 27日 (金)	第1回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 素案の検討について (2) 各部会の報告について
2018年 10月 5日 (金)	第2回環境審議会	(1) 新環境計画の改定について (答申)
2018年 10月 16日 (火)	第2回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 素案の検討について (2) 各部会の報告について
2019年 2月 14日 (木)	第3回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) パブリックコメントの結果報告について (2) 各部会の報告について
2023年 5月 15日 (月)	第1回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 第3次西宮市環境基本計画の中間見直しについて
2023年 7月 25日 (火)	第1回環境審議会	(1) 第3次西宮市環境基本計画の中間改定について (諮問) (2) 各部会の開催報告
2023年 10月 24日 (火)	第2回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 第3次西宮市環境基本計画の中間見直しについて (協議) (2) 各部会報告
2023年 11月 24日 (金)	第2回環境審議会	(1) 第3次西宮市環境基本計画の中間改定について (答申) (2) 各部会の開催報告



## 4. 諮問書・答申書

### 諮問書

西環企発第 000030 号

令和 5 年 7 月 25 日

(2023 年)

西宮市環境審議会

会長 岸川 洋紀 様

西宮市長 石井登志郎

#### 第 3 次西宮市環境基本計画の変更について（諮問）

本市では、平成 15 年に「環境学習都市宣言」を行い、これを具体化するため、平成 17 年 3 月に「新環境計画」を、令和元年に「第 3 次西宮市環境基本計画」を策定し、令和 10 年度を目標年度として、環境の保全に関する様々な施策を展開し、一定の成果を挙げてきました。

一方で、地球規模の気候変動へ対応するため、国は 2050 年カーボンニュートラルを表明し、そして本市においてもこれを受け「2050 年ゼロカーボンシティ」を表明するなど、国内外の環境をめぐる動きにも大きな変化が見られます。これら国内外の社会情勢を踏まえて、環境問題を取り巻く新たな動向等に対応していく必要があることから、「第 3 次西宮市環境基本計画」の中間年度である今年度において見直しを行い、新たな環境施策の展開を図る必要があります。

このため、西宮市環境基本条例第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、第 3 次西宮市環境基本計画の変更について、貴審議会に諮問します。

令和5年11月24日  
(2023年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市環境審議会  
会長 岸川 洋紀

### 第3次西宮市環境基本計画の変更について（答申）

令和5年7月25日付、西環企発第000030号で諮問のあった「第3次西宮市環境基本計画の変更について」は、当審議会において慎重に審議を行った結果、下記のことを要望し、第3次西宮市環境基本計画中間改定素案（案）を了とします。

#### 記

- 1 本計画が、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）」第8条に基づく行動計画に位置付けされたことを踏まえ、幅広い世代が地球を取り巻く環境問題を自らのこととして捉え、行動に結び付けていくための取り組みを図ること。
- 2 地域で取り組みを行っている市民、事業者、団体等と相互に連携し、より多くの市民が環境学習や環境活動に参加できるよう機会や場の創出を図ること。
- 3 環境学習都市宣言を行った市として、環境に配慮する意識を維持・向上していくように努めること。また、市民、事業者、団体等とのパートナーシップのもと、効果的、効率的に計画の推進に努めること。
- 4 個別計画との整合性に留意すること。また、中間改定後も国際的な動向や環境法令等の改正や新たな環境問題など新たな課題についても、適切に対応すること。
- 5 写真やイラスト等を多く使用し、難しい用語は丁寧に説明するなど市民にとって読みやすい内容、わかりやすい表現に努めること。また、できるだけコンパクトな構成とすること。
- 6 誤字等を精査するとともに、文章表現にばらつきがないように努めること。

## 5. 市民ワークショップの実施内容

- 日 時：2017年10月1日(日)13:30~17:00
- 場 所：西宮市 市民会館 中会議室 401
- 参加者数：39名(公募市民1名、エココミュニティ会議9名、事業者5名、西宮市環境計画推進パートナーシップ会議等11名、教育関係1名、大学生6名、行政職員6名)+事務局関係者14名
- 目 的：西宮市では、これまで市民、事業者、行政、専門家などによるパートナーシップによって計画を推進してきたことから、第3次西宮市環境基本計画の策定に当たり、西宮市の環境基本計画の基盤とも言える「パートナーシップによる計画の推進」の第一歩となることを目的として市民ワークショップを開催した。
- 内 容：
  - 1.あいさつ・趣旨説明
  - 2.計画策定に向けたこれまでの取り組みとワークショップ結果の活かし方
  - 3.勉強会
    - テーマ：西宮市の環境における人づくり、まちづくりのこれから
    - 講 師：NPO 法人 子ども環境活動支援協会(LEAF)理事 小川雅由 氏
  - 4.ワークショップ
    - 「まちの未来」について～学びあい、支えあうまちはどんなまち？
      - ①これまで経験した環境体験・学習、
      - ②西宮の良いところ・大切にしたいこと、
      - ③西宮の気になること、改善が必要だと思うこと、
      - ④未来(約30年後)に日常的に取り組んでいきたいこと、またその未来を実現するために、どんなことを学べばよい？の4点について意見交換を行った。
    - 班の考えをまとめる～未来の西宮に向けて「大切なキーワードを考えよう」
      - ⑤⑥自分の班や他の班の発表で良いと思った点、
      - ⑦これからの西宮で大切にしたいこと、
      - ⑧そのためにしなければいけないこと(自らが、連携して)、
      - ⑨班のキャッチコピーについて意見を行った。
  - 5.発表
    - ①各班発表
    - ②講師からのコメント



## ○実施結果

### ①あなたは、いつごろ、どんな場面で環境について体験や学習をしましたか？

- ・身近な自然の中での体験・学習の他に、学校や地域主催、団体・職場主催の活動での様々な体験や学習があげられた。

特に、自然体験は子どもの頃(家庭)で多くあげられており、参加者の印象に残っている様子が見えてくる。

### ②現在の西宮で良いところ・大切にしたいことは？

- ・山、川、海の「自然が豊か」であること、住宅街の景観や緑、公園等の「景観・良好な住環境」があること、幼児から大人まで「環境学習の場」があること、「人とのつながり」があること、そのほか、「祭り」や「阪神淡路大震災の経験」があげられた。

### ③現在の西宮で気になるところ・改善が必要だと思われることは？

- ・道路空間や騒音、アスファルト面が多い(土面が少ない)などの「都市空間における課題」や、「開発による自然減」、「自然の管理」について課題があげられた。

- ・また、「自然災害への対応」や「世代間ギャップ、知識の共有の希薄」等も各グループからあげられた。

### ④未来の西宮で日常的に取り組んでいきたいことは？その未来を実現するために、いつ、どんなことを学べば良い？

- ・未来の西宮の未来の姿としては、「子どもが生き抜く力を持つこと」、「人と人とのつながりを大切にする力」などの環境の個別分野にとどまらない姿や、「今ある豊かな自然環境の維持」「防災教育」「企業と連携による環境ビジネス」があげられた。

※⑤、⑥はそれぞれ、それぞれの意見で良いと思った点なので、④、⑦に含まれるため割愛

### ⑦これからの西宮で大切にしたいこと

- ・世代間ギャップや全ての人に関わるコミュニティなどの「人と人とのつながり、コミュニケーション」、「子どもたちの生きる力」、地域愛を育み「西宮らしさ」、「人と自然が共生する」、「自然災害に備える(防災)」というキーワードがあげられた。

### ⑧そのためにしなければいけないこと

- ・自らの取り組みとしては、日々の取り組み(節水、節電、ごみ減量)や学びを共有することなどがあげられた。連携しての取り組みとしては、官民や各世代をつなげる取り組みや様々な主体が参加する対話の場や楽しく集まる場をつくることなどが共通してあげられた。

### ⑨大切なキーワード(各班のキャッチコピー)

- ・自然から生きる力を学ぶ
- ・次世代につなげる人と自然の共生のまちへ～学ぶ・知る・伝える～
- ・守る、つながる、思いと場を共有する、学び続ける(西宮の文化、市民としてのプライド)
- ・学びあい、つながるまち にしのみや
- ・つながり合う街 西宮～私たちの、私たちによる、私たちのためのまちづくり～

- 日 時：2023年8月6日(日)14:00~16:00
- 場 所：西宮市 アクト西宮東館 6階 大学交流センター 講義室 1
- 参加者数：16名（エココミュニティ会議10名、大学生5名、西宮市若手職員1名）+事務局関係者9名
- 目 的：西宮市では、これまで市民、事業者、行政、専門家などによるパートナーシップによって計画を推進してきたことから、第3次西宮市環境基本計画の中間見直しに当たり、地域の方や若者の意見を反映させることを目的として西宮の環境・地域について考えるワークショップを開催した。
- 内 容：
  - 1.あいさつ・趣旨説明
  - 2.西宮市環境基本計画及びゼロカーボン、ワークショップのルールについて説明
  - 3.ワークショップ
    - グループワーク
      - ①自慢したい西宮の環境
      - ②地域活動への若者の参加を高める方法
      - ③ゼロカーボンに向けて、私たちにできること
 の3点について意見交換を行った。
    - 班の考えをまとめる～各テーマについて取りまとめを行った。  
休憩中に、良いと思った意見に「いいねシール」を各自貼付け
  - 4.発表  
各班発表
  - 5.意見交換・交流  
各班が作成した模造紙を自由に見学しながら、意見交換、交流を行った。



- 実施結果
- ①自慢したい西宮の環境
  - ・教育・自然・地域・行政・交通・その他の6グループに分けられた
  - ・自然が多く、酒造りに適したきれいな水が流れている
  - ・地域と行政のつながりが強い
  - ・学校がたくさんあり、環境学習にも力を入れている

- ・大阪や神戸に近く、交通インフラが整っている
- ②地域活動への若者の参加を高める方法
- ・興味を引き付ける何かが必要であり、きっかけ・どうやって・広報・その他に分けられた
  - ・地域交流を学校授業の一環に組み込む、地域の大学や学校をつなげてもらうといったことや、親子の会話により、子どもから大人に参加のきっかけを作ってもらう
  - ・楽しめるイベントを考え、受け入れ側の体制を整えることやボランティアだけに頼らないことが大切
  - ・広報不足なので、ポスターや SNS 等いろんな媒体で広報すること
  - ・事前にイベントの詳しい内容を伝えるとともに、参加者の声を発信する
  - ・講義の空きコマに参加できる活動や、土日や夜の活動を増やす他、学校での行事として地域活動への参加を募り、活動から地域に関心を持ってもらう
- ③ゼロカーボンに向けて私たちができること
- ・教育・ごみ・アイデア・啓発・自然・事業者に分けられた
  - ・生ごみの堆肥化や ESG 投資など、環境のために出来ることについて学ぶ
  - ・クールスポットを用意する
  - ・カーボンフットプリントやフードマイレージ、ゼロカーボン等、言葉自体や意味を知らない人もいるため、言葉と意味を広める
  - ・レンタサイクルや徒歩を使い、出来るだけ車を使わない移動を行う。車を使うときもエコドライブを意識する
  - ・宅配ボックスを設置しやすくし、再配達のエネルギーを削減する
  - ・間伐や森林整備を行う
  - ・地産地消が市民として力の入れやすいゼロカーボンに向けてできることだと思う

# 6. 西宮市環境基本条例

(平成17年3月30日)

(西宮市条例第31号)

沿革

平成25年7月10日 条例3号 [1]

目次

第1章 総則 (第1条—第6条)

第2章 持続可能なまちづくりに向けた基本的施策 (第7条—第15条)

第3章 持続可能なまちづくりの推進に関する施策等

第1節 環境学習の推進 (第16条・第17条)

第2節 参画と協働による施策の推進 (第18条—第21条)

第3節 循環型社会に関する施策の推進 (第22条—第24条)

第4節 自然と共生するまちづくりに関する施策の推進 (第25条・第26条)

第5節 人と人との共生に関する施策の推進 (第27条・第28条)

第6節 地球環境保全に向けた国際的協力の推進 (第29条・第30条)

付則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市が環境学習都市宣言を基本理念としてまちづくりを行うに当たり、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境施策の基本となる事項を定めることにより、市、事業者及び市民の参画と協働による環境学習を通じ、21世紀の世界に誇ることのできる持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 環境学習

人間と自然との関係を考え、環境に対する理解を深め、自然、歴史、文化、産業及び伝統等の地域資源を活用し、地域や地球環境との望ましい関係を構築するために学び合うことをいう。

### (2) 環境保全活動

地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全を主たる目的として自発的に行われる活動のうち、環境の保全上直接の効果の有するものをいう。

### (3) 持続可能なまちづくり

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる公正で平和な社会を構築することをいう。

### (4) 循環型社会

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

### (5) 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。

### (6) 生物多様性の保全

様々な野生生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境又は生育環境で繁殖を続けている状態を保全することをいう。

## (7) 地球環境保全

人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

## (8) 公害

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある生物及びその生息環境又は生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

### (基本方針)

第3条 環境学習を通じた持続可能なまちづくりは、次に掲げる基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、推進しなければならない。

- (1) 環境学習の推進により、環境に配慮した行動を実践できる市民を育成すること。
- (2) 市、事業者及び市民の参画と協働により、地域社会に根づいた環境活動を行うこと。
- (3) 環境と経済との調和を維持し、循環型社会の構築を図ること。
- (4) 生物多様性の保全に配慮した、自然と共生するまちづくりを行うこと。
- (5) 人類共通の課題である地球環境保全に貢献するため、広域的な連携を図ること。

### (市の責務)

第4条 市は、持続可能なまちづくりに向けた総合的かつ計画的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、基本方針にのっとり、自らの責任と負担において自らの活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。
- 3 市は、事業者及び市民が行う環境保全活動に参画し、及び支援するものとする。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの責任と負担において事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たって、再生資源その他環境への負荷の低減に効果的な原材料等を使用するように努めるとともに、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 事業者は、地域社会の構成員であることを自覚し、持続可能なまちづくりの推進に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策及び市民が行う環境保全活動に参画し、及び協力しなければならない。

### (市民の責務)

第6条 市民は、日常活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、持続可能なまちづくりの推進に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策及び事業者が実施する環境保全活動に参画し、及び協力しなければならない。

## 第2章 持続可能なまちづくりに向けた基本的施策（環境計画の策定等）

第7条 市長は、環境施策を推進するための基本的な指針となる計画（以下「環境計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、環境計画を事業者及び市民の参画と協働により定めるとともに、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市環境審議会の意見を聴かななければならない。〔1〕
- 3 市長は、環境計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境計画を変更する場合について準用する。

### (環境計画推進のための組織の設置)



第8条 市長は、環境計画を市、事業者及び市民の参画と協働により推進し、並びに推進状況の把握及び継続的改善のための手段を検討するため、市、事業者及び市民によって構成されるパートナーシップ組織の設置に努めるものとする。

2 市長は、環境計画の進捗状況について、定期的な監査及び改善指導を実施するために、市、事業者及び市民の参画と協働による評価組織の設置に努めるものとする。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境計画の推進に関する施策の実施状況及び評価結果について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(財政的措置等)

第10条 市は、環境施策の推進を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第11条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設等の環境への負荷を低減するための施設及び公園、緑地等の快適な環境を確保するための施設の整備に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、事業者及び市民の環境保全活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(環境の状況の把握及び公表)

第13条 市は、健康を損なうおそれのある化学物質の状況その他の環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備及び調査を実施するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査により明らかとなった環境の状況について、必要に応じて公表するものとする。

(環境に係る苦情の処理)

第14条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情について、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(環境影響評価)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業で、環境への負荷の大きい事業を行う事業者が、その実施に当たり、あらかじめ、当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき当該事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第3章 持続可能なまちづくりの推進に関する施策等

#### 第1節 環境学習の推進

(環境学習の推進等)

第16条 市、事業者及び市民は、環境学習都市宣言の理念に基づき、環境学習を自ら進んで行うとともに、他の者が行う環境学習に、相互に協力しなければならない。

2 市及び事業者は、その雇用する者に対し、環境保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境学習を実施しなければならない。

3 市は、環境保全活動及び環境学習を行う事業者及び市民と適切な連携を図るとともに、その支援に努めるものとする。

(環境学習に係る施策の体系的実施)

第17条 市は、環境学習を推進するため、次に掲げる施策を体系的に実施するものとする。

(1) 環境学習に係る基本の方針を策定すること。

(2) 環境学習を先導する人材を育成すること。

(3) 環境学習の推進の拠点となる施設及び環境学習に活用できる施設を整備し、並びに各施設をネットワーク化すること。

(4) 各世代に応じた環境学習システム及び環境学習プログラムを作成すること。

(5) 環境学習に関する情報を収集し、及び提供すること。

## 第2節 参画と協働による施策の推進

(事業者及び市民の参画の機会の確保)

第18条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、事業者及び市民が参画する機会を確保し、並びに事業者及び市民の意見の反映に努め、その連携と協力のもとに施策を推進しなければならない。

(市、事業者及び市民の協働による取組)

第19条 市、事業者及び市民は、それぞれが担うべき責務及び役割を自覚し、協働して積極的に持続可能なまちづくりの推進に関する活動に取り組むよう努めなければならない。

(地域における環境保全活動等の推進)

第20条 事業者及び市民は、地域における環境保全活動等の推進に努めるものとする。

2 市は、地域における事業者及び市民の協働による取組を支援するものとする。

(広域的施策の推進)

第21条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

## 第3節 循環型社会に関する施策の推進

(廃棄物の発生抑制等に係る措置)

第22条 市、事業者及び市民は、廃棄物の発生抑制、資源の循環的利用、エネルギー消費の抑制等により、環境への負荷の低減を図る等自主的な環境の管理に必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する物品等の利用の促進)

第23条 市、事業者及び市民は、自ら環境への負荷の低減に資する物品等の利用を図るよう努めるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第24条 市、事業者及び市民は、地球温暖化の防止に資するため、自動車の使用抑制等による二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民による二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動を促進するため、地球温暖化の防止に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第4節 自然と共生するまちづくりに関する施策の推進

(生物多様性の保全のための措置)

第25条 市、事業者及び市民は、野生生物の種の保存とともに、生物多様性の保全が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自然と共生するまちづくりのための措置)

第26条 市、事業者及び市民は、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が保全され、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう、自然と共生するまちづくりのために必要な措置を講ずるものとする。

## 第5節 人と人との共生に関する施策の推進

(人と人との共生するまちづくりのための措置)

第27条 市、事業者及び市民は、身近な自然、歴史、文化その他の地域の特性との調和を図るとともに、人と人が共生するまちづくりに必要な措置を講ずるものとする。

(生活環境の保全)

第28条 市、事業者及び市民は、市民の健康を守り、生活環境を保全するため、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動その他環境保全上の支障の抑制に努めるものとする。

## 第6節 地球環境保全に向けた国際的協力の推進

(地球環境保全に係る施策の推進)

第29条 市、事業者及び市民は、自らの活動が地球環境保全と密接に関係することを認識し、地域をあげて地球環境保全のための活動に積極的に取り組まなければならない。

2 市は、関係機関との適切な役割分担の下に、地球環境保全のための施策を率先して推進するものとする。

(国際的協力の推進)

第30条 市、事業者及び市民は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と連携し、環境に関する国際的協力の推進に努めるものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に西宮市環境保全条例を廃止する条例（平成16年西宮市条例第29号）による廃止前の西宮市環境保全条例（平成8年西宮市条例第20号）第6条第1項の規定により定められている環境計画は、この条例第7条第1項の規定により定められた環境計画とみなす。

(西宮市附属機関条例の一部改正)

第3条 西宮市附属機関条例（平成11年西宮市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

付 則（平成25年7月10日西宮市条例第3号〔1〕西宮市附属機関条例付則9条による改正付則抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年8月1日から施行する。〔以下略〕

## 7. 用語解説

用語	意味
＜あ行＞	
アスベスト	天然にできた鉱物繊維で、熱に強く、摩擦に強く切れにくい、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持っている。石綿は、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫（悪性の腫瘍）などの病気を引き起こす恐れがある。
一酸化炭素（CO）	炭素を含んだ物を燃焼すると発生する。燃焼が完全なときは二酸化炭素になるが、不完全燃焼の時に一酸化炭素が発生する。主な発生源は自動車排出ガス（移動発生源）が挙げられる。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のことをいう。一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水」に分類される。また「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」に分類される。
エコドライブ	省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。
エシカル消費	地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことをいう。私たち一人ひとりが、社会的な課題に気づき、日々の消費を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみるのが、エシカル消費の第一歩となる。
エネルギーコスト	電気・ガス等の光熱費、灯油、ガソリンなどにかかる費用のことをいう。
オオキンケイギク	北米原産の多年草で、5月～7月に黄色のコスモスに似た花を咲かせる。強靱でよく生育することから、かつては法面緑化に使用されたり、苗として販売されたりしていたが、在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境への影響が大きいため、2006年から外来生物法の特定外来生物に指定され、運搬や、栽培、譲渡などが原則として禁止された。
温室効果ガス	地球温暖化に影響を及ぼすガスのことをいう。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
＜か行＞	
外来生物	人間による意図的または非意図的な活動によって、本来持つ移動能力を超えて、他の地域に持ち込まれ、野外に生息、生育している生物のことをいう。
化学的酸素要求量（COD）	COD（Chemical Oxygen Demand）ともいう。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に、消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。
環境基準	環境基本法で「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染および騒音にかかる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と規定しており、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

用語	意味
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことをいう。
気候変動 適応計画	気候変動適応法第7条の規定により、政府が策定する。気候変動の影響による被害を最小化する施策を、計画的に講ずることにより、国民の生命・財産の保全を図るとともに、生活の質の維持を図り、被害を受けた際に迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指し、今後おおむね10年間にわたる基本的方向を示すもの。気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行うことを「緩和」、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減する（または温暖化の好影響を増長させる）ことを「適応」という。
グリーンインフラ	森林、農地、海岸などの自然が持つ多様な機能（水質浄化、保水等）を活用した道路・港湾・上下水道などのインフラ整備をとらして、生物多様性を保ちつつ、防災・減災等の効果も得る仕組みのこと。
光化学オキシダント (Ox)	工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称のことをいう。
ごみ減量等推進員	市長が2年の任期で委嘱し、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔で快適な生活環境の確保に向け、地域活動を推進するリーダーのことをいう。
〈さ行〉	
最終処分場	最終処分を行う施設であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）に分類される。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことをいう。
サーキュラーエコノミー	循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」のリニアな経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保持・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済を指す。
産業廃棄物	廃棄物処理法第2条4項で規定される、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で定める20種類の廃棄物のことをいう。
事業系ごみ	廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物のことをいう。
次世代自動車	窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のことをいう。
持続可能な社会	健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる公正で平和な社会のことをいう。
循環型社会	製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

用語	意味
省エネルギー診断	工場や事業場などにおいて、エネルギー消費設備が効率よく運用されているかなどの現状を把握し、省エネルギーに関する改善の可能性を把握するための調査のことをいう。
食品ロス	食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいう。
ステークホルダー	組織やプロジェクトなどの活動に対して直接的あるいは間接的に影響を受けたり、影響を及ぼしたりする全ての個人や団体のことで、利害関係者を指す。
生活系ごみ	一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）のことをいう。
生態系	太陽光線、土、水、大気、野生生物の 5 つの要素が互いに関係しあいながら循環していること（日本生態系協会）。環境問題とは、5 つの要素のどれかへの影響を指す。生態系とは、まさに人間生活の基盤となる。
生態系サービス	私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられており、これらの恵みを「生態系サービス」と呼ぶ。
生物化学的酸素要求量（BOD）	BOD（Biochemical Oxygen Demand）ともいう。汚水中に存在する有機物などの汚濁物質が、微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のことをいう。数値が大きいほど、その水が汚れていることを意味する。
ゼロカーボン	二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。「脱炭素」、「カーボンニュートラル」、「ネットゼロ」とも呼ばれている。
<た行>	
ダイオキシン類	塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、焼却過程などで非意図的に生成され、内臓障害や発がん性などの健康被害が知られている。
電動車	電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車の 4 種の自動車を指し、バッテリーに蓄えられた電気を動力の全て又は一部として使用し、走行する自動車をいう。
電力排出係数	電気事業者が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）を排出したかを表す指標で、「実二酸化炭素排出量 ÷ 販売電力量」で算出される。
特定外来生物	外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れがあるものの中から外来生物法に基づき指定された生物（生きているものに限られ、卵、趣旨、再生可能な器官も含まれる）をいう。特定外来生物に指定された生物は、①輸入、②飼養や運搬、③野外に放つことが原則として禁止される。 なお、2023 年 4 月 1 日に施行された改正外来生物法では、特定外来生物の種類ごとの特性を踏まえ、一律に飼養や譲渡等を規制するのではなく、輸入、放出、販売又は頒布を目的とした飼養及び譲渡し等を主に規制することが可能な仕組みとなった。アカミミガメとアメリカザリガニは、2023 年 6 月 1 日から一般家庭等での飼養等や少数の相手への無償での譲渡し等については許可無しで行うことができる条件付特定外来生物に指定された。

用語	意味
<な行>	
ネイチャー・ポジティブ (自然再興)	生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味する。
<は行>	
ヒートアイランド	都市部において、人口物の増加、コンクリートやアスファルト面の増加、冷暖房などの人口排熱の増加により、都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。
富栄養化	湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となる。湖沼や東京湾等の内湾で生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることが問題になっている。
フードドライブ	家庭で余っている食料品を学校や職場、イベント等に持ち寄り、地域の福祉団体や施設などに寄付する活動のこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	粉じん、ばいじんのうち 10 ミクロン以下の物質で、発生原因は、自然的なものとしては、風による舞い上がりなど、また、石炭、石油などの燃料の燃焼物の破壊などがあげられ、大気中に比較的長時間滞留する。呼吸器系への影響が大きく、せき、痰をひきおこし、特に粒径の小さいものは肺胞などに沈着する。
ベオグラード憲章	1975 年に開催されたベオグラード会議で作成された憲章。環境の状況、環境の目標、環境教育の目標、環境教育の目的、対象、環境教育プログラムの指針となる原則の 6 構成よりなり、環境教育のフレームワークとなっている。
PCB 廃棄物	不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質で、絶縁油、熱媒体等広い用途に使用されていた。生態による毒性が高く、脂肪組織に蓄積しやすい。
<ら行>	
リサイクルプラザ (資源循環)	西宮市におけるリサイクルを推進するために設置された粗大ごみ展示・活用施設。西宮市西部総合処理センター内にあり、ごみとせずに再度使ってもらうため、粗大ごみの中からまだ使える家具などを展示し、市民の方で欲しい人がいれば持ち帰ることができる。
リターナブルびん	使用済みのびんを返却、詰め替えをすることによって、何度も使用できるびんのことをいう。 店舗等から回収されたリターナブルびんは、きれいに洗浄され、再び中身を詰めて再品化される。
レッドリスト	日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたものをいう。